伊澤總督後藤長官を迎ふ

伊澤閣下には、這回臺灣總督の大命を拜し、新任後藤總務長官と共に、閣下と舊緣ある我が南瀛の領土に蒞任された。惟うに、本島改隷既に三十年、今や庶政大いに擧れるも、然かも文化的に經濟的に施爲を要すべきもの、多く懸つて今後に在るの際、第三次の文官總督として、俊邁果斷なる伊澤閣下と、明敏達識なる後藤長官とを、同時に本島に迎へ得たことは、洵に我が領土統治の一大福音と謂はざるを得ない、吾人は今回總督長官兩閣下の訓示を拜誦し、深く其の高遠にして正大なるに感激し、四百萬島民の前途の、益々幸慶あるべきを想ふのである。冀くは官民和協して、有終の美を濟さんことを。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

本年再度の暴風雨

去る八月初旬本島に暴風雨の襲來ありたることは前號之を報じたるが其後九月の六日再度の暴風雨が又復た本島を襲つた。今回の颱風は九月三日既にラサ島東南海上に顯はれ西北西に進みて六日基隆沖に來り暴風中心移動速度一時間十一、二哩の速度を以て西方に通過し支那大陸に去つたもので、其の最强烈なりしは臺北及基隆であつたが臺北では同日午前十時頃より烈風となり午後一時暴風中心旋廻速力二十九米以上の颶風となり同二時四十八分には同上速力三十八米二(一時間八十五哩の風速、基隆は百哩)雨量三十六粍七となり午後三時より漸次下向したが其の結果被害の最も甚だしかつたのは臺北及新竹の二州であつた、而して此の暴風雨の損害として同月八日午前十一時迄に總督府に達した各地被害の總計は死者十八、行方不明十四、負傷者三百十二、家屋流失十四、同全潰三千二百九十、同半潰四千六十二、同大破六千百四十、其他河川埤圳堤防の決潰、道路軌道橋梁の流失破損等も相當に甚だしかつた。

再度の風水害御救恤

去る八月初旬本島北部に於ける風水害に際し御救恤として三千七百圓を賜はりたることは本島民の等しく感泣する處であるが今回別項暴風雨の再度襲來ありて其の損害多大なる趣　天聽に達し畏くも皇室に於かせられては重ねて御救恤として金一萬圓御下賜相成りたる旨宮内省より總督宛通牒があつたので九月十九日府報號外告示第百二十號を以て左の如く公布された。

天皇
皇后兩陛下ヨリ御救恤トシテ金一萬圓下賜ノ旨宮内大臣ヨリ相達セラレタリ

大正十三年九月十九日　　臺灣總督　伊澤多喜男

尚ほ此の有難き御恩召を拜し伊澤總督より御禮言上をなし恩賜金頒與方夫々傳達の手續を了した

伊澤總督後藤長官の著任

這回臺灣總督の大命を拜したる伊澤多喜男閣下には任に南瀛の新領に莅むべく新任總務長官後藤文夫氏と共

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に小林祕書官を隨へ去月二十六日神戸出帆の郵船備後丸に搭乘、四日の航海恙なく同三十日拂曉基隆に安著せられ閣下と深緣ある臺灣の山海を指顧しつゝ主なる官民竝に在基隆諸官民其他の出迎を受け臨時列車にて午前九時七分首都の臺北に著驛此處には在臺北官民、陸海軍武官、各國領事、其他多數の出迎を受け自動車にて官邸に向ふ沿道、堵列の文武官、諸團體員、學校生徒其他多數の出迎人に會釋しつゝ九時二十分東門の官邸に著かれた。斯くて少憩の後第一客室に於て總督長官同時に文武勅奏任官及民間の主なる者約二百名の挨拶を受けられた後午前十一時から總督長官共に高田知事丸井社寺課長の案內にて小林、平山兩祕書官を隨へ自動車にて臺灣神社へ正式參拜をされた。

伊澤總督 後藤長官 の歡迎會

伊澤總督、後藤長官の著任された九月三十日午後四時から全島官民合同主催に係る新總督竝長官の歡迎會が臺北の鐵道ホテルに開催された、此日會する者約八百名、歡迎會場は溢るゝ計りの盛況であつた、午後四時三十分總督長官は小林祕書官を隨へ高田知事の案內にて會場設けの席に就けば電力社長高木友枝氏は官民代表として左の歡迎辭を朗讀した。

伊澤總督閣下、閣下は曩に大命を奉せられ本日を以て臺灣に蒞任せらる依て本島官民相圖り同時に著任せられたる後藤總務長官閣下と共に此の會場に御賁臨を仰ぎ謹んで歡迎の蕪辭を呈せんとす。總督閣下には先年共進會當時渡臺親しく島內を視察せられ又令兄伊澤修二先生には領臺當初學務部長の重任に就かれ本島文敎の爲多大なる貢獻を格されしこと本島民の忘れんとして忘るゝ能はざるところにして今日閣下を臺灣に迎ふるに當つて懷舊の感轉た深きものあり殊に閣下は夙に俊邁の資を以て多年母國の地方自治を指導せられ又大正三年四月には警視總監の重任に就かれその間果斷能く積弊を革め深慮能く事を未然に警め以て輦轂の下を安からしめられしは今尙ほ人の記憶に新なるところなり越えて大正五年貴族院議員に勅選せられ更に各種の調査會等の委員として國家に忠誠を勵まれしこと世間周知の事實なり、かゝる練達堪能なる閣下を新總督として迎へたる島民一同の喜びは之を形容するの言葉なきを憾みとす想ふ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島今後の統治は閣下によつて必ずや一新生面を打開すべきは不肖等の信じて疑はざる處なり、次に後藤總務長官閣下に對し歡迎の誠を披瀝せんに長官閣下は明治四十一年大學を卒業せられ多年內務省に奉職其間海外を視察せられ歸朝の後に於て內相祕書官參事官等を經て遂に大正十一年警保局長に榮進し今回改めて臺灣總督府總務長官に就任せらる總督閣下の輔佐官として此の明敏達識なる總務長官閣下を得たるは是れ亦住民一同の欣喜措く能はざる處なり。

冀くは總督閣下の施設に依り　攝政宮殿下の御沙汰書に示されたる如く官民和衷協同の精神を發揮し本島統治の上に有終の美果を收められむことを茲に官民一同を代表して御臨場の榮を得たる事を拜謝し謹んで歡迎の誠意を表す。

從三位勳二等　高　木　友　枝

次で外人を代表してホッグ氏歡迎の辭を述べ之に對し伊澤總督は先づ當日の歡迎を謝し次で本島統治に關しては會同諸氏の助力に俟つこと大なるを信じ和衷協同により本島民の福利增進を期せんとする旨を叙して挨拶を終り之にて式を了し一同は大食堂及び南北兩食堂に分れて宴に移り酒三行にして一同總督長官の健康を祝し總督も亦た來會者の爲に乾杯し主客愉然、午後五時盛會裡に散會した。

伊澤總督 後藤長官の初登廳と訓示

伊澤總督には著臺の第一夜を官邸に明した翌十月一日の午前十時十分平山秘書官を隨へ自動車にて官邸出門、總督府に初登廳をされた、是より前初登廳を爲せる後藤長官は相原高等法院長、各部局長、各州知事、官房各課長等と共に總督の登廳を出迎へ總督は公室に少憩の後、後藤長官と共に會議室に至り莊重の態度を以て府內各高等官、在北各官衙長其他出府中の諸官に對し別項の訓示を爲し次で後藤長官も亦た別項の訓示演說を爲し十時五十分に之を終了した。斯くて總督には長官と共に府內及遞信局を巡視し又た當日より二三四の四日間に亙り長官の立會にて官房及各部局の事務に就き其の報告を聽取されたことであるが尙は引續き在臺北諸官衙、學校、醫院其他をも巡視せらるゝ筈である。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

伊澤總督の晩餐會

伊澤總督には著臺の翌十月一日の午後六時から東門の官邸に於て新任披露を兼ねた晩餐會を催された、招待により參會した人々は後藤總務長官を初め各部局長軍參謀長、基隆要塞司令官、外國領事、其他全島官民主なるもの約六十名であつた、定刻開宴となりデザートコースに入るや伊澤總督は叙禮辭として、今回當邸の主人となれるに就き内外諸賢の御懇親を願ひ度く今晩御招ぎ致したるに多數の御來會を辱ふし感謝に堪へず、然るに著任匆々にて設備萬端整はず殊に席次の定めもなく誠に不行届なるが何卒御諒恕ありたし、との意味の挨拶を述べて來賓の爲に乾杯し之に對し高木電力社長は一同の代表として鄭重なる謝辭を陳じて總督の爲に乾杯し、次で米國領事グツデイアー氏は外國領事竝外人代表として謝辭を述べて總督の健康を祝した、斯くて宴を終り泉石幽雅な後庭に面したヴエランダに於て主客歡談に耽ること多時、午後八時半盛會裡に散會した。

總督官邸の茶話會

晩餐會のあつた翌二日午後三時から稍や廣い方面に亙つた茶話會が總督官邸に催された、招待により參集したるは全島主なる官民三百餘名で流石に廣い官邸の玄關前廻道も自動車人車で一杯になつた、主人の伊澤總督は玄關大ホールに起つて一々來賓を迎へ客はヴエランダに歡談し或は林泉の間を逍遙した、定刻一同は蘭、竹、梅、松、萩其他の席に就き總督は起つて、著任當日官民の歡迎會を開かれたるを謝し、次で今日は其の御返禮の意味にて茶話會を催したるに多數の參集を辱うし感謝に堪へず、席も狹く設備も不充分なるが緩々召上つて後刻ヴエランダなどで御話を願いたしとの意味の挨拶を述べて來賓の爲に乾杯し之に對し吉田遞信局長は一同を代表して謝辭を述べ總督の爲に乾杯すれば、米國領事グツデイアー氏も外人を代表して謝意を陳じ終つてヴエランダで總督長官を中心に歡談が頻りに交換され午後四時過盛會の裡に一同散會した。

全島街庄長各協議會員の改選

全島各協議會員、街庄長の任期は本年九月三十日を以て滿了となるに付十月一日附を以て夫々任命された其の人名は別項島情欄掲載の通りである。

伊澤總督訓示

—大正十三年十月一日於總督府—

予臺灣總督の大命を拜し斯土に涖み玆に諸君と相見ゆるは洵に欣懷に堪へず。

惟ふに　皇上一視同仁の聖德は廣大無邊にして遠邇均しく其の康福を亨けざるは莫し隨て本島の福利は國家全般の福利と相共に進展し本島の民心は又た常に國家全般の民心と相感孚し渾然融合長へに共存共榮の幸慶と榮光とを頒つべきは予の確信して疑はざるところなり殊に本島は國の西陲に在りと雖も其の位置東亞の要衝に當り產業上の天惠亦た豐饒なり東方世界の將來を考ふるときは本島は實に文化的に於て將た經濟的に於て共に使命の重大なるを感せざるを得ず官民齊しく王道蕩々の精神を體し協心戮力以て此の使命を完うせざる可からず。

本島統治の要諦は蓋し敍上の精神に基き諸般の施設經營を行ふに在り從來此の方針に由り官民協力能く其の效果を顯かにせりと雖も尙ほ進んで企劃すべきもの復た想ふに鮮からざるべし其の具體的細目に至りては更に諸君と共に考覈審議を遂げ時勢の進

運と實際の情況とを較量し徐に其宜を制せんことを期す。

凡そ公職を擔當する者は常に志操の高潔を嚴持し公明正大の心を以て事に當り能く其の精神を作興して苟も懈怠なかる可きは固より言を俟たずと雖も方今人心の頽蕩綱紀の弛廢寔に憂慮に堪へざるものあり特に諸君の戒愼を求めんと欲す。

予は大命を拜して夙夜兢々頗ぶる責任の重大なるを感ず庶幾は諸君と共に誠悃を致し赤心を披き相協力して以て此の重責を果さんことを。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

後藤總務長官訓示

―大正十三年十月一日於總督府―

今回總務長官を拜命し昨日着任致しました本島の事情に就きては全く不案内で毫も經驗を有せざるが故に諸君の十分なる御援助を得て其職責を果したいと願ふ次第であります施政方針の大綱は只今總督閣下より親しく御訓示がありました、私は御訓示の趣旨に從ひ諸君と共に奮勵努力したいと思ひます但茲に一言致したきは官界の氣風に就てゞあります。

私は初めて當總督府に參りましたので此の地官界の模樣は承知しませぬ只當今一般官界の樣子を見るに公明正大の氣象が失はれ潑溂の生氣を缺く感が致します或は公務は但た從來の法規慣例の範圍内にて僅に當面の處理を施して能事畢れりと爲し又同僚の間には猜疑嫉妬陰險なる排擠を行ひ功は之を己に收め責は之を人に嫁すると云ふ樣な弊がある樣に思はれますのは洵に遺憾のことであります。

凡そ事に臨みては各其の職責に向つて全力を傾注し其の是なりと信ずるところは互に忌憚なく之を披瀝し敢て論議屈せざるの氣慨があつて然るべきであります然れども

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一度其の非なるを悟れは欣然として之を改め和氣藹々春風駘蕩たるの趣に復せなければなりませぬ、窮屈に萎縮したり或は徒らに上司の意を向へ或は陽に賛し陰に非難するが如き非男性的の風氣は之を一掃すべきであると思ひます勿論秩序禮節を無視すべきではありませぬが言ふべきは敢然として之を言ひ論ずべきは諤々として之を論じ些しの蟠りもなく議一度決すれば上下一致猛然として事の遂行に當ると言ふ樣にありたいと思ふ而して責任は努めて自ら取り效は之を他に推すと云ふ心掛けを持ちたいと思ひます。

當地の官界は他の一般と異り定めて生氣の旺溢せるものがあることゝ大に樂んで參りましたが、どうか御互に城府を設けず赤心を披瀝し相携へて事に當り常に公明正大の心を持て邪惡を憎み陰險卑劣の行動を排斥し高朗の心堂々の氣宇を以て愉快に且つ正しく行動して參りたいと考へます。

統治上の經驗と事務とに就ては諸君より十分の敎を受け又論議をも戰はすことに致したいと思ひますが最も肝心なのは相共に事に當る時の氣分であります公明正大の氣象と潑溂の生氣とを以て皆々相互に扶け合つて奉公の誠を致さんことを切望して已まぬ次第であります。

東歐、近東及阿弗利加の近況

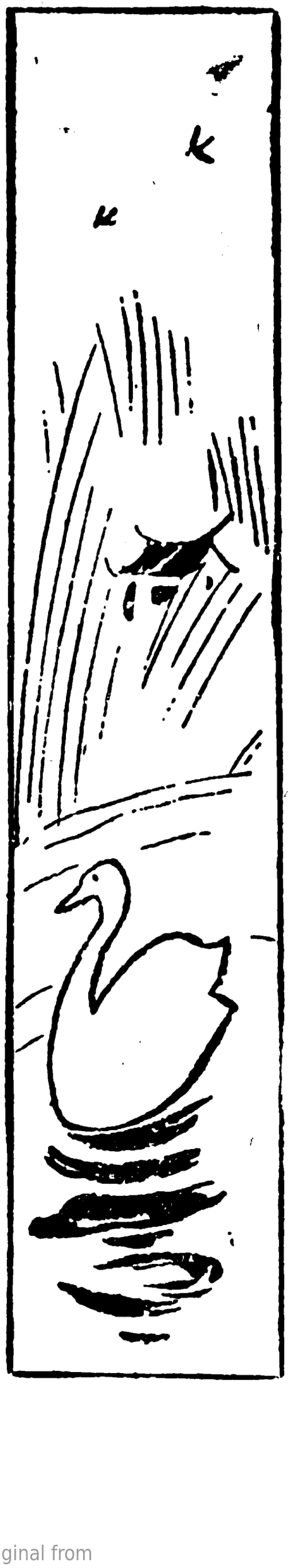

野波靜雄

一

私は一昨年十月日本を出發し、南北亞米利加、歐洲、土耳古、バルカン、阿弗利加並に印度、南洋等を視察し、本年八月歸朝しました。其の間、足かけ三年、月にして一箇年と八箇月、短日月の間に三萬數千哩の飛脚旅行であれば、觀察も淺薄で、何等纒つた研究も之れなく、誠に慚愧に堪へない。が、兎も角一人の頭腦を以て同時に世界の狀態を觀察し、彼此比較研究することは、我が日本當今の國策研究の上からして大なる要件であらねばならぬ。夫れが主眼で私は叙上の旅行觀察を試みた次第である。會、今日、東洋協會初め四協會の主催で、植民地事項に關する國策研究に資すべく卑見を吐露することは、啻に私のみの光榮では無

いのである。

扨て私の旅行の大綱を擧ぐれば、農商務省からは自由港（フリーハーフェン）の調査を依賴せられたので、私が獨逸に居る時に此の電命を受けて直ちにハンブルグ、ステッチンその外二三の自由港を視察した。自由港のことは日本でも震災前、可なり八ヶ間敷かつた、臺灣でも行詰つた今日を解決すべく重要な問題であらうと思ふ。次に朝鮮總督府から調査を依賴された事項は、現在朝鮮の國境以外に住居する朝鮮人が約一百萬人ある。其の中約八十萬内外の者は滿蒙の地に居り、十萬内外は浦鹽斯德を中心として其の附近に居り、殘る十萬内外は上海を中心として獨立運動を計劃して居る。是等百萬の國權の及ばざるものに對する國策の如何は、爲政家の大いに頭腦を惱ます所、恰も英國の愛蘭、阿弗利加のボーア問題の如きは適切なる參考であるので、是等を調査することの依賴であるが、之は今日公表するの機會でない。次に又た遞信省の依囑事項はシッピング、ユーニオン即ち獨逸邊で補助航路を決定するにシッピング、ユニオンの關係を以て決定する。之は國策上航路を指定するに重大な關係があるので、之を調査するのである。又た製鐵所の依賴事項は、日本の製鐵の原料研究の上から、世界に於ける原鐵關係を調査することである。又た拓植事務局の依賴事項は、アフリカの委任統治の狀態を觀察することである。以上の範圍で私は今回の旅行を爲したのであるが、其の詳細は迚も一回の講演で盡すことが出來ぬので、今日は旅行の道程の概略と、其間の所感一二を摘んで御參考に供したい。

二

扨て私の旅程は、一昨年十月日本の横濱を出發し、布哇を經て桑港、ロスアンゼルス、メキシコ、パナマ、チリー等を視察し、例のアンデスの鑛山を横ぎりてヴエノス、アイレスに出で、ウルグアイ、ブラジル等を

經て太西洋を横斷して葡萄牙のリスボンに著し、ブレーメンよりベルリンに出たのが五月の上旬である。同月から八月下旬迄獨逸の各港を調査し、九月一日卽ち日本では關東大震災のあつた其の日、獨逸を立つてゼネバに著し、阿片問題がある爲に特に私が從前阿片に關する事項を調査した關係上、ゼネバには阿片會議の終了する迄滯在し、夫れよりマルゼーユから地中海を渡つて、アルゼリー、チユニス等を視察し、羅馬、希臘、土耳古に到り、コンスタンチノープルに著いたのが昨年十一月であつた。當時アンゴラに政府を設けたといふ公けの通知が日本公使館に報せられた時であつたから、直ちにアンゴラを訪ひ、再び當地に引返し、斯くてブラツク、シーを横ぎり、ルーマニアのコンスタンツアに上陸し、鐵路ブカレストに至り、夫れよりブルガリア、ユーゴースラブ(セルビヤ)ハンガリー、墺太利、チエコスラバキア等を經て、十二月二十五日クリスマスの日、獨都伯林に歸著し、更に白耳義、和蘭を經て佛の巴里、葡のリスボンを訪ひ、夫れより阿弗利加のアンゴラ、ザンジバル、印度のボンベイを視察し、南洋を一週して先々月、日本に歸來したのであるが此の間、布哇には日本語學校問題、亞米利加には邦人排斥問題等が起つて居たのである。

三

旅程は右の如くであるが、之を全部本席で述ぶることは出來ぬ。故に亞米利加及び歐羅巴の如き世人の多く知る所は之を略し、本席に於ては比較的世人の考へ及ばざるバルガン、土耳古及びアフリカの事情に就き之を述べやうと思ふ。先づアルゼリーに就て言へば、此の地は佛蘭西の植民地で、オーラン、アルゼリー、コンスタンチンの三プロビンスより成り、各州各、上院議員一名、下院議員二名、合計九名の代表員を佛本國の議會に送ることゝなつて居る。佛國の植民地議員の制度は、我が日本領土の未だ參政權を得ざるに比し、聊か

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

奇異の感なきを得なかつたのである。四百八十萬の土人に對し佛人は五十九萬八千人である。此の佛人を代表するのが前記九名の代議士である。日本に於ても近き將來に何等かの形式で、植民地代議員を出すことが必要となること〻考へる。現今樺太の問題はあるが、臺灣に就ては未だ何等の聲を聞かない。臺灣人が參政權を得ることは教育の普及其他四圍の狀況により時期の問題であらねばならぬ。然し日本人は二十萬近くもあるから、先づ四五人の代表者を我が立法府に送るのは適切のことではあるまいか。此の問題に就ては充分に比較研究の餘地ありと思ふのである。偖てアルゼリーに於けるアルゼリー港は、人口二十三萬其の貿易高は一箇年二十三億フラン、一フランを二十錢と假定し四億四千萬圓に當るので相當の港である。日本の國際汽船で米國にチャーターせられたる船が平均毎月三隻も入港するから、相當に日本人發展の餘地はありと考へらる〻。然るに拘らず在住日本人は僅かに一名あるのみとは洵に長嘆に堪へざる次第である。此處より汽車十八時間にして。チュニスに到るべし。チュニスは佛の保護國で、其の狀態は恰も爪哇に於けるソーロカルタ、ジョクジャカルタの和蘭政廳に對する制度と酷似するものがある。日本との貿易關係は京都よりの金銀箔がある外には間接貿易あるのみ。而してアラビア人の系統はマホメット教の連中である。

四

次で伊太利からスミルナに行つたが、此處は一九二一年にセーブル條約により、五箇年の後人民の投票によりて、土耳古に屬すべきか將又た希臘に屬すべきかを決することが宣言されてある。爾來希臘人は非常な勢を以てスミルナに移住し、將に土耳古を凌駕せんとするの勢を呈したので、土耳古は千九百二十一年の夏より希臘に對し宣戰を布告し、同年の終に於ては希人の全部を此地より放逐したのである。希臘人は立退き

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に際し爆藥を以て其の住居を破壞して去つたので、私の旅行當時は實に慘憺たる狀況を呈して居たのである。夫れよりコンスタンチノープルに行つたが、此處は歷史上の要勝地で、露西亞がバルカンに勢力を傾注して以來、一六七八年以後百十年の間に六回のバルカン戰爭が起つたが、是れ皆な露西亞がコンスタンチノープルを中心としてボスポロス海峽より地中海に出でんとするの目的に外ならぬ。然るに英國は常に之を掣肘し來り、今回の大戰に於てもボスポロス海峽は露西亞の艦隊が通過することを許さなかつた。斯かる要衝の地點を一國の專權に放任することは實に危險なりとし、大戰後國際聯盟決議によりて之を共同管理の下に置くことゝなつた。然れども自動的に率先して之を決行し、土耳古に手を出さんとするものがなく、遂に有耶無耶の間に葬り去られたのである。現今のコンスタンチノープルは恰かも猛虎の眠りつゝあるの狀態である。若し夫れ猛虎の眠より醉むるの曉に於ては、政治・經濟・人種・宗敎の各方面より觀察を下し、必ずや歐洲の天地を震撼するに足るべきものがあらうと考へる。之より東の方アルメニアの如きも今や全く土耳古の勢力範圍となつてしまつた。此所を中心としての土耳古及高加索は世界的に石油の產出を以て聞えて居る。此處で端なく追想するのは日本の石油問題であるが、由來、世界に於て豐富なる石油の產地は、メキシコを包含する米國、ボルネオを包含する蘭領東印度、コーカサスを包含する土耳古、この三つである。而して今日の處我國が比較的に利用し得る可能性を有するのは此の土耳古のみだと考へる。故に我邦に於ける將來の石油問題解決策に對しては、考慮中の必要地點だと信ずるのである。土耳古は面積五十萬Q・K・M人口一千萬と見て大差なからん。一平方Q・K・Mに對し十六七人に當る。而して緯度三十五度乃至四十度の間に在りて、溫帶地中最好の位置に在る。日本の一Q・K・Mに百十一人、北海道の十八人なるに對照すれば、此の地は充分に移民を送るべき可能性を有して居る。加之も北米の如く排斥を受くるなく、寧ろ同種屬の關係を以て大いに歡迎を

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

受くべき事情ある折柄、我が移民問題の解決に就ては是非之を頭の中に入れたいと思ふ。尤も移民の政策上、ブラジルや北米とは異つた他の方策を執らねばならぬと思ふ。

現今土耳古は英、佛、伊の三箇國によりて財政の管理を受けつゝあることは記臆を要する要項である。土耳古の苦痛は實に此に在つて存するのである。世人は支那の鐵道、關税等の管理に就て主權侵害を云々したが、土耳古は獨立國なるに拘はらず今現に財政管理を受くること右の如きものがあるのである。アンゴラ政府は此の苦痛より脱せんとて、現に非常な勢を以て殖産興業に努め、政府も人民も大いに努力して居るが、若し土耳古にして他の財政管理の羈絆を脱し得たりとせば、其の勢力は大いに刮目すべきものがあらう。若夫れコンスタンチノープルを自由港とせんか、現今の歐洲の經濟狀態は忽ち一變を來しはせぬか、即ちコンスタンチノープルは歐亞の經濟的中心となり、世界經濟の中心に一大變化を生ずることであらう。

五

バルカン半島とは希臘、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴースラブの總稱にして、之を一括して言へば土地は豐饒、人口は稀薄、開發の餘地綽々たるに拘はらず、一九一二年以來戰亂相次いで平和の日なく、生産事業に著手するの暇がなかつたのである。今や大戰後殖産的方面に努力せんとすれば、國家の財力既に窮乏を極め殆んど如何ともする事が出來ない狀態である。斯の如き國情を窺知したる米國は機逸すべからずとなし、大々的に經濟上の伸張を企畫しつゝあるのである。一例を申せば其の國內鐵道の主腦驛には必ず當該國と米國との聯合銀行が置かれてある。即ちブルガリア、アメリカン、バンクと云ふ如きである。而して其のバンクの二階にはハンデルス、エンド、インダストリー、アクチング、コンパニーと云ふ如きがあつて、商工業

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の實行にも大いに努力して居る。其の勢力を此の國に扶植せんとしつゝあるの事實が爾く周到に實現せられて居るのには實に一驚を喫したのである。而して此のバルカン諸國に一貫せる重大問題は、水力電氣問題及びドナウ河岸自由港敷設に關する築港問題である。

葡萄牙に入る前にチエック、スラバキヤに就て一言したい。當國は今爾聯盟が生んだ國で、戰前には獨逸及び墺太利の屬領であつたのである。戰前には此の國に就て一つ記臆を要するのは、當國の機械工業が非常の急速度を以て進捗しつゝありと云ふことである。其原因は種々ありましようけれども、其重なる近因は獨逸の工業が此所に移轉しつゝありと云ふことである。御承知の通り獨逸はザール、ルールの兩地方とも佛國に脅かされ、工業の原動力たる石炭が絶對に缺乏しておる。故にライプチヒ、ドレスデン等總ゆる工業地は煙突に煙を見ず、機械はあり乍ら之を動かすに由なしと云ふ有樣である。ソコでチエックの方は獨逸の機械を利用し、獨逸は又たチエックの原料を利用すべく、獨逸の機械を以てチエックの國に工業を起し、兩々相携へ相利用して經濟的發展に資せんとするの形跡があることである。之が爲めチエック、スラバキヤの工業は、今や非常の勢を以て不自然の發達をなしつゝある。而して其發達の程度はルール、ザール兩地方の運命如何に正比例するものであると觀測せらる。卽ち獨逸にして此の兩地方を回收し得るの曉、態々他國に於て工業を經營するの必要なく、隨つてチエックの工業發達も全く之に繫るものと推測し得らるゝ次第である。

六

扨て阿弗利加に就て述ぶべく、其の前提として葡萄牙に就て一言する。葡萄牙は西班牙と共に古い航海國であつて、加之も最古き植民國である。然るに現今西班牙が殆んど全部に亘りて其の殖民地を失ふたるに拘

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

はらず、葡萄牙は依然として一大植民國である。本國は僅かに九萬一千Q.K.Mの面積、人口は六百萬であるから、我が九州の面積に九州以下の人口ある小國である。然れども其殖民地に至りては、阿弗利加に印度に南洋に、面積二百十萬Q.K.Mを有して居る。而して人口は僅かに八百七十萬に過ぎない。即ち日本の三倍の所に九州の人口を入れた樣なものである。一Q.K.Mに四人の比になりまするから、南米ブラジルに於ける人口密度である。特に葡領の中で最も注目すべきは阿弗利加に於けるアンゴラ及びモザンビックでありまするから、此度は是非此の殖民地の狀態を親しく視察致したいと云ふ考で再び葡國へ參り、三月一日リスボン港を出發して阿弗利加に向つたのである。三月一日にリスボンを立つて、三日間でカナリー島に到り、西班牙最古の自由港と謂はるゝラスパルマス港で自由港の視察を爲した後、アンゴラに到著した。アンゴラは其の面積百二十五萬五千五百Q.K.Mであるから、我が朝鮮臺灣を包含する大日本帝國の二倍、人口は四百二十萬、一平方Q.K.Mに四人弱の密度である。政廳のある所はロアンダと申して人口三萬、殆ど港を爲さざるの觀がある。船は港外三百メートルの沖にかゝります。葡國政府並に當國の政廳は此の殖民地の開發を希望しておるから、本船によつて入國したる獨逸人が二百餘名葡國の移民が三百名許りもあつた。而して當國の開發に必要なる鐵道材料及び築港材料は獨逸品が此の獨逸船によりて陸上げをせられたのである。獨逸が此の亞非利加一週航路に著手したのは十箇月以前の事である。例により獨逸の著眼點は實に敏捷なる次第である。夫れから舊獨領たりしジユードウエスト阿弗利加でありますが、此所は南亞聯邦の委任統治となつて居る。アドミニストラートルなる委任統治者ホーフマイエル氏は純然たる獨逸人であつて、其の支配下にバイラートと稱する委員を選定し此等委員の意見を參酌し、寧ろ大いに尊重して萬事が施行せられておる。而して此等委員の選擧權は住民の全部よりなつておる。而して住民は北部のオバムボ、中部のヘレロ及南部のホッテントッテン屬である。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

七

扨て南阿の阿弗利加か、阿弗利加の南阿か、と謂はるゝ南阿に就て一言したい。此の地は四つのプロビンスから成つて居る。卽ちケープ州、オレンヂ自由國、トランスバール、ナタール、此の四つの聯邦共和國であるが、此處は有名なる有色人排斥の根源地である。故に苟も人種排斥の眞相を窺はんとせば、決して此の南阿の夫れを等閑に看過することは出來ぬ。殊に人種問題硏究の爲には南阿は最も適切の土地柄である。由來亞米利加に於ては北米たれ南米たれ人種を三つに分ち、白色、黃色、黑色と區別しておるが、阿弗利加に於ては黑、白、の二つに分つておる。卽ち言葉を換へて言へば白色人種と有色人種とになるのである。彼れ白色人種は南阿に於て有色人種を如何なる程度を以て排斥しておるかを法律に照し、竝に社會狀態に於て一言說明致ましよう。今之を法律の成文に觀るに、先づ選擧權に關する規定に於て聯邦上下兩院の議員たるには憲法に規定する英國人にして歐洲人の子孫たるを要し、不動產權に就ては、オレンジ自由國に於ては亞細亞人は絕對に不動產を所有する權利なしと規定し、住居權に就ては、オレンジに於ては亞細亞人は特に許可を得るに非ざれば二箇月以上居住するを得ずとなし、營業權に就ては、亞細亞人は特に許可を得たるにあらざれば商工業を爲し得ざる旨を規定し、旅行權に就ても特に許可を得るにあらざれば旅行を爲し得ざるものとし、結婚に就ては、白色人と有色人との結婚は絕對に之を爲すを得ざる旨を規定して居る。甚しきは、亞細亞人は特別の許可を得るに非ざれば二箇月以上同じ州に滯在することを得ずとし、最も猛烈なるは、亞細亞人は同じ州に二箇月以上滯在し、又は不動產を所有し、若は商工業に從事する等の事を爲さゞるべき旨を裁判官の前に於て宣誓すべし、との規定ある州もある。此の如く異人種排斥の思想が南阿到る處の天地に溢れて居る。今

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一つ社會的の實例を言へば、鐵道に於て其の一等車には有色人の乘ることを得ざる事である。又た郵便局の印紙を買ふ窓にも有色人のは別に設けありて、白色人の方の窓にはホワイト、オンリーと認められてある。小學校は勿論區別されてある。其他劇場、活動寫眞館等も同樣、公設海水浴場でも倶樂部でも、公園のベンチに迄ホワイト、オンリーの文字が記され、一方には汚ないベンチが有色人用として置かれてある。私はある時白人用のベンチに腰を掛けて居たら、白人が來て私に向ひ支那人か日本人かを尋ねた。日本人であるとの私の答に對して彼は輕く肯ついて去らんとした。私は彼に對して何故に斯る質問を爲すやを糺したるに、彼は友人との間に支那人か日本人かの意見が一致せざる爲め質問したるのみにて他意あるに非らず、との旨を答へて去つた譯であつたが、此の場合に支那人だと言つたら私を逐つたかも知れぬ。日本人であるが爲に彼は咎めなかつたのであらう。然しホワイトとある以上、吾々は白人とは言へぬから、腰を掛けても權利とじて掛ける心持にならぬ、借りて居るやうに感ずるのである。その外、墓地、理髮店までが總て白人と有色人とを區別して、遺憾なく人種の差別に徹底して居るのが南阿の實狀である。

八

次に南阿の政治狀態を一言すれば、南阿黨(サウスアフリカン、パーチー)ユラオニスト(統一黨)、ナショナリスト(國民黨)、勞働黨、無所屬黨等がある。從來總理大臣として有名なるスミット將軍は南阿黨の首領である、抑も統一黨は親英派で、國民黨は反英黨である。而して和蘭系のボーア人が之に屬する。南阿黨は此の親英反英の間に立つて調和を圖つて居る。其の勢力は、南阿が四一、統一が二五、國民四四、勞働二一、無所屬三であつたが、一昨々年スミット將軍は南阿黨と統一黨との合同を策し、先づ故らに國民黨に對して

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

合同を交渉したが之に應ぜざる爲め、第二次に統一黨に交渉して遂に合同を爲し、其の結果統一黨は無くなりて南阿黨は優勢を占め、其數は南阿七十八、國民四十四、勞働八、無所屬一であつた。然るに一箇月許り前の新聞によれば國民黨は其後南阿黨を凌駕し、今や英國黨は失脚してボーア黨は勢力を得るに至つた模樣である。故にスミット將軍は退いてヘルツォッグ氏が總理大臣となつたと云ふことである。

扨て有色人排斥の思想を研究して見るのに、歐洲では人種差別といふ觀念は殆ど無い。英、獨、佛、何處へ行つても有色人の惡感を起すやうな差別待遇は見られない。然るに其の歐洲人が歐洲以外に行けば直ちに有色人排斥者の一人となる。即ち有色人排斥は歐洲以外に在る白色人種の聲である。特に植民地に移住せる白色人に於て此感を深ふする。而して有色人種排斥の傾向は益々增大するのみであるが、其程度の如何を見るに、歐洲の人口を四億萬人と假定して、其の年々の人口增加率を考ふるに、日本人の七千萬に對し七十萬の增加率に鑑み、一億萬に五十萬の增加と假定しても、歐洲人は四億萬だから二百萬以上の增加であらねばならぬ。然るに戰後歐洲の統計を見るに歐羅巴の人口は殖增はせずに却て減ずる一方である。是れ確かに一年二百萬以上の歐洲人が海外に移住しつゝあるを物語るものにして、而してその二百萬以上の白色人は必ずや有色人種排斥の黴菌に侵される素質を有する人々である。而して今後有色人種排斥の聲は右の如き率を以て增大すべきものなりとの覺悟を要する次第である。

九

次に葡萄牙の植民地なるモザンビックは、其の富源も今後の開拓に待つの地である。然かも母國の貧弱なると人口の稀薄なるとは他國の力を待たざるを得ない。故に隣國なる南阿聯邦が盛んに亞細亞人を排斥しつ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

づあるに反し、此の國は支那人をも優遇するので、支那人が政廳の許可を受けて堂々商業會議所を有し、諸種の便宜を得ておる。然るに日本人は一人の居住者も見ない。若し我國にして此の國に展開を試みば必ず歡迎されるべき可能性を有するのである。今や海外發展を口にする日本が斯かる狀態であるのは實に驚かざるを得ない次第である。私の行つた時、本船により獨逸人二百名、葡萄牙の移民二百名が此の國に入國した。モザンビックの面積は七百六十萬Q・K・M萬で朝鮮臺灣を合せた大日本帝國の全面積よりも廣い。人口は僅かに三百十萬人で我が東京市の人口である。一Q・K・M四人の平均であるから南米ブラジルの人口密度に匹適する。しかも距離に於てはブラジルより頗る程近いから、此際葡領に對する我邦の移民政策に關しては、充分に一考の餘地があるものと信ずる。唯單に移民事業のみならず、當國開發要件の鐵道用材や築港用材等に就ても大いに研究を必要と考へる。何となれば本船に滿載したる荷物の大部はアンゴラ及びモザンビックに陸揚げしたが、抑もハンブルグから希望峰迄一萬一千一百三十K・M紐育から喜望峰迄一萬二千六百K・Mである。然るに臺灣を基點としてモザンビーク迄、の距離を見るに一萬K・Mに足らないのである。是に由にて之を觀れば、亞非利加の東西を中斷し、其の東部は歐米に於ける一等國の何れの國よりも、臺灣を起點とすれば我國と近距離の間にある。當然我が經濟勢力範圍に算入すべき位置にあるのである。

十

要之、廣く世界を見渡せば、日本の勢力を擴張すべき地方は頗る廣く且つ多い。豈單り南支南洋のみならんやである。然るに之を南支南洋にのみ局限する如きは抑も管見である。宜しく其の四圍狀況と地の利とを察し、廣く發展を圖るべきである。最後に自由港問題であるが、臺灣の位置は自由港を主張すべき一大福

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を有する。今や戰後の問題は殆ど自由港問題に歸すると謂つて可い勢である。米國の如きは大西洋岸に七つ、太平洋岸に三つの自由港を設くるに決定した。瑞典、フキンランド、リトニア、エストニア、ラドビア及びバルカンの諸國に至る迄悉く皆な議會を通過して今や既に自由港の築港に著手せんとしつゝある。葡萄牙のリスボン亦た目下自由港設置の計劃中である。臺灣は其の目前に香港、新嘉坡の自由港を控へ、上海の如きも自由港と同一形式のものであるのに、臺灣自身が自由港に關する研究を怠るならば實に遺憾である。既に之が研究中であるとも聞くが、併し其の研究の趣旨が單に對岸や南洋のみを對象とするに過ぎざるもので、謂ゆる世界對策としての研究でなかつたならば、復た特に之を遺憾とするものである。

——大正十三年九月十五日總督府醫學專門學校に開かれたる東洋協會支部外三協會主催講演會に於ける講演筆記、但し演者校閲濟——

南洋に於ける金融問題

臺灣銀行理事　久宗　董

一

昨年の九月始めに南洋の方を視察する筈になつて居りましたが、御承知の地震で二箇月許り延引して十一月の末に東京出發、本年四月の中旬に東京に還りました。僅かに百五十日位南洋方面を廻つて參りました。最初に新嘉坡方面、爪哇本土だけを歩行き、再び新嘉坡に還りて暹羅に向ひ、暹羅から還つて印度に向ひ、歸途佛領支那の一部を通つて日本に歸りました。百五十日と云ふもの・五六十日は船の上で、あとは陸で、實際一地方に繼續して滯在したのは長くて一週間、短ければ二三日で臺灣銀行や華南銀行の支店の所在地を巡廻しました。全く短い間のことで唯瞥見的の視察でありまして、色々お話を伺ひましたが、充分考も能く纒めないで還りました。それで今夕は大體自分の廻りました方面に於ける金融關係の事柄を、旅行の順序に從つてお話を申上げます。最後に南洋方面に對する事業投資若くは貿易金融に對して、如何にして其の資金を作り供給をしたら可からうかと云ふことに付て全く私案的のことを申上げて終りたいと思ひます。

二

最初スマランに十二月の中ばに上陸しました。一番始めに著しく注意を惹きましたのは、蘭領東印度の華

僑であります。華僑は南洋全體には約四百萬人居りませう。其中最も經濟力を以て優勢なるは「スマラン」方面の華僑、夫から新嘉坡、「ペナン」、此の三地點の華僑が最も優勢にやつて居るやうです。「スマラン」には御承知の建源、郭春秧、黄住と云ふやうなものがありまして、非常に大きな財力を持つてやつて居ります。所がそれが皆「スマラン」に居りません。建源の主人も郭春秧も黄住の主人も居らず、段々聞きますと、和蘭の戰時利得税其他の追及が劇しくて、建源の如きは三千九百萬「ギルダー」の戰時利得税を課せられ、それで主人は新嘉坡に遁げた。それは一體どう云ふことだらうと云ふと、和蘭の蘭領の貿易關係は比較的調子が良いのでございまするが、殖民地政府は財政がどうも宜しくない。一九一二年から十年間の勘定としては政府關係に於ては十億「ギルダー」も不足になつて、其中で約五六億は公債で補塡し殘りは増税新税を起して補塡しなければならぬ有様でございます。そこで一九二〇年になつてから一九一四年に溯つて戰時利得税を課すると云ふことの方針が決まつて、ドシ〳〵やつて居る。蘭領政府の借金は自分の國の公債及其他の外貨公債で大體合計十億「ギルダー」の借金があり、其他大藏證券が約一億、本國政府から約一億を借りて居り、彼此約十二億の借金を持つて居る。それで華僑に對する税金の追及をしなければならぬ。隨分裁判などもやつて中中手嚴しい。これは今迄の和蘭政府の華僑に對する方針とは著しく違つて、以前は華僑の勢力を認めてさう酷くやることは仕なかつた。然るに近頃は遠慮會釋もなくやると云ふやうな强硬的の態度を執ると云ふことは注意すべきことである。結局これは日本でも餘程考へなければならぬ。色々旅行中にさう云ふことから段々觀察しまするに、私の全く忖度でありますが、決して役人から聽いたのではありませぬ。どうも華僑が爪哇土人と政府の間に立つて强大なる經濟力を持つて居る。此の上非常な勢力を有つと云ふことは爪哇土人の經濟生活から觀て果して幸福であらうか。大體華僑の勢力は此の位で止めて置いたが可からうと云ふ結果、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

色々政策が變更し來つたのではなからうか。最近稅額なども大變上げるし、夫から華僑の事業に對しては中々政府も簡單に許可しないと云ふことで、何とはなしに華僑に對しては政府が從來の自由主義を捨てゝ、干涉主義抑制主義を執るのではないかと觀察されます。

三

御承知の通り和蘭の本國の戰前の政治問題は、日本、獨逸に對する問題が主たるものでありましたが、獨逸に對する問題は御承知の通り片付いた。日本に對する問題も以前には全く政治的のものでありましたが、大正二三年頃から日蘭の關係は全く經濟的に善くなつたのであります。或は彼我艦隊の來航とか實業觀光團の交歡となつて、今日は殆んど氷解されて、上流社會中流社會に於ても、誰も日蘭關係に付て日本が異圖を抱いて居ると考へて居るものは一人も無い。從來の日蘭關係は政治的から經濟的の關係に移つて行つた。此の際に南洋に於ける僑華と提携して吾々の經濟的南進を計ると云ふ意見から、前柳生頭取がさう云ふ問題を提唱して、それが段々具體化されて、いろ／＼日華合辦の施設が實現しました。それは全く時勢を觀たる卓見でありました。然し蘭領に於ける華僑が將來政治上社會上どう云ふ地位を得るかと云ふことから考へるとこれは將來中々變化を含んで居る問題と思ひます。以前は大體に於て華僑と接觸することは華僑の經濟力を利用すると云ふことで、多少露骨に謂へば人の褌で相撲を取る。今後は無論さう云ふ考を捨てゝ邦人は邦人として自主的に行かなければならぬ。華僑を賴みにしてやることはゐかない。寧ろ華僑の將來の變化を想像すれば、餘りに華僑を先棒に立てることは和蘭政府は決して愉快に考へない。寧ろ或る點には不快を感ずる。自然和蘭の領地に於て事業をするには多少不便が生ずる。諒解出來ることでも諒解しないことゝなるかも知

れないと想像される。それで華南銀行などに於ても或はさう云ふ變化を持つかと云ふことを考慮に入れて色色計畫しなければならぬと思ふのであります。恰度私が行きました時には「ボイコット」の餘焔が未だ收らないで、蘭領に於ける支那人は日本品を世話しない。全く日本の商品は日本人の手に依つて分配されなければならぬ。これは「ボイコット」の一つの好い例證で、今迄は支那人の手に依つて皆な分配されたが、自然日本の商品は日本人の手に依つてどうかして自分で賣込まなければならぬ。彼方には全島に約二百四十許りの日本商店があります。其の日本の雜貨商がどうしても吾々の手に依つて日本からの品物を島内に捌きたい。それでどう云ふ方法が良からうと云ふことを切實に攻究されて、中には輸入業者の間に貿易同盟組合を作つて、大體中小の貿易業者が集つて「スラバヤ」で一つの組合を作つて、領事は顧問、爲替銀行、汽船會社等も客員として同業者が一つの組合を作つてお互に需用供給の關係を調べる。或は賣込先の信用調査をやる。或は日本の不正な輸出商を發見すれば共同に排斥する。或はお互に連絡を取る。色々有益なる仕事を組合でやつて、極めて面白い組織で有效的に働いて居るのを見ました。先づさう云ふ組織を「スラバヤ」で始めましたが、漸次到る所に出來るだらうと思ひます。大變これは面白い組織と考へまして、それと同時に兎に角多數の店を島内に有つて居る關係上、有爲の人を作らなければならぬ。どうしても商賣は蘭領を根據として爰に日本の青年を入れなければならぬ。假りに十人宛入れるとしても二千何百入るから、眞面目なる青年を養成して全島に配置し、日本の商品の行き渡るやうにしなければならぬと研究されていました。

四

それと同時に吾々の干係せる問題は、日本の品物を賣るには是非地方金融機關が必要である。港の方から

地方に這入るには爲替銀行などは中々及ばない。それには特殊の職分を持つた銀行が欲しいと云ふことで、これは「ボイコツト」から引續いた金融問題でございまして、前に新嘉坡の中島商務官が廻つて、此の地方の金融問題に就ては何とかしなければならぬと云ふことで、同氏の意見としては新設が良からうと云ふのであるらしい。無論それも結構ですが、經驗上では銀行が中々有效の働きをするには困難で、又其の土地の經驗を積むにも相當の時間が掛る。資金を集めるにも相當の日子を要する。人間と同じやうに十年或は二十年にして壯年と云ふやうに銀行業も段々發達するもので、金融機關の新設と云ふことは困難だらうと云ふことを申しました。向ふの商賣人は新設既設を問はず兎に角さう云ふ方面の任務に當るものが必要で、段々南洋方面からはさう云ふ希望が內地に提唱されて居ります。

五

夫から「スラバヤ」に參りましたが「スラバヤ」で一番吾々として快心的な事柄と思つたのは、日本の糖商が爪哇糖の賣買に就て極めて優勢な地歩を占めて居ることである。糖商は歐人・印度人・支那人・邦人で、大體十五軒許りあります。そこで邦商は爪哇の砂糖「ツラスト」から毎年一定額の砂糖を買付けて日本其他に送ることになつて居ります。爪哇の「ツラスト」に附屬して居る砂糖工場の約百八十の中で百五六十位ですが、全島の生產百七十數萬噸の中で十五六萬噸を島內で消費して、殘りを外國に出す計算で其の百五六十萬噸の半分は常に日本人の糖商で買受ける。一九二三年には十分の六、同廿四年には十分の五、明年度は十分の四位になりはしないかと思つて居ります。兎に角半分位の爪哇糖を日本人で一應購ふのであります。日本への輸入額は二十五萬乃至三十萬噸と聽いて居ります。其の殘りは各國に邦商其他の手で行きます。爲替銀行として

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は大體先づ日本に這入る砂糖の必要な程度を目安として爪哇糖の買付を世話するので、彼等の邦商が爪哇から進んで印度或は歐洲に送ると云ふことに就ては、付合の出來る場合も出來ない場合もあります。此の點には吾々の爲替銀行は世話することが出來ないことを殘念と致します。將來のことを考へると、どうしても大貿易商は日本だけを見て他を顧みないやうな狹い量見ではいけない。どうしても第三國の貿易に這入ることを要する。で爪哇糖の買附に就て假りに七八十萬噸を買へば後の三四十萬噸は第三國關係のものであります。夫から得る利益は日本の貿易外の受取勘定になつて、日本の入超を緩和する材料になる。これは多々益々やるべきことで大貿易商は進んでやるべきことであります。爲替銀行も助けなければならぬ。結局は日本の海外商權が擴張せらるゝことである。以上私は「スラバヤ」の糖商の發展を觀て非常に會心に思ひました。

六

夫から「バダビヤ」へ行く途で內外製糖會社と申して臺灣の實業家と內地の實業家と共同に買收した會社がある。それは一種の合辦組織となつて居る。日本の投資の方法としては是程理想的のものはない。今日では右の和蘭の會社は大日本製糖會社の所有となつて、向ふの法律で出來た會社を其の儘持つて居る。向ふの會社は和蘭政府の下に成立して居る。さう云ふ組織を變へないで、向ふの株券全部を日本の會社が持つて居て事業の純益は大日本製糖に歸屬する組織であります。これは和蘭殖民地政府それに從事する和蘭人には極めて都合の好い方法で、又土人との接觸にも非常に便利で頗る成績も良く、洵に好都合でございます。私も現場を視ましたが、其の事業經營の方法等も工合好くいつてる。願くは斯う云ふ方法で漸次各方面に邦人事業の現はれんことを希望します。中には直接日本人の重役工場長が臨んで居らるゝ會社もあるやうですが、大

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

證さう云ふ形式の方面は概して成績は好くないやうです。要するに其の組織及經營の上に於て和蘭の今日の方針に適切な方法は何であるかと云ふことを考へることは事業家にとつて第一義のことゝ思ひます。

七

夫から「バタビヤ」に行きました。御承知の通り爪哇銀行は資本金が僅か六百萬「ギルダー」、然しやつて居る仕事としては各國の中央銀行に比較して非常に活動して居る。兌換券が二億七八千萬、貸出は割引或は證券及商品の貸出或は事業投資もやつて居ります。所が普通の商業に對する融通は當然ですが事業や不動產に對しては貸出の分量が極めて少ない。之は餘程殖民地の中央銀行としては變つた遣り方と思ひます。然し之は他の農業關係には中央農業銀行と云ふのがありまして、二千八百も出張所を持つてやつて居ります。又別に商業銀行がありまして、それが糖業や商賣を世話して居ります。經濟機能の分化が上手に出來て居るので、中央銀行としての爪哇銀行がさう不動產資金等を出さないでも廻つて行くのだと思ひます。其の爪哇銀行の總裁が何十年とやつて居られて殊に非常に親日家で、誰でも彼地に行つて商賣や事業をする人で其の人の世話にならぬものはない位でございます。其の總裁がこの六月退任せられる際に日本政府は同氏多年の功勞を認められて、勳二等を賜はつたと云ふやうな人でございます。其の方が去りまして近頃は大藏省の理財局長のトリップと云ふ人が總裁として臨んで居ります。前の總裁は銀行としても個人としても出來るだけ日本人には便宜を計つて呉れました。吾々が日本向輸出爲替を買ふに、便利に資金を供給してくれる。又日本からの輸入商品に對しても爪哇銀行が面倒を見て呉れる。それが又低利である。色々あちらに行つて伺ひますと最近和蘭本國に於ても、爪哇に於ける中央銀行の爪哇銀行が餘りに商業銀行との競爭的態度を以てやることは

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

何うか。段々金融機關の色々の職分も變つて來た今日としては「バンク、オフ、バンクス」の立場に立つてやるのが適切ぢやないかとの論がある。さう云ふ意見が結局殖民地に現はれるのでないか。隨つて今後は日本の貿易家、事業家が爪哇銀行から便宜を受けることは段々其の程度が少くなるのではないかとも考へられた。「バダビヤ」に居るときに「スマトラ」方面の事が和蘭として極めて重要な問題で、和蘭政府としても國としても又民間關係としても「スマトラ」方面は大に開拓しなければならんと云ふ考が一致して進んで居るやうに聞きました。私も「スマトラ」の「メダン」に一度觀に行かぬかと云ふ勸誘を爪哇銀行總裁から受けましたが時日の都合で參りませんでした。

蘭領の外資輸入に就ては戰前より「ロッテルダム」の銀行團を中心とする一團は成るべく米國から資金を引きたい。「アムステルダム」を中心とする連中は獨逸から引きたい。蘭領東印度に在る有力者は英國或は日本邊から公平に引きたいと云ふ自ら三つに分れた意見があつたさうです。戰後獨逸はあの通りになり、亞米利加方面の投資もありますが、結局此方面に對して矢張り英國は投資に於て一番力を持つて居るやうです。日本の如きはまだ南洋全體を觀て大きく見ても一億萬圓、其中蘭領に二千萬が多くて二千五百萬位と思ひます。日本の投資は極めて歡迎すると云ふことを到る所に聞きますが、御承知の通り現在日本の金融界の有樣では外國へ出す資本はございませんので、縱し日本の投資を歡迎する如き方針でも、中々進んで行くことは出來ないやうな次第でございます。

八

次に新嘉坡で例の護謨園の問題ですが、護謨園は南洋では一番纏つた邦人の海外投資でございまして、全

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

額五千萬圓に昇つて居ると思ひます。支那沿岸からずつと廻りまして、あれ程事業に纒つた投資は恐くはありませぬ。兎に角南洋に於ける日本の經濟發展の基調を爲すべき一つの事業で、此れが盛衰は日本の南洋に於ける將來の經濟活動に頗る關係することゝ思ひます。日本の護謨園の投資に就ては臺灣銀行は始めから關係を有ちまして、今日迄折角の力を盡して居りますが、最初は必ずしも資金が在つた譯ではありませぬ。大正何年頃ですか私の先輩山成理事の創案で、當時一口五千圓を最低額として六分五厘の利益配當保證と云ふ信託預金を初めまして之を全國に宣傳した所が、一年ならずして約四千萬圓も集りました。それを護謨園にも使ひました所が夫れから間もなく色々の事情で信託法が發布されない内に所謂信託關係の業務が複雜して起ることとは却つて財界の爲にどうか。法律が出た後にやつたらどうかと云ふので、これは今から觀れば餘り深辯に過ぎた當局の御意見で適切な方法として民間の歡迎を受けたのであるから、其の儘に置けば今日の如く護謨業者が困難することはなかつたと思ひます。其の目的を達せず回收しなければならぬと云ふので、結局東拓の資金に代へることになりまして今日は大體東拓の資金が護謨園に投資されて居ります。御承知の通り内地の財界も金融難で東拓も中々御苦心で南洋では自然護謨園の資金難と云ふことで大分困つて居ります。併しながら護謨園を經營する苦心談を聽きましたが、好況時代に行はれたやうな放漫な考は更になく、今日は實に質實に眞面目に經營せられて居る。どうしても貫徹しなければならぬと云ふ意氣込に充ちて居ります。尚は非常に面白いと思ひましたのは以前には各國護謨園の間には別に連絡がありませんでしたが最近は各國の事業家が一團となつて委員會を作り、それに日本の護謨園の代表者が這入つて利害共同の問題を總て委員組織の下に進行して居ります。外人も日本人の立場を認めたのは日本人の勢力の結果であると思ひます。夫から新嘉坡全體として最近商賣が總て面白くない。近來新嘉坡を經由しない直接航路が段々開かれて、あの

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

方面の貨物移動の經路が段々變つて來たのも原因かと思ひます。大變貿易關係も違つて商賣も亦非常に不利益になりました。今後果して新嘉坡が元の如き形勢に立ち返り得るや否やを疑はれるやうな形勢であります。これは或は附近の港とか或は貿易港が段々發達した爲に新嘉坡の勢力が落ちて、以前のやうに行かないと云ふのが大なる原因と考へます。

九

次に暹羅に參りました。暹羅は御承知の通り全く英國の勢力の充滿して居る所で、他國は歯が立たないのであります。宮内省・外務省・陸海軍省を除いた外は、英國人が何れも最高顧問に成つて居ります。財政も足りなければ倫敦で募債して缺陷を補塡すると云ふので、金爲替本位を採つて居りますが非常に工合が惡い。輸出入とも惡い。結局日本の貿易關係は極めて貧弱でございます。纏つたものは政府納入の商賣以外には仕事はないやうで一般に困つて居ります。米作や精米事業或は山林事業に就て計畫もあり、日暹企業組合とか云ふものも出來て居りますが、まだ一つも着手したと云ふことを聞きませぬ。中々日本人が此國で永續的な事業を起すのは容易のことでないと思ひます。

夫から印度に參りました、印度では私の視たのは孟買と「カルカッタ」で、孟買を中心として棉屋さんの活動は非常なものでございます。恰も爪哇に於ける日本の糖商と同じやうに活動して居る。棉花の生產地に對して何百軒と云ふ「エーゼント」を以てやつて居ります。日本に入れる印棉の以外にも卽ち第三國の棉花貿易に對しても發展して居ることは矢張り糖商と同じで、又「カルカッタ」の「チユウト」「ガンニイ」に對して邦商は活動して居る。「チユウト」は御承知の通り印度の特產で輸出は六億萬「ルーピー」に成つて居ります。「チユ

ウト」と砂糖と棉花と此の三つの世界的商品に對して日本の貿易商が夫々大きな分け前を持ちごん〳〵やつて居ることを拜見しました。印度の種々の事柄に就ては私共が參りまして極めて無知なることを感じました。政治或は宗教社會制度等のことに就て今日迄吾々の知ることが少ないことを感じました。爪哇に付ては色々著書調査もありまするのと段々往來する方も多いので知れて居りますが、印度に就ては特殊の目的を持つた方々がお出になるか、さうでなければ特にお出になることも少ないので爪哇程知られない。然るにあちらに參れば存外近く極めて日本としては重要なる關係を有つて居りまして、彼我の關係はまだ〳〵大いに進ませなければならぬと考へます、恰度孟買に居ります際に大阪の商人で孟買を經由して中央亞細亞や小亞細亞方面に、日本の綿製品・綿布或は雜貨類の販路の新擴張に就て、取調に行かれることを聽きました。これは甚だ面白いことで、段々此等の方面には新興國もあります。殊に孟買當りから陸地にも海上にも色々の新交通路が開かれて居ります。自然孟買印度商を通じて日本の製品が這入る。亞弗利加東沿岸にもボツ〳〵日本の綿製品や雜貨も現はれる。或は廉い時計の如きも獨逸の商標はありますが日本製のものであります。總て印度を經由して行くやうです。又絹物の如きも印度の北方には孟買を經由して這入る。此の如く印度を中繼とする新販路、戰後の新興國に對する商賣に對して段々研究する餘地があるのではないかと考へます。夫から蘭貢・新嘉坡を經て柴棍に來ました、佛領印度支那としては柴棍に一兩日居つたのみであります。

十

各地に廻りまして結局歸する所、日本の商人或は事業家は金に困る。又安い金がない。總て外國人は低利の資を以て商賣や事業を經營する。何とかさう云ふ方面に就ての工夫は無いものかと云ふ意見が到る所にあ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ります。これは實に根本問題でありまして、南洋に對しては日本の工業品を南洋に送る。南洋から原料を持つて來る。或は事業投資をやる。結局資金如何の問題に歸するので、其の資金を如何にして何う云ふ方面から取つて之に向けるかに付て、全く私の懸案的のことで甚だ輕つたことではありませぬが、私の考ではこれは惟り政府許りに依賴することも出來ない。又た民間許りでも行かない。要するに官民一緒に協力すべき問題であります。

海外發展は移民・海外投資・海外貿易の三點から考案して實行を要する。最近移民に就ては政府に於てもやられて居りますが、又海外貿易に就ても最近農商務省で御苦心になりまして、政府に於て保證に立たれるとか或は組合を作るとか云ふことが新聞にありますが、次の議會當りには何か具體的に現はれることゝ思ひます。海外貿易と云ふことに就て餘り政府の色彩を濃厚にしたものは國際關係上どうであるか。或は輸出商人が損害の在つたときに國が補塡すると云ふやうな保證の如き極端な保護的政策は戰時中なら兎に角、今日の如き平時には極端なる政策は實際上行はれなからうと私自身は考へます。英國では戰時中には非常な巨額を保證して民間の輸出を保護しましたが、それは戰時中のことで戰後には實施されて居らない。今度の政府案はどうか知りませぬが成るべくさう云ふ方法でなしに實際其の目的を達する方法はないものかと存じます次は海外投資であります。

十一

海外投資に就ては或る内閣は投資を奬勵し或る内閣は投資を否定した。從來政府には確たる方針がない。其の間に立つ民間の連中は隨分困ることになるので、其の間に色々の機關や組織も出來た。海外放資團と云

ふ銀行の集團に依つて、只一回か二回北京借款に五百萬か千萬應じたこともあつた。夫から日本の代表的資本家の系統で東亞興業會社が出來て支那に對し投資したが資金が續かない。縱し株主重役に資本家があつても中々金が出て來ない。社債を募らうとしても中々出來ない。又日支合辦で中日實業會社と云ふが出來ましたが、これは近年矢張り資金關係で全く不振の狀態になりました。要するに今迄海外放資は多く滿洲、支那方面であつて南洋方面には充分出來て居らないのであります。結局海外投資に對する既設機關は夫々資金難に陷つて思ふ通りに行かない。最近信託會社が段々出來まして、或は信託會社がさう云ふ方面の特殊の資金を海外に投資する餘地が出來やしないかと云ふ考を持つて居る人もありますが、これは私の考では寧ろ證劵市場に出る公債社債と云ふやうなものに信託會社は活動するだらう。中々信託會社の預金を以て海外放資に充てられる時代は容易に來ない。それは日本の銀行の預金の基本は定期預金であります。現在組合銀行の定期預金は總額約二十二三億、利率は甲種銀行が六分、乙種銀行は六分五厘、それに「コスト」を加へて貸出し得る金になるので、信託會社は今日では夫れ以上の七分以上の利益配當をしなければならぬ。結局信託會社も幾ら日本で資金を集めても、低率な金を海外に投資することは六ケ敷い。所で日本は自然に海外放資の出來得る狀態になる迄待つて居られるか。決して日本の國情はそれを許さない。そこで私は吾國の海外投資は先進國が海外に投資する意味と別に異なつた意味でやらなければならぬと思ふ。

十二

海外投資に就ては英國は有り餘る金でやる。日本は有り餘らぬ金でやらなければならぬ。一九一三年即ち戰前には英國は四十億「パウンド」海外投資をして居つたが、戰時中約十億「パウンド」を減少した。戰後には

既に五億を殖やし結局現在三十五億萬「パウンド」の海外投資をやつて居る。夫から上がつて來る利子收入其他の貿易外受取勘定が一九二二年度には三億二千五百萬「パウンド」になつた。英國は段々國民の忍耐節約に由つて漸次回復して一九二二年の暮れに始めて戰前の舊態に復した。即ち其年輸入超過が一億七千萬「パウンド」になつた。之に對して前記の貿易外受取金が二三千萬があるから、差引一億五千萬「パウンド」が海外に更に出せる力である。恰度一九一三年以前の狀態になつた。又亞米利加は現在百億萬弗の投資になつて居る。近年亞米利加の貿易は毎年輸出超過で、一昨年は十億萬弗輸出超過、昨年は一億四千弗輸出超過で、段々減る半面には亞米利加は國內に多數の外國移住民を持つて居る。夫等のものが亞米利加から得たる金を送金するものが五億萬、亞米利加人が歐洲遊覽に三億萬弗使ふ。そして貿易外受取勘定は投資利子等で二億八九千萬弗ある。十億位輸出超過しても矢張り五億弗しか新投資力が殘らない。恰度英國は一年の餘力一億五千萬「パウンド」亞米利加が五億萬弗ですが、矢張り一九二〇年から二二年迄英米で出來た外國債劵は亞米利加では毎年五六億萬弗位、英國で一億四千「パウンド」宛になつて居る。斯く英米とも自國の國際貸借で餘つたものを出すと云ふ極正當の遣り方で、日本はさう云ふ狀態に即ち貿易及貿易外の受取支拂勘定を差引して結局是れだけ出せると云ふ狀態になることは前途遼遠中々出來ない。日本は今日の如き內外の形勢に於て英米式の海外投資をやり得る情況になるのを竢つて居ることは出來ない。然らば之を如何にする乎。結局現在の力でやる力法があればやる。それで先程申しました通り是は國民的解決に待つ外ない。政黨に於ても海外發展を第一綱領に置かなければならぬ。又夫から組織されたる政府も國策上第一に海外對策を講せらるゝやうにならなければならぬ。議會では政府の歲計から年々一定金額を日本の海外投資・移民或は海外貿易促進、此の三つの爲に割くべきことを決めて其の法律を成立せしめる。恰度減債基金の如く年々法律の結果として

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五千萬なら五千萬圓を出す。それは今日の如く緊縮政策の時代に於て更にそれ位の資金を捻出することは出來ないことかも知らない。然し日本財政も既に中央地方特別會計で合計五十何億の歳計であります。勿論素通の數字もあるが其の中から五千萬位を拔くことは方針さへ定まれば不可能の事ではない。どうしても日本は食糧問題・人口問題・或は燃料問題・國防問題・工業原料問題等の點から觀て國策上東亞細亞・南亞細亞に對し經濟的施設を要すとするならば、政府は先づ決心して此目的の爲に年々數千萬圓を特殊財團に出資することゝする。其の特殊財團を假りに名けて興國財團とでも云ひませうか。國を興す財團それは法律の結果として五千萬を毎年出資する。それを株式にされたら良からう。政府の株式は無配當とし、民間でも同額五千萬出すと假定する。さうすると一年で一億萬の金が出來る。此の方法を假りに十年間續ける。さうすると民間の資金が五億萬圓、政府の資金が五億萬、官民合せて十億の資金が十年で出來る。民間の出資には政府が元利を保證する其の利率の割合は、公債の利廻りと一流社債との間を行くものとし、假りに公債が七分、社側が九分とすれば、先づ八分と云ふ目安を置いて、民間の出資は年々八分配當を政府が保證する。八分の利息付と無利息の資金とが組合はせられて一年に一億圓が出來る。即ち平均すれば四分の金になります。其の四分の金を以て財團の目的に使用する。それは非常な大事な方面から出る金でありますから、政府は勿論民間のも非常な愛國的の精神の金でありますから、それを使ふ方法に就ては嚴重の方法を立てなければならぬ。

十三

其の方法は結局斯う云ふことにしたい。最近預金部問題は非常に喧ましく預金運用の方法も何れ決まりましやう。夫から又日本銀行は日本の金融の中心で、今日爲替銀行は凡て日本銀行から輸出輸入に對して夫々

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

援助を受けて居りますが、それには自から限度がある。隨つてさう安い金を爲替銀行に對し貸す譯にゐかない。決して三分四分と云ふ金が出來やう筈がない。日本銀行の世帶を以してもそう〳〵出來ることではない。又これ以上は中々殖やせないでせう。さうすれば玆に日本銀行の爲替資金殊に低資供給に就ても自から限度があることを知らなければならない。何か日本の海外發展海外貿易擴張に對して別系統の資源を將來の爲め用意することが必要である。卽ち預金部或は日本銀行の今後困難とする仕事に前述の財團が當ることにする。それは政府及政府の保證に依る民間の資金を以てやりますが、組織としては民間的の色彩のものにしたい。總理大臣の統轄の下でなく、成るべく民間的のものにしたい。隨つて財團資金を運用する委員會と云ふやうなものは、さう云ふ意味を以て關係のある政府當局銀行の連中、保險海運業者或は貿易家、海外の事業家或は一般の商工有力者等、日本の海外發展に關係して居る有力のものを網羅する必要があります。海外發展に關係した帝國の有能の人士を集めたる最高の經濟會議的實質を持つた人々によつて委員會が作られ、これが一々實際の運用を決める。假りに玆に必要有利なる海外事業が在つて、それが國策的に五分位の資金の供給を是非必要とする場合此の財團に賴む。すると財團は委員會に掛けて極める。委員會は更に專門的研究を必要とせば學者なり學會なりに賴む。兎に角全國の知嚢を集めた運用委員會で、それが決定されて低利資金が出る。其の事業が成功すれば預金部中央銀行の考で低利資金を出して成效したと變らない。失敗しても右の如き方法を盡しての事である諦めが付く。其の運用方法は成るべく既設の機關を使ひたい。それは爲替銀行を通すべきか、海外に特殊の目的を有した會社を通すか、夫々現在の特殊機關或は銀行會社を通じて間接に其の財團から投資される。直接にはしない。他の機關を經由する結果、其既設機關が活動することになる。さうすれば彼此相妨げない方法になると思ひます。それで民間方面はどう云ふ方面から資金を求めるか。民間

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は日本の金には血の出る金もあります。血の出やうが少ないものもあります。最も比較的樂なものは誰か。矢張り先進國でも同じですが、先づ日本では保險會社でせう。一年に生命保險は八億萬圓位新契約が出來る。舊契約は四十億位ある。毎年々々契約者から收入する保險料は生命火災で二億萬圓にもなろう。責任準備金や經營費を引去つて一億萬圓位は年々新らしい投資力となる。それは保險人を社の公債社債應募力となつて現はれて居る。最も安心な資金は保險會社が持つて居る譯です。日本では農商務省の監督を受けて居りますが或は不動產に對して金を貸す、或は有價證券にも盛んに投資する。或は事業資金の供給もして居る。今日は殆んど金融業者と變らない仕事をして居る。これは日本の金融界を一面小さくする所以であります。善いこともありますが、又困つたことも出來やしないか。それで私は保險會社の年々の收入の保險料から必要費を去つて殘りのあるものは、或は一億圓位ありとすれば、それの一部分で今申上げた財團株式を持つて貰ふ。それは保險會社の投資方法としても惡い方法ではない。それで財團出資に對して安全に八分の配當を受けることであれば決して惡い證券投資ではない。又此の株劵は特殊な目的から起るのでありますから或は發行價額を以て資產計上を許され又は公債同樣或は夫以上に色々な特典を受け得る樣にしたい。保險會社としても公債同樣の恩典もありとすれば年々相當投資することも好いと思ひます。これは農商務省其他の監督指導に依り又當事者の考次第で實行し得ることゝ思はれます。

十四

次には色々の財團法人があります。先年內務省・文部省・司法省監督の各種財團法人に對して御下賜金を下賜されましたが、全國に四百五十七と云ふ財團があります。之は無論寄附金や醵金に依つて成立て財團の目的に使はれるべきものであります。財團は必ず基金を保管する或は準備金を保管する。赤十字・濟生會等は中

々大きな公債や資金を持つて居る。さう云ふ方面の所謂準備金として前述の財團の株式に投資され得べき相當の分量があると思ひます。もう一つは貯蓄銀行の準備金も好からうと思ひます。又一般の資産家からも募集出來るだらう。全國の定期預金は四十億圓ある、假りに其の十分の一が形が代はるとすると四億萬の餘地があります。又民間でも役所でも色々の共濟組合が出來て中々金の集りが强いのもある。鐵道省の如きも一寸すると直ぐ百萬位になります。それが凡て公債を買つて居る。其他民間でも共濟組合の基金が意外な大きなものになる。夫等の運用も考へらるゝことです、又た日本の移民も北米では排擊を受けて居りますが、兎に角世界に七、八十萬の海外在住者があります。海外からの本國送金は矢張り三四千萬圓ありませう。さう云ふものに對しても株券を分配する方法もあると思ひます。あれや是れやで比較的血の出ない金で、而かも方針さへ決まれば斯う云ふ株券に導き得べき資金があると思ひます。國內を流れる特殊の資金を指導して財團に這入る工風を講じ、さうして財團が其の纏つた金で一半を海外に投資する。一半は貿易振興に充てる。十年を經れば十億萬圓となる。さうすると半分は海外投資に、半分は貿易金になつて、しかも五分六分に供給し得る金である。外に對しては外國人と競爭し得べき低利の資金となります。又た內に於ては貿易業者に低資を與へ、進んでは日本の輸出貿易の中で未だ完全でないものには完全の貿易品になすべく低利の資金を貸すやうにする。兎に角一半は海外投資、一半は貿易振興、此の二つの目的に使ひます。十年後に五億の海外投資を爲すことは日本の現狀から觀て決して氣の利いた數字ではない。或は之を十億二十億にしたいのが理想である。臺灣に對しては民間投資は六億三千萬圓、朝鮮は六億六千萬圓、滿洲は九億五千萬圓、計二十二億四千萬圓、南洋に對しては大體一億圓でありませう。今後十年と云ふ長い間に僅かに日本が五億萬の海外投資しか出來ないと云ふことでは心細い事と思ひます。まあさう云ふ方法で假りに五億とする。夫から財團が成立して海外投資々金の安いものが出せるとすれば、無論出す方面に於ても結局國策上投資を必要とし、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

且つ低利資金を要するものに限られる。其の點で極めて精選された投資をしなければならぬと思ひます。若しさう云ふものが出來た後に、其の財團は本來營利的でありませぬから、若し餘剩利益があれば更にそれを海外發展の爲に必要有益なる各方面の研究調査施設に出せば可い。譬へば南洋方面には外國人の病院の施設も大きいので、香港大學病院が五六百萬弗或は新嘉坡にも二三百萬弗のがある。然るに日本の病院は全く少ない。熱帶病を研究することも出來ない。又到る所に西洋人は永久的に墓地を持つて居るが、日本人は殆んど墓地を持つて居ない。小學校もない、醫者もない。先づ所在さう云ふことが不足して居る。何處でもそうでせうが南洋では困つて居ります。さう云ふもの、爲に財團が餘分の利益を擧げるとすれば夫から出す。又南洋に於ける邦人は二萬以上もありましやうが東京及大阪方面の新聞は半月或は一月で漸く手に這入る。歐字新聞は自分の都合の好いことしか載せない。蘭領印度に於ては無線電信の利用で歐洲の政治經濟のことが翌日の新聞に掲載される。印度當りは英國人專門の新聞が在つて全國に行き渡つて居ります。殆んど本國と時間空間上に於て變らない感がある。所が日本はさう行かない。さう云ふ問題に就ては日本の新聞社でも段々研究して居りましやうが、中々國內の競爭が烈しくて何一つ有力な海外版も無い。新嘉坡其他に於て朝日每日と銘を打つた新聞を出して西洋人日本人にも賣る。吾々の政治經濟生活から離れないで一緒に成つて南洋に行つて仕事をしやう、又何か必要があれば直に意見も發表出來る、調查報告でも何んでもやる、兎に角有力なる海外版を出して日本の海外に居つて働いて居るものが本國と懸け離れないで生活出來ることは海外發展上非常に必要なことである。色々斯る附帶的の仕事が出來るものとすれば、限りない程仕事があると思ひます。結局財團が出來ますれば利用は極めて廣いことゝ思ひます。以上は甚だ漠然たるお話でございまして、且つ又結論的のお話などは實行上色々障碍もあり、關係する所も複雜でありますから、中々六ケ敷い問題でございまして夢物語に了るやうな感じが致して恐縮の次第です。之れで失禮致します。

——大正十三年九月八日總務長官々邸に開かれたる臺灣汎太平洋俱樂部例會に於て——

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に於ける水産會法の施行

＝水産會法及同施行規則の研究＝

臺北州理事官　川村直岡

本稿は本月二十一日臺北州水産會創立總會に於て創立發起人の依頼に依り水産會に就て講演したるものに筆を加へたものであります。尙研究すべき餘地も多く論ずべき事項も多々あるのでありますが當業者にとり多少の參考にもと存じまして此のまゝ發表することゝ致しました。（大正一三、九）

（備考）本文中「法」とあるは「水産會法」、「施行規則」又は「施」とあるは「大正十三年臺灣總督府令第十二號水産會法施行規則」であります。

目次

一　水産會法制定の理由及本島に之を施行したる理由――二　水産會の目的及事業――三　水産會の種類及其の地區――四　水産會の名稱
五　水産會の組織――六　臺灣に於ける水産會の設立及成立――七　水産會々則――八　水産會の機關の一（議決機關）――九　水産會の機關の二（執行機關―役職員）――十　水産會の機關の三（審議決定機關―委員會）――十一　水産會の會計――十二　水産會の監督――十三
水産會の解散、合併又は分割――十四　水産會の清算

一　水産會法制定の理由及本島に之を施行したる理由

水産會が如何なるものであるかは、水産會法が如何にして制定せられ如何にして本島に施行せられたかを考察すれば自ら明かになると存じます。由來水産業は極めて男性的で進取的なものでありますが、農業や商工

業と異り或程度の冒險を要する關係からかして其の發達は他の何れの産業よりも遲れて居ります。最近内地に於ても本島に於ても急速な進歩を遂げつゝありまして、殊に本島に於ては其の急速なる眞に驚くべきものがありますが、其の發展の餘地は將來遠洋漁場の開拓に依つて殆んど無限に存するものと言つて宜しいかと存じます。而して國内糧食充實の爲にも國權を領域外に發揚する爲にも愈々水産業の前途は多事であります。

然し乍ら從前の沿海水産業を見まするに、之に從事する者は大抵地方的の者であり、小資本家であり、文明的の企業家と稱し得べき者は少く、中には個人的の副業として漁業に從事する者もあり、之を主業とする者も田畑の多くない瀕海の寒村に多いといふ事實を示して居りますが、最近に於ては國民生活の昂上に依り魚類の需要頓に增加し、魚介の類は國民糧食中米鹽に次ぐ重要なる地位を占むるに至り、玆に愈々産業として、漁業は文明的近代的企業の列伍に參加する事となりまして、當業者相互間の連絡を緊密にし對内的にも對外的にも一致協同、歩調を合せて其の改良發達を圖るの必要に迫られて來たのであります。内地に於ては此の機運に應ずる爲に夙に各沿海地の部落、町村、郡市又は府縣に水産會の設けらるゝあり、又府縣を通じては大日本水産會の設置を見る等、水産業發達の趨勢に應じて當業者の連絡機關は成立して居たのでありますが、國權の保護と監督無き團體は其の事業を進捗して團體設置の目的を達成するに於て幾多の不便あるを免れざるが爲に、全國同業者多年の要望に依り遂に大正十年四月水産會法を制定發布して斯業の改良發達を保證することになつたのであります。

爾來年を閲すること三年、本島にも本年二月一日より漁業法を施行すると同時に本法を施行する事となりましたが、此のことたるや本島水産業の爲に眞に慶賀に堪へぬことでありまして、或は時期尚早の感も無いでもありませぬが、將來に思ひを致しますれば當業者としては早晩此の種の法令を要望するに至るは必然の

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

數であり、且つ又本島水產業の發達を促進する上から考へますと、本法施行の速かなりしことは吾々水產關係者の幸福を增進するの捷徑と申さねばならぬかと存じます。

二 水產會の目的及事業

申す迄も無く水產會は水產業の改良發達を圖るを目的と致します。從つて其の事業は其の改良發達に貢獻するもので無ければなりませぬ。（法第一條）然し乍ら水產會として自ら營利事業を營む事は弊害を生ずる虞がありますので、これは法律に於て禁じて居ります。（法第三條）けれども其の以外に於ては凡そ水產業の改良發達に資するものでさへあれば如何なる事業でも行ひ得るのでありまして、法律は其の中でも特に行政廳に對する建議と行政廳からの諮問に對する答申とを重要なる事項として明規し（法第五條參照）尙水產業に關する各種調査の必要なことを規定の上に示して居ります。（法第六條參照）

今臺北州水產會の事業を見まするに、內地各府縣の水產會は固より、島內に於て既に成立せる新竹・高雄兩州水產會等の事業と等しく頗る廣汎なもので左記十九項の事業を施行することになつて居ります。

一　水產業獎勵事業
二　水產物取引販賣の改善
三　販路擴張事業
四　魚苗の共同購入及無償配付
五　油類、漁具、餌料の共同購入
六　貯油タンク及冷藏庫の設置
七　漁業、製造、養殖の調査竝指導
八　水產統計に關する調査

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九　遭難救恤及紛議調停
十　功勞者表彰
十一　職業紹介雇傭の斡旋
十二　講習講話
十三　漁業者の依賴に依る出願申請、漁船、漁具及其の他水產に關する設計圖案の代辨
十四　視察員の派遣
十五　水產業者懇談會、集談會、研究會の開催
十六　品評會、展覽會參加及開催
十七　會報發行
十八　行政官廳の諮問に對する答申
十九　行政官廳に對する建議

以上各種の事業を施行するに就ては固より多大の經費を要することでありまして、恐らくは漸を追つて先づ急施を要するものから施行の運びになることと存じますが、水產會としては往々にして自ら其の經費の全部を支辨するの途の無いものも無いとは限りませぬので、法律は政府が其の定めた條件を具備する水產會には豫算の範圍內に於て補助金を交付することあるべきを規定して居ります。總督府としても恐らく豫算の許す範圍に於て各州及各廳に成立する水產會に補助することあるべきを信じて疑ひませぬ。

要するに水產會の事業は如何にして當業者の一致せる意思を暢達するかゞ最も重大であります。建議といひ諮問に對する答申といひ、當業者の一致せる意思を暢達する一方法でありまして、それがやがて水產業の改良發達に資する所以のものであることは勿論であります。

三　水產會の種類及其の地區

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

水產會は内地に於ては郡市水產會、道府縣水產會、帝國水產會の三種で三級制度になつて居りますが（法第七條）本島に於ては郡市水產會は無く、州又は廳水產會と臺灣水產會との二種で二級制度になつて居ります。（大正十一年勅令第五百二十一號第一條及第十二條參照）

水產會の地區は水產會員を抱擁する區域を謂ふので、内地に於ては郡市水產會は郡市、道府縣、帝國水產會は内地全體を區域とすることが原則でありまして、郡市水產會の場合に限り例外として特別の事由あるときは必ずしも郡市の區域に依らざることを得るの規定であります。（法第八條）本島に於ては州廳水產會は州又は廳の區域、臺灣水產會は臺灣全體を區域とすることになつて居りまして、州又は廳の水產會の地域は特別の事由あるときは内地の郡市水產會の例に依ることが出來るのであります。（前記勅令參照）

蓋し普通の場合に於ては、國、道府縣、郡市又は州廳等行政區域を特殊團體の地區とすることは、事業の進捗上にも又行政廳の監督上からも利便の多いことでありますが、特別の場合例へば郡市又は州若は廳の場合に於て二地區以上の水產業者が其の一地區のみを見るときは餘りに少くして、一水產會を設立するも充分の活動をなす事が不可能な場合とか、或は二地區以上の水產業者が共同の漁場を有し又は他に密接な關係があつて地區毎に水產會を組織するよりも一つの會を組織する方が遙かに有利な場合とか、若は一行政區域内に於ても全然水產業者を有せざる地方を除き他の地方のみを目的として水產會を設立すれば足るとかいふ様な場合には、法律は一行政區域一水產會の原則の例外を認めて居るのであります。

四　水產會の名稱

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

水產會の名稱は內地に於ては其の區域に依り夫々郡市、道府縣、帝國の名稱を冠することになつて居ります。本島に於ても何々州又は何々廳若は臺灣水產會と稱することになつて居りますが、內地に於て郡市水產會の地區が郡市の區域に依らざる時は其の名稱中に何々郡若は何々市の文字を用ゐざるを得るの規定でありまして、本島に於ても同樣州廳水產會の地區が州又は廳の區域に依らない場合には何々州水產會又は何々廳水產會と言はず他の名稱を冠することが出來るのであります。(法第九條第一項及前記勅令參照)

而して行政區域の名稱を水產會の名稱中に冠することは水產會の特權でありまして、水產會法に依つて設立せられた水產會でなければ之を許されないのであります。(法第九條第二項)

五　水產會の組織

(一)　內地郡市水產會及本島州廳水產會の組織　內地に於ける郡市水產會は其の地區內に於ける漁業又は水產物の製造、取引若は保管の業を營む者及其の地區內に於ける漁業權又は入漁權を有する者を以て組織致します。但し命令を以て一定の者を除外することを規定することが出來ます。(法第十條)此の除外すべき者としては大正十年六月農商務省令第十七號水產會法施行規則第一條に左の通り規定して居ります。

一　國及公共團體
二　鹽業者
三　小賣を主たる目的とする製造業者及販賣業者
四　水產物の保管を主たる目的とせざる保管業者

以上の外地方長官に於て特に郡市水產會の會員より除外する必要ありと認むる者あるときは農商務大臣の認可を受けて更に命令を以て之を定むることが出來ます。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島に於ける州又は廳水產會の組織は內地に於ける郡市水產會の組織と同樣でありますが、臺灣總督は特別の事情ある者を其の認定に依つて州廳水產會の會員より除外することの出來る點は內地に於ける例と異る所であります。（前記勅令及本島水產會法施行規則第一條）

（二）道府縣水產會の組織　道府縣の水產會は其の地區內の郡市水產會が會員となつて之を組織致します。（法第十條）

（三）帝國水產會及臺灣水產會の組織　帝國水產會は內地の道府縣水產會が會員となるもので、臺灣水產會は島內の州又は廳水產會が會員となつて之を組織するのであります。（法第十條及前記勅令第十二條）因に帝國水產會は道府縣水產會のみならず朝鮮・臺灣・關東州又は外國に於て設立したる水產會に準ずる法人其の他の團體を會員とすることが出來ます。（法第二十七條）

以上は各種水產會の組織に就て述べたのでありますが、水產會が成立しましたときには法律は其の地區內に於て會員たる資格を有する者は其の意思如何に拘はらず總て之に加入したるものと看做し、自由に加入せざること又は脫退を認めぬことになつて居ります。之は所謂强制加入の制度でありまして、水產會が一の地區的團體として其の成立の目的を達成するには極めて必要な制度であります。然し乍ら此の强制加入の制度を固執して如何なる處、如何なる人、如何なる場合にも之を强行するときには、往々にして法律の精神に背反することあるのみならず却つて水產業の改良發達を阻害するの虞がないとも限りませんので、法律はかゝる場合に例外を認め、特別の事情ある者は行政官廳の認可を受けて其の會員とならぬことが出來ると規定して居ります。（法第十三條）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六　臺灣に於ける水產會の設立及成立

水產會の設立には其の地區內の會員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き、會則を議定し、行政官廳の認可を申請することになつて居ります。

州廳（內地に於ては郡市）水產會の設立に關し會員たる資格を有する者の員數の計算に付ては、漁業權又は入漁權の共有の場合に於ては其の漁業權者又は入漁權者は之を一人と看做し、一人にして二以上の資格を有する者は之を一人として計算致します。（法第十一條及前記勅令參照）

資格者の三分の二以上の多數の同意を得る事は水產會が强成的加入制度を採れる地區的團體たる性質上當然のことであります。思ふに多數の會員資格者中には水產會設立に付て種々異論のある者もあるべく、一人殘らず全部の同意を得る事は到底望み得ないことでありますから、法律は水產會の成立に依り人民に多少の拘束を加ふるものなるに拘はらず全部の同意は之を要せざるものと定め、其の同意を得るの範圍を三分の二以上としたのであります。而して其の三分の二以上とすることは普通の場合に於ては三分の二以上の多數であれば全體の利益を代表し得るものと看做しても差支無いからでありまして、要するに多數者の意見は正當なものであると認め、多數者の利益は少數者の利益よりも先づ之を考慮せねばならぬものとする法の精神に依るものでありますが、今日に於ては此の種の規定は獨り水產會法のみならず色々の法規に同一趣旨の規定を見ることが出來るのであります。

今水產會の設立に付順を追ふて述べますれば左の通であります。

（一）　水產會設立發起　（イ）　州廳水產會の設立發起　州廳水產會を設立せむとするときは會員たる資格

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を有する者三十人以上發起人となり會員たる資格を有する者に地區、事業の概目、創立費用及收支の概算竝經費分賦收入方法の概要を通知し、設立の同意を求むることになつて居ります。(施行規則第二條)

同意を求むるに種々の事項を通知致しますのは多數の會員資格者中には水產會の趣旨、其の事業等に通曉しない者もあるばかりで無く、特に又收支の概算、經費分賦收入方法等は會員にとり重要なる事項でありまして豫め之に對する諒解を必要とするからであります。

茲に問題となりますのは發起人の數は必ず三十人以上を必要とするかといふ點でありますが、法律の精神から申しますと必ずしも必要で無いと存じます。水產會としては會員資格者が三分の二以上同意すれば設立の出來るものでありまして、發起人の數が規定の數に達しないことは設立發起に何等支障無いものと考へられます。只地區、事業の概目、創立費用及收支豫算、經費分賦收入方法等は多數會員資格者に重大な利害を有しますので設立發起に當り之を多數者の利益の爲に審議決定する丈の員數の發起人は必要であり、其の必要に依つて最小限を三十人と定めたのであるから、此の規定の數に達しない人員の發起は無效であるといふ議論も立ち得るのでありますけれども、之は發起そのものが水產會員たるべき者を何等拘束しないことに考へても、又發起は三分の二以上の會員資格者の同意を得る手續に過ぎない點から考へましても、之に關し實體の無效を來す特別の規定が無い以上所定の員數以下の發起も亦有效だと信じます。

(ロ) 臺灣水產會の設立發起　臺灣水產會を設立せむとするときは、會員たる資格を有する水產會二以上發起人となるのでありまして、其の他は總て州廳水產會設立發起に付て述べたと同樣であります。(施行規則第二條)

(二) 創立總會　(イ) 招集　創立總會の招集は發起人之を行ひ州廳水產會の場合に在りては開期の少く

とも十四日前に、臺灣水產會の場合に在りては少くとも三十日前に、會議の目的たる事項、日時及場所を會員たる資格を有する者に通知し、且之を公告することになつて居ります。(施行規則第三條)通知又は公告の方法に就ては別に規定がありませんから如何なる方法に依るも差支無いのでありまして、普通の場合に於ては通知は書狀、公告は新聞紙を利用し、若は市街庄役場揭示場を利用するのが適當でありませう。此の十四日又は三十日の期間は必ず之を必要とするか否かに付ては疑問がありますが、規則には此の期間を置かない場合に付ては其の效力に關し何等規定する所は無いのでありまして、文字上から申しますと「少くとも」と規定して居りますから規定以下の期間に於ける通知の如き無效に歸するものと解し得ないではありませんが、本法から申しますれば資格者の三分の二以上の意思さへ合致すれば水產會は設立し得るものなることに稽へ、規定以下の期間を置ける通知も創立總會にして適法の成立を見るに於ては有效であると斷じて宜しいかと存じます。

會議の目的たる事項としては法律は會則の議定を規定し(法第十一條)施行規則は其の第五條に創立費用及其の償却方法に付會議の際に承認を經べきものと規定して居ります。

(ロ)創立總會の議事　創立總會の議事は會員資格者にとり重大なる利害關係を有しますので、會員たる資格を有する者の三分の二以上を以てする特別決議に依るに非ざれば議定が出來ぬと定められて居ります、(施行規則第四條第一項)出席者は成るべく多數なることが望ましいことであり、水產會の趣旨から申しましても亦さうあらねばならぬのでありますが、州廳水產會の如き多數の會員資格者を有する場合に於ては普通の會合の場合に於けるが如く其の半數出席を望むことの如き到底思ひも及ばぬことでありますから、規則は議決の代理を認め一會員資格者の議決權は他の會員資格者に之を委任し得べく、此の場合には其の代理權を證す

る書面を差出すことを要求して居ります。(施行規則第四條第二項)然し乍ら臺灣水產會としては會員資格者數は少いのでありますから資格者自身の出席を要求し議決權の代理は之を認めぬことになつて居ります。

創立總會の議事に付ては議事錄を作成し、開會の日時及場所、會員資格者の數、出席者の員數、議決權委任者の數、議事の要領、議決したる事項及贊否の數を記載し、當日議長になつた者及出席者二人以上之に署名することになつて居ります。(施行規則第四條第三項、同第十七條參照)

(三) 設立認可申請　發起人は創立總會が終了しましたときは遲滯無く設立認可申請書を差出さねばなりませぬ。而して申請書には會則、設立に付法定の同意ありたることを證する書面、創立費用の明細書及議事錄の謄本を添付することになつて居ります。(施行規則第六條)

(四) 水產會の成立　水產會は創立總會が終了して發起人より設立の認可を申請し、其の認可を受けたるとき成立するのでありまして(法第十二條)此の場合に於ては臺灣總督は其の名稱、地區、事務所及認可の年月日を告示致します。其の告示したる事項に變更ありたるときも亦同樣であります。(施行規則第八條)水產會成立の效果としては成立のときより始めて水產會として法律に定むる權利義務を認められ、其の活動が爲し得るのでありまして、會員資格者としては其の意思如何に拘はらず特別の事由に依り行政官廳の認可を受けざる限りは總て之に加入したるものと看做されます。(法第十三條)

水產會の活動の爲には先づ會則を定め各種の機關を要するのでありまして之に就ては左に順を追ふて述べ度いと存じます。

七　水產會々則

(一) 創定及議定　水產會々則は發起人に於て之を作成し、創立總會に於て議定して設立認可申請書提出

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の際之を添付することになつて居ります。（法第十一條第一項、施行規則第六條第二項）而して會則には水產會法及同施行規則に定むるもの〻外左の事項を記載することになつて居ります。（施行規則第七條）

一　目的
二　名稱
三　州廳の區域に依らざる州廳水產會に在りては其の地區
四　役員の定數及任期に關する規定
五　議員の任期、選任及解任に關する規定
六　會議に關する規定
七　會計に關する規定

會則は水產會成立のときより其の效果の發生すべきものであることは勿論であります。

（二）　會則の變更　會則を變更するに付ては、先づ州廳水產會に在りては總代會、臺灣水產會に在りては總會の議決を經たる後、行政官廳の認可を受けなければなりません。認可を受けざる會則の變更は無效であります。（法第十六條）而して會則の變更は總代會又は總會に於て之を組織する者半數以上出席し、出席者の議決權の三分の二以上を以て議決せねばならぬものでありまして、特にそれが州廳水產會の地區の增減に關するときは、內地に於ける郡市水產會の場合と同じく前に述べました議決の外新に編入又は削除せらるべき區域內の會員たる資格を有する者又は會員の三分の二以上の同意を要します。此の場合に於て會員資格者又は會員の員數の計算に付ては、漁業權又は入漁權の共有の場合に於ては其の漁業權者又は入漁權者は之を一人と看做し、一人にして二以上の資格を有する者は之を一人として計算致します。（法第二十條同第十一條第二項）又地區の增減に關し會則を變更する場合に於て水產會に債務ありたる場合は債權者の同意を得、又は異議ある債權者に辨濟を爲し若は相當の擔保を供したる後でなければ之を行ひ得ないのであります。（法第三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十一條）

會則變更の認可申請書は普通の場合に於ては法定の條件に從つて議決せられたことを證する爲、總代會又は總會の議事錄の謄本を添付して之を提出すれば事足るのでありますが、會の地區增減に關するときは法定の同意ありたることを證する書面及債務ありたる場合には債務權者の同意ありたること、又は異議ある債權者に辨濟を爲したること、若は相當の擔保を供したることを證する書面を添付することになつて居ります。（施行規則第二十三條）

八　水產會の機關の一——議決機關

（一）議決機關の種類　議決機關には總代會と總會との二種あります。內地に於ては郡市水產會に總代會、其の他の水產會に總會を、本島に於ては州廳水產會に總代會、臺灣水產會に總會を置きます。（法第十四條及前記勅令第十二條）

（二）總代會又は總會の組織　州廳水產會の總代會は、命令の定むる所に依り會員の選任したる議員と特別議員とを以て之を組織し、臺灣水產會總會は命令の定むる所に依り其の會員たる州廳水產會の選任したる議員及特別議員を以て之を組織致します。（法第十四條第二項、第三項及前記勅令第十二條）

（イ）議員の種類　議員には州廳水產會、臺灣水產會の何れに於ても會員の選任したる議員と特別議員とがあります。此の區別は選任の方法如何に依るものでありまして、其の權限の如きは兩者全然同一であります。

（ロ）州廳水產會議員及特別議員の員數　州廳水產會議員の定數は三十人以內に於て會則を以て之を定む

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ることになつて居ります。(施行規則第九條第一項)玆に議員といふのは會員の選出する議員のみを意味し、後に述ぶる特別議員は之を含まざるものと解します。(法第十四條乃至第十八條參照)特別議員は會則の定むる所に依り議員定數の五分の一以內の員數を會自體が選任するものと、議員定數の五分の一以內に於て行政官廳が之を命ずるものとの二種あります。(法第十五條)

(ハ) 臺灣水產會の議員及特別議員の員數　臺灣水產會の議員の定數は其の會員たる州又は廳水產會の數と同一であります。(施行規則第九條第二項)特別議員は議員定數の五分の一以內に於て會自體の選任するものと、行政官廳の任命するものとあることは州廳水產會の場合と同じであります。(法第十五條)臺灣水產會に在りては前述の議員の外尙豫備議員が各會員より一人宛選任せらるゝことになつて居りますが之は議員に事故あるとき其の職務を代理すべきものとして置かるゝものであります。(施行規則第九條第三項)

(ニ) 州廳水產會議員及特別議員選任の方法　議員は命令の定むる所に依り會員中より選任するものでありまして(法第十四條)其の方法は投票に依ることになつて居ります。(施行規則第十條第一項)之が爲に必要ある場合には州廳水產會は會則に依り選擧區を設け各選擧區每に所定の員數の議員を選出すべきを定むることが出來ますし、又業種別にも選擧區及各區每の議員定數を定むることが出來ます。(施行規則第十二條)

州廳水產會の特別議員は會自體に於て選任するものと、官廳に於て任命するものとの二種あることは前に述べた通でありますが、會自體に於て選任する者の選任方法は總代會の議決を以てすることに規定されて居ります。(法第十六條第一項第八號)特別議員を選任しましたときには其の履歷書を添付し臺灣總督の認可を受くべき旨規定されて居ります。(施行規則第二十一條)

(ホ) 臺灣水產會議員及特別議員選任の方法　臺灣水產會の議員及豫備議員の選任は州廳水產會の總代會

に於て其の會員中より之を選任し（施行規則第十條第二項）特別議員は總會の議決に依り之を選任致します。（法第十六條第一項第八號）而して其の選任の認可を受くべきことは州廳水產會の特別議員と同一でありま す。（施行規則第二十一條）

（ヘ）　議員及特別議員の任期・議員及特別議員の任期に關しては法令に何等規定する所はありませんが、其の短きに失し又は長きに失することは會の爲に何れも望ましくないことは申す迄も無いことでありまして、恐らくは三年若は四年を適當と致しませう。これは會則を以て定むべき事項であります。任期の始期に就ては之も會則を以て定むべきものでありまして、終期に就ては死亡、辭任又は解任（法第十六條第一項第八號、同第二十九條參照）の場合等を除き會則を以て定むべきものであります。　に關しては議員と特別議員とに分ち尙少しく論ずべき點もありますがこゝには之を略します。

（ト）　州廳水產會員の議員選任權　州廳水產會員の議員選任權は一人一箇であります。但し漁業權、入漁權の共有の場合には其の漁業權者又は入漁權者は之を一人と看做します。而して此の權利は會員自ら之を行使することを要し未成年者及禁治產者の場合に限り法定代理人に於て之を行ふことになつて居ります。（施行規則第十一條）

（チ）　州廳水產會議員選任事務管理　第一回の議員選任事務は之を管理すべき役員の無い關係上、設立申請者中の一人に於て之を管理致します。此の管理者は設立申請者の互選に依りて之を定め、臺灣總督に屆出づることになつて居ります。（施行規則第十三條第一項但書及第二項）

其の第二回以後は會も既に成立し役員も就任して居るのでありますから會長に於て之を管理するのであります。（施行規則第十三條第一項）而して以上述ぶる以外に於て議員選任に關し必要な事項は會則を以て定む

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べきは勿論であります。

（三） 總代會又は總會の權能　總代會又に總會は會の機關として最も重要なるものでありまして、苟も會に重大なる關係ある事項は總て其の議を經るのが原則であります。法律は之に關し左の事項は必ず其の議決を經べき旨規定して居ります。（法第十六條）

一　收支豫算
二　經費の分賦收入方法
三　事業報告及收支決算の承諾
四　豫算を以て定めたるものを除く外新に義務を負ひ又は權利を失ふべき行爲
五　基金の造成、管理及處分
六　不動產に關する權利の得喪及變更
七　會則の變更
八　役員及特別議員の選任及解任
九　訴願、訴訟及和解
十　會長專決事項の承認

而して右の內一、二、四、七及八の各事項は總代會又は總會の議決を經たる後更に行政官廳の認可を受くべきものであります。（法第十六條第二項、施行規則第十九條、第二十一條、第二十三條）

（四） 總代會又は總會の招集　（イ） 招集者　第一囘の總代會又は總會は水產會の成立しましたとき設立申請者に於て遲滯無く之を招集せねばなりませぬが、次囘以後は會長に於て之を招集致します。（法第十七條第一項）

議員又は特別議員は其の總數の五分の一以上の同意を得て會議の目的たる事項及招集の事由を記載したる書面を提出して總代會又は總會の招集を會長に請求することが出來ます。（同第二項）此の場合に於ては會長

は必ず之を招集すべきでありますが、若し正當の事由無くして請求を受けたる後十四日以内に總代會又は總會を招集せざるときは、行政官廳の認可を受けて請求者が之を招集することが出來ます。(同第三項)

(ロ) 招集通知　招集通知は會議の目的たる事項、日時及場所を明にし、臺灣水產會の場合に於ては少くとも二十日前に、州廳水產會の場合に於ては少くとも十四日前に、議員及特別議員に之を發せねばなりませぬが、此の期間は會則に依り之を短縮し得るの規定であります。(施行規則第十四條)招集通知は書面に依るのが普通でありますが、其の方法に付ては別に之を限るの要も無く、又之に關する規定もありませんから、電報、電話其の他如何なる方法に依るも差支無いものと存じます。

(五) 總代會又は總會の議事　(イ) 議事事項の範圍　會議に於ては會則に別段の定なき限り豫め通知したる事項に付てのみ議決を爲すことが出來ます。(施行規則第十五條)今試みに第一回總代會又は總會に於ける主なる議事事項のみを掲げて見ますと左の通であります。

一　初年度收支豫算
二　初年度經費の分賦收入方法
三　役員の選任
四　特別議員の選任

(ロ) 議長　第一回の總代會又は總會の場合の議長は設立申請者中の一人、其の後の總代會又は總會に在りては會則に特別の定あるときの外會長之に當ると規定されて居ります。(施行規則第十六條)

(ハ) 議事の定足數及議決方法　總代會又は總會の議事定足數は會則を以て之を定め、議決は出席者の議決權の過半數を以て之を行ひます。但し本法に別段の定あるときは自ら別であります。(法第十九條)而して議員及特別議員の議決權は各人一箇であります。(法第十八條)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ニ）特別決議　特別決議は水產會法第十九條に所謂「本法に別段の定あるとき」に當るのでありまして、此の場合に於ては總代會又は總會を組織する者の半數以上出席し、出席者の議決權の三分の二以上を以て議決を行ふのでありまして、其の事項は會則の變更であります。（法第二十條第一項）

（ホ）議事錄　議事錄は總代會又は總會の場合に議長に於て作成するものでありまして、左の事項を記載し議長及出席者二人以上之に署名することになつて居ります。（施行規則第十七條）

一　開會の日時及場所
二　議員及特別議員の定數
三　出席者の員數
四　議事の要領
五　議決したる事項及贊否の數

九　水產會の機關の二―執行機關（役職員）

（一）執行機關の內容　水產會の事業執行機關は役職員であります。法律には水產會に會長一人、副會長一人又は二人、評議員數人を置くと規定して居りまして（法第二十一條）又同施行規則には水產會に於て會則の定むる所に依り主事、技師其の他の職員を置くことを得る旨規定して居ります。（施行規則第二十二條）

（二）役職員の選任、解任又は命免　役員は州廳（內地に在りては郡市）水產會の場合は總代會に於て其の會員中より、臺灣（內地に在りては道府縣及帝國）水產會の場合は總會に於て其の議員中より、之を選任致します。然し乍ら必ず會員又は議員中より之を選任するものとすることは、往々にして實際の事情に適應せぬ場合の存することを免れませぬので、法律は特別の事由ある場合には會員又は議員に非ざる者より之を選任

し得ることを規定し（法第二十二條）更に役員の選任及解任は總代會又は總會の議決を經べく且つ行政官廳の認可を受くべきものと規定して居ります。（法第十六條第一項第八號及同第二項）而して其の選任認可申請書には履歷書を添付し、當會員又は議員に非ざる者より之を選任したるときは其の事由を記載したる書面を提出することになつて居ります。（施行規則第二十一條）職員は、主事、技師、書記、技手等でありまして、これは會長に於て命免するのが普通でありまして、其の命免は之を行政官廳に屆出づべきものと規定して居ります。（施行規則第二十二條第二項）以上の外役員の任期及官廳の監督權に基く役員の解任に付ては後に述ぶることゝし玆には之を略します。

（三）役職員の職務權限　（イ）會長　會長は水產會を代表し會務一切を總理致します。其の主なる職務及權限は左の通であります。

一、會の代表（法第二十二條）
二、總代會又は總會の招集（法第十七條）
三、總代會又は總會の議長たる事（施行規則第十六條、第十七條）
四、臨時急施事項の專決處分（法第二十三條）專決處分は總代會又は總會の議決を經べき事項にして臨時急施を要し、總代會又は總會を招集するの暇無しと認むるとき會則の定むる所に依り會長の權限として爲し得るものでありますが、只收支豫算、經費の分賦收入方法、豫算を以て定めたるものを除くの外新たに義務を負ひ又は權利を失ふべき行爲、會則の變更、並役員及特別議員の選任及解任は專決を行ふことが出來ませぬ。（法第十六條第二項參照）

專決處分を爲したる事項に付ては會長は次の總代會又は總會に於て其の承認を求むることになつて居り

ます。(法第二十三條第二項)此の承認に會長の處分の正當であつたか否かを追認する行爲でありまして、若し其の承認を得たならば總代會又は總會はそれが正當であつたことを認めるといふことを表明したもので、會長の責任はそれに依つて解除されるのであります。これに二つの場合があります。それは專決處分が一時限りの效力を有するものであつた場合と、將來に向つても永續的又は繼續的の效力を有する場合とであります。前者の場合には最早實行し終り效力も發生した後のことでありまして、處分が將來に向つて效力を存するか否かの問題は起り得ないものでありますから、假令總代會又は總會の承認を得なかつたとしても、其の效力には少しの影響も無いのでありまして、其の不承認の結果は唯會長の道德上の責任を生ずるに止まるのでありますが、後者の場合に於ては其の承認を得ない結果は將來に向つての效力を消滅せしむべきものであり、會長としてはそれに要する手續を爲すの責任を有するものであると存じます。

五、州廳(內地に於ては郡市)水產會々長の場合に在りては其の經費又は過怠金の徵收請求を爲すこと(法第二十六條第二項)本項の請求は會費又は過怠金滯納の場合に於て爲し得るものでありまして、市街庄(內地に在りては市町村)は此の請求あるときは市街庄(內地は市町村)稅の例に依り滯納處分を行ふものであります。而して此の場合に於て水產會は其の徵收金額の百分の四を市街庄(內地は市町村)に交付することになつて居ります。

六、州廳水產會々長に在りては議員選任事務の管理(施行規則第十三條)

七、以上の外法令又は會則若は總代會又は總會の決議に依る會務の執行

(ロ) 副會長　副會長は會長の補佐機關でありまして、會長事故あるとき其の職務を代理致します。又會

則の定むる所に依り會長の職務の一部を分掌することが出來ます。（法第二十二條第二、第三項）

（ハ）評議員　評議員は會長の諮問機關でありまして、會の事業執行に關し會長の諮問に應ずると共に會務の執行及財產の狀況を監査致します。（法第二十二條第四項）

（ニ）職員　職員は會長の命に依り夫々命ぜられたる會務を見るのが本分であります。

十　水產會の機關の三―審議決定機關（委員會）

水產會の審議決定機關としては會則の定むる所に依り委員會を設くることが出來ます。委員會には會長、副會長及會則に定めたる方法に依り選任したる者を以て組織するものでありまして、其の職務は仲裁判斷其の他會則の定むる事項に關し審議決定を爲すのであります。（法第二十四條、第二十五條）審議決定機關でありますから委員會は事業執行に携はることは出來ないのでありますが、委員會の審議に附し其の決定を爲したる事項は會としては必ず之に準據し、又は之を實行するの必要があるものと信じます。

評議員と異るところは、評議員は會長の諮問機關でありまして、其の意見は會長を拘束するものではありませぬが、委員會の審議決定は必ず會の行爲を束縛するものなることが重なる點でありまして、外に評議員は會務の執行並財產の狀況を監査する職務と權限とを有するのでありますが、委員會はかゝる權能を有しないことも亦其の異る點であります。

十一　水產會の會計

（一）經費の徵收　既に述べました通り水產會は各種事業を行ふ爲に種々の經費を要します。其の一部は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

或は國庫から補助することもあるのでありますが(法第四條)原則としては其の經費の財源を會費に仰がねばなりませぬ。蓋し自治機關としての水產會の會員が其の經費を分擔せざるべからざることは自明の理であります。法律も水產會に對し其の會員より經費又は過怠金を徵收するの權能を與へて居ります。(法第二十六條第一項)而して此の徵收權を附與したる以上之に强制執行權を與へぬことは會の事業執行に關し各種の不便あるを免れませぬので、州廳水產會(內地に在りては郡市水產會)の經費又は過怠金を滯納する者ある場合には會長は市街庄(內地は市町村)に對し其の徵收を請求し得ることは前に述べた通であります。(法第二十六條第二項)此の徵收金の先取特權の順位は市街庄(內地に在りては市町村)其の他之に準ずべきものゝ徵收金に次ぐものであります。而して此の經費の分賦又は過怠金の徵收に關しては勅令の定むる所に依り異議の申立若は訴願を爲すことが出來ます。(法第二十六條第三項)

市街庄(內地に在りては市町村)に於て徵收したる經費又は過怠金中よりは其の百分の四を徵收者に交付すべきものであることも前に述べた通であります。(法第二十六條第二項)臺灣水產會の場合に於ては其の會員が公法人たる關係上經費の滯納等は之を豫想し得ないことでありますから、其の强制徵收に關しては別に規定を設けて居りませぬ。

(二)事業年度　事業執行の爲には一定の事業年度を設け、年度別に之を施行することは會計經理の便宜からも又事業の效果を擧ぐる上からも極めて必要なことであります。故に水產會の事業年度は每年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものと規定されて居ります。(施行規則第十八條)

(三)收支豫算、經費の分賦收入方法、豫算を以て定めたるものゝ外新に義務を負ひ又は權利を失ふべき行爲　水產會の事業執行の爲には事業年度每に收支豫算を定め、其の收入豫算に於ては會費、財產收入、寄

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

附金收入其の他一切の收入を豫定し、會費に付ては更に其の分賦收入の方法を定むるの必要があります。而して之等の事項は既に度々述べました通り會員の利害に重大なる影響があるのでありますから、總代會又は總會の議決を經たる上更に行政官廳の認可を受くべきものと定めてあります。(法第十六條第一項第一號、第二號)

豫算外に於て新に義務を負ひ又は權利を失ふべき行爲は後來或は會の出捐を要することあり、或は收入を減ずることあり、何れにしても收支豫算に影響を及ぼし又は會の利益に重大なる影響を及ぼすものでありますから、之も亦總代會又は總會の議決を經たる上行政官廳の認可を受くべきものとしてあります。(法第十六條第一項第四號)

(四) 收支豫算の實施　收支豫算は夫々總代會又は總會の議決したる方法及會則の定むる所に依り會長に於て之を施行するものであることは申す迄もないことであります。而して收支豫算及經費の分賦收入方法の認可申請書は少くとも每事業年度の開始三十日前に之を差出すことになつて居りますが、初年度に於ては總代會又は總會の議決を經たる後遲滯なく之を差出すべき旨規定されて居ります。(施行規則第十九條)蓋し豫算の施行は會の目的達成に最も重大なる關係あるものでありまして、之に關し認可を受けしむるは官廳がこれに依つて水產會の監督を爲し其の目的達成を速かにし容易にせんとするものでありまして、認可申請を爲すことは豫算施行の前提であります。

(五) 事業報告及收支決算　豫算に依り事業を施行したる結果及收支の決算を知ることは、事業の目的を達成したりや否やを判斷する資料として、又將來の事業方針を確立する材料として、更に又會の事業執行を監督する爲に必要であります。殊に議決機關としては其の議決したる事項が如何に執行されたかといふこと

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は是非知らねばならぬことでありますから、規則には事業報告及收支決算は毎事業年度經過後六箇月以内に總代會又は總會の承認を受け、遲滯なく之を行政官廳に差出すべきものと規定して居ります。（施行規則第二十條）

十二　水產會の監督

水產會は公法人であり、團體内の會員を公法的に束縛するものである關係から、其の行爲は會の内部に於ても或は評議員を設けて事業の執行及財產の狀況を監査せしめ、或は又重大なる事項は總代會又は總會の議決又は承認を經べきものとする等、夫々自制の道を設け多數會員の利益と水產業の改良發達とを目的として常に誤無からむことを期して居るのでありますが、行政官廳としても亦之を監督すべきものであることは疑を容れない所であります。然し乍ら監督の餘りに嚴密なることは却つて會の行動を束縛し會の機能を充分に發揮せしむることは困難でありますから、行政官廳は法の運用上其の監督を爲すに當りては、常に此の點に留意して寬嚴宜しきを得べきものと信じます。

（一）監督機關　監督機關は内地の如く三級制の水產會の場合に在りては矢張り三級になりますが、本島に於ては水產會も二級制であり、其の監督機關も二級になつて居ります。即ち州廳水產會に在りては第一次監督は州知事又は廳長之を行ひ、第二次監督は臺灣總督之を行ふものであります。これは何れも下級の水產會の場合でありますが、水產會が上級のものになるに從ひ、それだけ監督機關の數は減ずるのであります。

（二）監督の方法及監督を受くべき事項　水產會に於て官廳の監督を受くべき事項は水產會の成立より解散に至る迄、凡そ水產會としての一切の業務であります。監督の方法としては一定の事項に付認可を受くべ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

きものと定め、又は事實に關する報告を徵し、業務の執行若は財產の狀況を檢查し、會則、收支豫算又は經費の分賦收入方法の變更を命じ其の他監督上必要なる命令又は處分を爲すことが出來ます。(法第二十八條)

加之、官廳は又水產會の總代會、總會若は委員會の決議又は役員若は委員の行爲が法令若は會則に違反し、又は公益を害し若は害するの虞ありと認むる場合には決議を取消し、役員若は委員を解任し、議員の改選を命じ、水產會の事業を停止し又は水產會の解散を命ずることも出來るのであります。(法第二十九條) 今臺灣水產會に付ては暫く之を措き、州廳水產會に關し、法律及施行規則に監督上定められた重なる事項中、淸算に關するものを除きたるものを列記すれば左の通であります。(施行規則第二十七條參照)

(左表に於て主管官廳總督なる場合知事又は廳長が其の事項に關與するものであることは勿論であります)

事項

一 設立認可
二 第一回議員選任事務管理者屆出徵收
三 收支豫算及經費の分賦收入方法の認可
四 豫算外に義務を負ひ又は權利を失ふべき行爲の認可
五 會則の變更認可
六 役員及特別議員の選任又は解任認可
七 會長に非ざる者の總代會招集認可
八 事業報告及收支決算書徵收
九 職員の命免屆出徵收
十 事務所移轉屆出徵收
十一 諸規程の制定及改廢屆出徵收
十二 監督命令又は監督處分

法條

法第十一條
施第六條
施第十三條
法第十六條
施第十九條
法第十六條
法第十六條
施第二十三條
法第十六條
施第二十一條
法第十七條
施第二十條
施第二十二條
施第二十六條
施第二十六條
法第二十八條

主管官廳

總督
同上
知事又は廳長
同上
總督
會長の分のみは總督其の他は知事又は廳長
知事又は廳長
同上
同上
總督
知事又は廳長
總督又は知事廳長

十三　總代會又は委員會の決議取消命令	法第二十九條	總會又は知事廳長
十四　役員又は委員の解任命令	法第二十九條	同上
十五　議員改選命令	法第二十九條	同上
十六　事業停止命令	法第二十九條	同上
十七　解散命令	法第二十九條	總會

以上の外行政官廳は命令の定むる所に依り水產會に對し水產業に關する報告書の提出を命じ又は水產業に關する事項の調査を命ずることが出來ます。（法第六條）此の報告又は調査を命ずることは監督上必ずしも必要なことではありませんが、監督權の存する行政官廳としては此の命令の權能あることは寧ろ當然のことであり、又水產業全般の改良發達の爲に參考資料として報告書を提出せしめ又は調查書を差出さしむることは極めて必要なことゝ存じます。

十三　水產會の解散、合併又は分割

（一）解散、合併又は分割の事由　水產會の解散は水產會の目的を達成したる場合、其の地區內の會員が全部又は大部分其の資格を喪失したる場合等、會の存續の要なきに至りたるとき、又は解散に付會員の三分の二以上の同意ありたる場合、若は行政官廳の解散命令ありたるときなどに解散致します。

水產會の合併又は分割は種々の事由に依り起り得べきものでありますが、其の地區たる行政區域の合併又は分割を最も大なる緣由とするものだと存じます。蓋し水產會が原則として一行政區域一水產會の主義を採れる現行法令の下に於ては已むを得ないことでありまして、事業施行の便宜は固より、行政官廳の監督上の便宜から申しましても、行政區域の變更は水產會地區の變更を來すべきものだと斷じ得るのであります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（二）解散、合併又は分割の方法　水產會の解散及分割の方法に付ては別に申述べることはありませぬ。

合併には三つの方法があります。第一は合併すべき水產會が全部解散して一つの新なる水產會を設立する場合、第二は一水產會は存續して他の合併すべき水產會のみ解散するもの、第三は合併すべき各水產會が何れも解散せずして相互の契約又は協定に依り新たに一水產會を組織し舊水產會を自然消滅に歸せしむる場合これであります。

第一の場合には舊水產會は解散、新水產會は新規設立の形式をとるものでありまして、形式から云へば水產會の解散と新規設立とあるのみで合併とは認められず、隨つて水產會の人格の存續は認められないのでありますが、實質から申しますと、當初から合併すべき水產會が一切の權利義務を擧げて新たに設立すべき水產會に移轉することを條件として解散するものでありますから、これも亦合併でありまして法律も之を認めて居ります。（法第三十二條第一項）

第二の場合に於ては一の存續すべき水產會は他の解散する水產會の地域に其の地域を擴張し、其の權利義務を承繼するもので、合併と云ふよりも寧ろ併合又は併存といふのが適當の樣に考へられます。

第三の場合には舊水產會は解散せざるも、新たなる水產會が設立せられた場合には、同一行政區域には二以上の同級の水產會の併立を認められない結果、新水產會の成立と同時に舊水產會は消滅するのでありまして、眞の合併は此の場合に存するのであります。

右に述べました合併の何れの場合に於ても、解散する水產會は解散の手續をとるべきものでありますが、唯清算を爲さずして解散當時の現狀のまゝに一切の權利義務を新たに設立又は合併後存續すべき水產會に移轉することが出來ます。

(三) 解散、合併又は分割に關する制限　解散、合併又は分割に關する制限の一は、行政官廳の認可を受くべきことであります。(法第三十條第一項)而して其の二は水產會が債務ある場合、水產會は債權者の同意を得、又は異議ある債權者に債務の辨濟を爲し若は相當の擔保を供したる後に非ざれば之を爲し得ざることであります。(法第三十一條)第一の制限は水產業改良發達の爲に水產會の解散、合併又は分割等は重大なる關係を有するからでありまして、第二の制限は債權者の保護の爲であります。

(四) 解散、合併又は分割の手續　(イ) 會員の同意及行政官廳の認可　水產會の解散、合併又は分割を爲さむとするときは、會員の三分の二以上の同意を得て其の事由を具し、尙分割の場合に於ては、分割されて成立すべき各水產會の會員又は會員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得たる上各水產會の權利義務の限度を定め、本島に在りては臺灣總督、內地に在りては農商務大臣の認可を受くることになつて居ります。(法第三十條第一項)

(ロ) 書類の提出　水產會の解散、合併若は分割の認可申請書の提出には法定の同意ありたることを證する書面及水產會法第三十一條に依り債務ありたる場合は債權者の同意ありたること、異議ある債權者に辨濟を爲したること若は相當の擔保を供したることを證する書面を添付し、尙合併の場合に於ては合併後存續する水產會又は合併に因りて設立する水產會の會則を分割の場合に於ては分割後成立すべき各水產會の會則及其の權利義務の限度を記載したる書面を提出することになつて居ります。

(五) 解散、合併又は分割の效果　解散は解散の認可ありたるときより其の效果を生じ、茲に水產會の淸算事務が開始致します。合併及分割も其の認可ありたるときより效果を發生するものでありまして、合併後存續する水產會又は合併に因りて設立したる水產會は合併に因りて消滅したる水產會の權利義務を承繼し、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又分割に因りて設立したる水產會は水產會法第三十條の規定に依つて定りました限度に於て從前の水產會の權利義務を承繼致します。（法第三十二條）

以上の效果は何等の手續又は行爲を要せずして起るものなることは玆に敢て申す迄も無いことであります。

（六）解散、合併又は分割に關する告示　水產會の解散、合併又は分割ありたるときは臺灣總督は其の旨公告をすることになつて居ります。（施行規則第二十四條）

十四　水產會の淸算

（一）淸算事務の開始　淸算事務の開始は水產會解散の認可ありたるとき直に之を爲すべきものであります。

（二）淸算中に於ける水產會の人格　水產會は解散の後と雖淸算の目的の範圍內に於ては尙其の人格を存續するものとするに非ざれば、權利義務の主體として淸算事務を結了するに幾多の不便の存するを免れませぬので、法律は擬制に依り尙其の人格の存續すべきを認めて居ります。（法第三十三條）

（三）淸算人及其の選任　淸算人は普通の場合に於ては會長及副會長が之に當ります。然し乍ら特別の定を會則に於て設けたるとき、又は總代會又は總會に於て選任したる者あるときは必ずしも會長及副會長に限らないのであります。（法第三十四條第一項）而して以上定むる所に依り淸算人たる者が無い場合は行政官廳に於て之を選任致します。淸算人が闕けたときも同樣であります。（法第三十四條第二項）

（四）淸算人の職務權限　淸算人は水產會を代表し淸算を爲すに必要なる一切の行爲を爲すの權限を有し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ます。(法第三十五條第一項)

(五)　清算人の監督　清算人の監督は行政官廳之を行ひます。其の方法としては清算の方法及財產處分に付ては行政官廳の認可を受くべきものと定め(法第三十五條第二項)又必要あるときは清算の方法及財產處分の變更を命じ又は清算人を解任し得るの規定であります。(法第三十六條)

而して又清算人の就任又は退任の場合及清算結了のときは清算人は之を行政官廳に屆出づべしと規定されて居ります。(施行規則第二十六條第四號同第二十五條)　(完)

調査研究

上海の關稅制度

臺灣總督府稅關事務官　井出季和太

沿革

第三期　新海關時代——外人管理制度——（承前）

（二）海關制度の擴張と其統一　上海の新海關制度は漸次好成績を示し有力なる商人の代表者たる英國商業會議所は一八五七年十月二日「エルヂン」卿に對して各港に於ける課稅方法を均等ならしむるが爲に外人管理員制度をば既に上海に於ける實例に鑑みて之を各港に通じて試辦すべき旨を提言する所ありしが如く翌一八五八年六月英清天津條約の結果稅率改訂を行ふの目的を以て同年十一月上海に於て開催したる稅率改正委員會(Tariff Commission)に在りても亦新海關制度の擴張を是認し同時に大學士桂良、尙書花沙納、兩江總督何桂清等と英國使臣との間に上海に會商して英清通商章程(Rule of Trade)を定め稅則其他極めて重要なる事項

を規定したる外に海關制度に關しても注意すべき條項を設け（佛米の規定亦大同小異なり）其第十條中には第一に各港均一の稅法を施行することゝし第二は高官の外國通商大臣を支那政府より任命し各港を巡察せしめ又通商大臣は自由に英國官憲の干涉を俟たず關稅行政上補助員たる英國人を選任すべきことゝしたり（註一）是れ海關總稅務司 Inspector General of Customs の任命を豫示したるものにして其候補者は明に「レイ」を指示したるが如し。

乃ち右章程の結果「レイ」は新制度の擴張を計り一八五九年に至り上海に於ける稅務管理員制度は其性質を改め米佛委員は脱退し「レイ」は外交委員（當時外務部なし）何桂淸に依つて總稅務司（Inspector General）に任命せられ上海に駐紮し上海稅關には「タヴィース」を稅務司（Commissioner）とせり（註二）次に廣東に於ては勞兩江總督及恒粤海關監督は上海新海關の例に傚はんとし當時領事館の通譯たりし「ロバート、ハート」の周旋に依り「レイ」を招請し「レイ」は同年廣東に到り十月新海關を開き米人「グローヴアー」を稅務司とし「ロバート、ハート」を副稅務司に任命したり而して汕頭に在つては一八六〇年一月新制度を開始し「ワード」を任命し其他一八六一年には寧波、福州、鎭江、天津及九江に翌一八六二年には厦門及漢口に一八六三年には芝罘に一八六四年には牛莊に開設せり。

而して曩に一八六〇年北京協約の結果關稅收入を償金の支拂に充當したるを以て海關を國家直接監督の下に統一する必要を生じ從來の理藩院の管理を離れ新に設置せられたる外交部に該當する總理衙門に歸屬することゝなり即ち「レイ」は一八六一年一月二十一日に總理衙門大臣恭親王より改めて總稅務司に任命せられ總て稅關收入及外國貿易に關する一切の事項を監督することゝなり總稅務司の職務として各港に於ける徵稅官吏を補助し外國人が支那人に貨物を密賣せざること、土貨が隱密に外國貨物の中に包含されざることを監督

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し又支那人にとりては外國人行爲の價値を判定すること不可能なるが故に洋員の不正行爲に關し責任を有し稅務司其他關員をして貿易に從事せしめず不成績の分子は之を退職せしむること、する等の事項を定めたり

一八六一年三月天津航路の開始に於て「レイ」は恭親王と會見する爲に北京に召喚せられたる後間もなく上海に歸り（「ハート」の一八六九年十一月一日の通牒中には「レイ」は歸國前は北京を訪問したることなしと云へり）義勇隊に在り負傷し歸國するや同年六月三十日恭親王の命に依り「ハート」は「ダヴィース」の後を襲ぎたる上海稅務司の「ジー、エッチ、フイッロイ」と共同して總稅務司の職を代行すること、なり、乃ち其任命の形式は「ハート」の副署に依る恭親王の名を以て「フイッロイ」を包む所の七關の稅務司（天津、シー、クレッツコウスキー（佛）鎭江、ジエー、ケー、レオナルド（英）上海ジー、エッチ、フイッロイ、（英）寧波ヂヨージ、フユース（英）福州ダブルユー、ダブルユー、ワード（米）汕頭エフ、ウイルツアー（獨）廣東ヂヨージ、ビー、グローヴアー（米））に通牒を發する所あり其內容には職務權限に關する重要なる事項を存せり（註三）

殊に職務の實際は「ハート」一人の擔當する所となり其本部を一八六一年六月北京に置き「ハート」は七月天津に十一月上海に翌年五月廣東に出張し再び上海に歸り又一八六三年二月廣東に出張し四月上海に歸り五月九日「レイ」の歸任に依り其職を解かる「レイ」は北京に事務所を置きしが「ハート」は一八六三年十一月三十日總稅務司の職に就くに及び其事務所を上海に置き其後一箇年を經ず一八六四年五月北京に移したり、而して「ハート」は同年十一月末再び上海に歸り冬期中諸管轄區域を巡視し遂に一八六五年八月以降北京に於て事務を執行したり（註四）

一方一八六二年頃支那政府に對して太平賊撲滅の爲に外人に依つて武裝したる海軍組成の必要を唱道するものあるに至り「ハート」は恭親王に慫慂して歸國中の「レイ」に對して英國より小艦船の購入を命すべきを以てし「レイ」は戰艦に適する七隻の汽船及荷物船一隻を準備する所あり乃ち一八六三年一月十六日には倫敦に

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

於て「レイ」は「キャプテン、オスボーン」と艦隊に關し協約を締結し「オスボーン」を司令官たらしむることを定めたるものあり、船舶を支那に發送し「オスボーン」は同年九月支那に到着したりしが當時既に恭親王の公信に依れば一支那人高官が司令官に任命せられ彼れは其副司令官たるべきことを發見したるが如く支那政府は軍統帥權は外國官憲の爲に褫はるべきものに非ることを主張し「レイ」の專制的計畫の危險なるを知り之を中止し同年十一月五日「レイ」は總稅務司の地位を去るに至れり但し「レイ」は善惡兩面の性格を有し外人支那海關の間にも非難されたるものあれど海關創設の爲に盡したる事功は決して滅すべからざるものあり(註五)

「ハート」の總稅務司就職後一八六四年(同治三年七月十二日)總理衙門に對する報告に徵するに當時通商各口中瓊州を除く外の十四港に稅務司あり各關監督と會同して稅務を辨理し稅務司の下には幇辨等關員あり幇辨は既に八十餘人扦子手(監吏)又三百名の多きに達したるに遵據すべき規定不備なりしかば「ハート」の建議に基き同年募用人幇辨稅務章程廿七箇條を制定し各關に通行し稅關官制及職務關係を定め就中總稅務司以下海關組織が支那政府に屬すべき旨を明にし各關の關稅行政は總稅務司の監督責任とし又稅務司の職務權限關員の免職處分其他に關して規定し各關に通行し尙同年六月廿日總稅務司より同種意義の通牒を發令する所ありたり(註六)

是等規程に依つて任命せられたる關員は漸次增加し數年後の一八六九年十一月一日の總稅務司の通牒中にも見るが如く獨り內班員百名中に於て曩に「レイ」に依つて採用せられたるもの二十名の外は皆「ハート」の任選に係りたり。

然れども一方には「モース」の論じたるが如くに「ハート」は就任後間もなく各關が支那式地方分權制を襲踏し稅務司も其同僚支那人たる海關監督と共働し支那地方官憲に倚賴し地方的必要を考慮するに過ぎ中央監督官廳たる總稅務司に從はざらんとする難事に遭會せり、「ハート」の才能及手腕は不斷一律に發揮したりしも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

殊に一八六〇年代の十箇年間に於て其顯著なるを認む即ち支那政府をして西洋式の行政制度に順れしめ薄弱なる強制權を以て卓逸せる相當人物の部下殊に諸外國人をして其決裁指令に從はしめ以て關稅行政に效果を齊さんが爲に統一的並に組織的の分子を注入したり蓋し其間に於て根本的問題多く當時若し愚策を施行せば其建設せんとしたる所の制度根柢より覆すべかりしなり、而して支那稅關は固より外國よりの輸入品に課稅するのみならず內外に對する輸出稅を徵し又輸入稅を徵したる支那開港場に於ける再輸入稅をも徵し其他船舶の噸稅を徵し內地に運送する外國輸入品並に外國輸出の目的を以て內地市場より搬出する土貨に對する課稅を免除する代りの通過稅を課し一八八七年以降には洋藥釐金をも徵收せり加之內外吏員を監督取締り內外兩樣の記錄報告の作成をなし又關稅行政上諸般の複雜せる慣行規程を整理統一する所あり、例へば沿海貿易に關する規定、戻稅制度の改正、內地通過貿易の規定、會訊裁判法の制定、統計の編纂出版、水先案內移民噸量の算定等其他內外行政官吏の適當なる調和に關して頗る苦心する所ありたり、此創業時代に總稅務司を補助したる特筆すべき人物には前記七稅務司の外に「ポーラ」「ハンネン」「ヂック」「マクファーソン」及「カート、ライト」(英)「ティーントーア」「ウッドラッフ」及「ドリユウ」(米)「バロンドメリタン」「ユーバー」(佛)「クラインベヒテル」及「デトリング」(獨)等ありたり。

(註一)英清通商章程第十條左記の如し

一通商各口收稅、如何嚴防偸漏自應由中國設法辨理條約業已載明、然現已議明各口畫一辨理、是應由總理外國通商事宜大臣或隨時親詣巡歷或委員代辨、任憑總理大臣邀請英人、幫辦稅務、并嚴查漏稅、判定口界、派人指泊船隻、及分設浮樁號船塔表望樓、等事、毋庸英官指薦干預、其浮樁號船塔表望樓等經費、在於船鈔項下、撥用(佛米二國條約同)

Rule 10. Collection of Duties under one System at all ports. It being by Treaty, at the option of the Chinese Government to adopt what means appear to it best Suited to protect its Revenue occuring on British trade, it is agreed that one Uniform system shall be enforced at every port.

The High officer appointed by the Chinese Government to superintend Foreign trade will accordingly, from time to time, either himself visit, or will send a deputy to Visit, the different ports. The Said High Officer will be at liberty of his own Choice, and independently of the suggestion or nomination of any British authority to select any British subject he may see fit to aid him in the administration of the Customs Revenue in the Provention of Smugglings in the definition of port boundaries, or in discharging the duties of harbour master, also in the distribution of light, Buoys, Beacons, and the like, the maintenance of which Shall be provided for out of the Tonnage Dues".

（註二）「モース」に依れば「レイ」は當初上海々關を改造し稅務司（Commissioner of Customs）を置き一八五九年十月二十二日「ノース、チャイナ、ヘラルド」紙を引用し當初の稅務司を英人「ウイリアム、レント」とせり稅務司（Shui-wu-Sse）は地方官と同等階級に在り「レイ」が始めて任命せられたる總稅務司（Tsung-Shui-wu-Sse）は "Chief Commissioner" なるへかりしか「レイ」は英語に於て "Inspector General" とせり（H. B. Morse The International Relation of the Chinese Empire Vol. I, PP. 33.）

（註三）咸豐十一年五月二十三日（一八六一年六月三十日）恭親王の稅務司に對する訓令大意左記の如し

天津條約追加條約第十條及稅則に依り歳入確保の爲に各港畫一の制度を採用し關稅行政上適當なりと認めは外國の推薦又は干涉を容れす補助員として外國人を採用することゝし又總稅務司李泰國（レイ）は病氣歸國中なるか故に上海廣東に於て適當に關稅行政を處理したる稅務司の費士來（フイッツ、ロイ）又赫德（ハート）をして會同して總稅務司の職務を代行し條約に從ひ內外貨物輸出入品等の取扱區分を明にし犯則を防止せしむ

又關稅噸稅收入又は徵收費等に四半期毎に報告せしめ其申報は眞實簡明及精覈を旨とし戶部並總理衙門に提出する爲に二通を作成すへし稅務司其他公務に從事せる洋員の技能を判定する事は支那政府の能くする所に非るを以て之を認定し時々考試し監督をなすの責に任すべし俸給及經費に就ては支那稅關監督及總稅務司は合議各港の收入に從つて其額を決定し冗費及過剩を防止するに努むべし各種出入外國商船の業務に關しては支那稅關監督と總稅務司とは相提携して事に當るべく就中總稅務司は船舶に依る規則の違反密輸其他關稅逋脫等に關し嚴重に忠實の檢査取締を勵行し是等犯則を發生せは總稅務司其責に任すべし

「フイッツロイ」及「ハート」は忠勤適確に事務を處理し信頼すへきことを證したるか故に親王は兩々必要なる權限及職務を與えて總稅務司の職を署理せしむ支那政府の支拂ふ所の俸給は厚く其職責は極めて重し須らく精勵恪勤其事務の遂行を期すべし

外人關員は通商に從事すべからず過失又は不正行爲あらば之を免職すべし

（註四）總稅務司署の地位に關しては一八六〇年以降一八六四年に亘り當初より外國使臣及商民の見解としては商業の中心たる上海を選定し政治の中心たる北京に反對し政府の都合に依り北京に移さんとしたるときに多くの陳情あり就中其事務所を中外交舞台の北京に設置する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は總稅務司は支那の忠育者として職務外に行動するに至るべきことを虞れたるなり而して移轉後其の憂虞したる事實を實現し總稅務司は英佛公債支拂の代表者となり其他外交上の案件に關し支那政府を補助する所あり自ら外交部たる總理衙門の下に直屬するに至れり又當時「ハート」の下に在りしカートライトの實話に依ればハートは恭親王より北京に召喚せられたるが上海に本部を設置することに準備しつゝありたりと云へり又ハートか一八六五年九月ハンネンに送りたる音信の一には上海に住せむとする意嚮あれとも總理衙門の事務多端の爲に已むなく北京に永住の命に接せむとするの事情を述へたり (H. B.Morse, The International Relation of the Chinese Empire Vol. II, PP. 48. Vol. III, PP. 398.)

(註五)「レイ」「(Horatis Nelson Lay.)漢名李泰國」は著名なる博物學者にしてクイーン、エリザヘス、ガーデンスの監督者ジョン、トラデスカント、レイの孫に當り又戰時中サー、ヘンリー、ポツチンガーの通譯たり後廣東福州廈門に領事たりし所のジオージ、トラデスカント、レイの長子たりレイ性執拗にして倨傲一八五五年六月海關事務に從事したる當時「ヘラルド」紙が年少の專權者 (Junior Autocrat.) と評したるが如しと雖とも精力に富み廉直にして自信あり且つ計畫的組織的能力を有し又ウイードと北京語彙を合著したるが如く支那語の造詣深かりしかばロード、エルヂンの信認する所となり一八五八年天津條約の締結に當りては主席通譯として大いに活躍し條約の稅則及稅率に關する事項は殆んど彼の盡力に依り成りしと云はれたり而して夙に倜儻にして大志ありクライヴ又はデュプレイたりラレイ又はヘスチングたらんとし一領事又は一稅務司として甘んぜず支那の政弊を計り支那と泰西との干係に新規にして健全なる基礎を固めんとし卽ち彼自身は外支間に於ける中介者の地位を占めんとするの野心を抱懷したり然れども偶々「オスボーン」船艦事件に於て支那政府に危虞せられ解傭せられたるものざす「レイ」の態度に關しては支那官憲か當時北京駐箚の米國其他の使臣に語りたる一齣に彼は獨り船艦を自己の掌中に收むるのみならず關稅收入を獨占的に管理し又政府の長官と同等の地位に立ち北京に於て帝室又は皇族以外に見得ざるか如き收入と地位とを要求したりとあり又レイが若し支那人なりせば刑辟に科せらるべきも英國人なりしがは單に支那官衙より免職せられたるに過ぎずと云はれたり

然れどもレイはハートに次ぎ關稅行政を裨益したること多大にして功罪償ふて尙餘あり某支那論者がハートに歸したる支那海關制度の功績の或るものは寔に又レイに歸すべしと云へるが如くレイは支那稅關に於ける最初の首長として其組織を擴張し紊亂せる關稅行政を釐革する所少からずランニングも其上海史に於てレイは上海社會の極惡分子の呪詛に對して尊敬すべき決斷力を以て對抗することを得居留地の名譽を拭ふべからざる汚辱より救治したりと稱せり (H. B. Morse, The International Relation of the Chinese Empire Vol. I, PP. 533, Vol. II, PP. 31-2. 35, 46, G. Lanning, The History of Shanghai PP. 343-4, 6, C. H. Middleton Smith, The British in China PP. 99, 100-1.)

(註六)同治三年制定募洋外人幫辦稅務章程(支那文)を記載すれば左記の如し

一、總稅務司にして具伸すべき事件あり又各港稅務司を更迭せむとするときは其都度總理衙門に申報し總理衙門に於て之を審議す仍之を南北通商大臣に申報し又各關監督に通知す

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二、總稅務司は總理衙門の派遣員たり各稅務司及各種外人關員の行爲は支那政府の知る所に非ず不適當の者あらば總稅務司の責任となす

三、各關外人幇辦等（Assistant）採用配置俸給の決定出張退職其他總稅務司の主宰する所に係り各關稅務司幇辦等にして不成績のものあるときは該關監督に由り通商大臣及總理衙門に詳報すると同時に總稅務司に上申して査辦す各港の關稅は外商より徵收し又稅務官吏は支那人に非れども其事務は支那の公務にして其俸給又支那政府より支給す須らく支那人に比して一層心を盡し事に從ふべし其支那官民と交渉あるときは殊に禮儀を以て相待し猜疑傲慢なるべからず各關勤務の者は各人分に應じて職に盡瘁するを第一緊要事となす泰西の新法は支那の日用行事に便益あり又支那の缺を補し私を以て公を誤るべからず勤勉力行すべし

四、各港の稅務司は總稅務司の派遣員なり其部下にして懈怠公務を誤るものあるときは該稅務司の責任なり各稅務司は各港收稅章程各國通商條約並に外國の商況に通じ且つ支那の情形を熟知し各種外人中敏達のものにして稅務一切の事宜を適當に辨理すべし若し性偏執にして監督と會商して誠意を缺き事務に過誤あるが如きは任に堪へずと認め免職す

五、各港稅務司にして才能任に勝へず處理錯誤あるときは總稅務司の責任なり收稅事務にして不當なることあるときには各關監督の責任なりとす稅務司は總稅務司の派遣員にして固より監督の屬官に非すと雖ども越權公務阻碍し監督をして其職責を盡す能はざらしむることを得す

六、各港稅務司は各國駐派の領事官と交渉事件あり若領事官が自身商業をなさゞるときは之と親交をなし公務上に益あり而して其事項は事務上に係るものとす前記事件に關しては監督の責任たるが故に權柄私心を弄し監督の咎を蒙るべからず

七、各港稅務司等は關に在り商民と交渉あり法規に依り課稅し商情を察し重課の弊を防止し稅務關係を各商人に諭示し商情に適應すべし各關稅務司等は脫稅其他犯則を取締るの外に使用人の勤怠を監督し商民の便宜を計るべし蓋し商業は課稅の本源なるを以て之を阻碍し其情態に適應すること能はざれば稅務不成績となる須らく各港稅務司は細心地方の情形を斟酌し貿易に便し稅額の多きを期すべし但し章程條約等に背馳すべからず
各港稅務司は其部下をして稅務に關し通才ありと看做すときは現在稅務司之を表紀し其成績優良なるべきときは注意して漢文漢語を學習せしめ後日の用に供すべし

八、各港稅務司は稅務を處理するの外地方の事項に干與すべからず但稅務司は地方民と深く交はるが爲に外國人と地方民との交渉事件には居中調停をなすことは當事者双方の利益にして固より之を禁止せず然れども是等に關して總稅務司に報告すべし又是等事件の處理不當にして事端を生ずるも總稅務司は之が責任を負擔せず而も之に依る不都合に就ては處罰を受くべし

九、各港稅務司は區域外の稅務を管理し又他港地方の公務に干與すべからず各港管轄區域を定む（略）

十、各港稅務司中代理稅務司あるときは署理稅務署と異るなく往復文書には均等の取扱をなすべし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十一、各港稅務司は總稅務司の許可なくして管轄區域を出て擅に職務を離るゝことを得す必要已を得ざるときは豫め總稅務司の許可を得且つ出發前該關監督に通知すべし而して關務は適任者をして處理せしめ誤あるべからす所轄沿海各所に調査上必要のことあるときは關員を派出すへし

十二、各關總辦（副稅務司）幇辦、通事、扦子手、頭目（總巡）等の俸給は稅務司に依つて增減せられす又任意に免職せらるゝことなし若不適當の者あらば暫時俸給の支拂を停止し職務に從事せしめす一面總稅務司に申報し指揮を仰くべし任意辭職するものあるときは又都度總稅務司に報告し以て別に人を選拔せしむ

十三、通事以外各關に使用せる支那人及外國人の扦子手人（監吏）等にして不適當の者あるときは稅務司は直に之を免職せしむることを得若し書辦（錄事）なるときは監督に通知し監吏なるときは之を總稅務司に報告すべし

十四、各關使用の支那人にして月俸十兩以上外國人にして六十兩以上の者は稅務司は自由に俸給の增減をなすことを得す

十五、各關の外國人は監吏の外は總稅務司より派遣せられたる者に非れば其關に於て事務を執ることを得す

十六、總稅務司及本關監督の文書なくは外商の船舶に傭入れて巡船となすことを得す

十七、稅務を防害し秩序を紊る者支那人なるときは監督に請ひて處分し外國人なるときは監督を經由し監督より其所屬國の領事をして處分せしむ若し領事公平に處理せざるときは之を總稅務司に上申し並に監督及總稅務司を經由して之を總理衙門に詳報すべし稅務司自ら專斷處分すべからず

十八、各港稅務司は每決算期に於て其決算期內の收入支出及罰金の各款を前例に照して報告し尙隨時報告の外に每月末に該港の實買收稅各情態を簡明に報告すべし是等は皆楷書にて漢文體となし刪補することを得す

十九、他港に於て發給せる免狀に誤謬あるを發見したるとき又は他港に於て密輸脫稅等の情弊あることを探聞したるときには當該稅務司に報知すると同時に一面該關監督に報告すべし

二十、各港の收稅事項にして條約に規定し更改の必要なきものを除くの外其日常の細則も永遠に遵據すべし改正の要を認めたるときは上申の上審議を經へく擅に更改することを得す

二十一、稅務司副稅務司幇辦總巡等五年を經過すれば一箇年の賜暇を受け半箇年の俸給を支給せられ本國に歸休することを得但し三箇月前に賜暇を上申すべし、通事は每三年に三箇月の賜暇を受け全俸給を支給せられ各關稅務司の經費項目より支辨せらる

二十二、各港稅務司副稅務司幇辦總巡等にして不適當のものあるときは總稅務司の專斷を以て之を免職す三箇月前に諭示し歸國せしめ別に俸給を支給せす直に退職せしむるときは三箇月分の俸給を支給す若任官後五箇年を經過して病氣の爲に辭職歸國するもの又は事件に依り退職するものに非るときは半箇年分の俸給を支給す十年を經過する者には一箇年分を賞給し二十年を經過する者には二箇年分を賞給

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

し又議定各關稅務司經費の中より之を支辨すべし各關稅務司に異動あれば總稅務司は其都度該關監督に通知すべし

二十三、凡そ稅務司は該關監督と日用交通したる尋常の事件にして記錄を要するもの丶外は緊要の事項あらば特に總稅務司に經調して指令を俟つべし若し地方官と交涉の必要あらば之が稅務に關係如何を問はず均しく記入して具申すべし尙ほ總理衙門に上申すべき事件あらば其大要を記し捺印署名し總稅務司を經由して呈送すべし

二十四、總稅務司請ふ所の各關內勤者の外人は六等となす　一、稅務司　二、副稅務司　三、頭等帮辨　四、二等帮辨　五、三等帮辨　六、四等帮辨となす、此內若し休暇歸國の者あるときは次席者を派して之を代辨せしむ此場合は本人の俸給半額と被代理者の俸給半額とを支給し又均しく議定稅務司經費の項下より之を支辨すべし

以上各項は各關稅務司一々之を遵守し違反せるときは直に其職を免すべし

一八六四年六月二十一日總稅務司の發したる通牒に於ては海關制度の精神を第一に擧げて「海關は支那の制度にして外國の制度に非ず關員は支那人(官民共)に對して猜忌傲慢の一切原因を除去することに努むる義務を有す卽ち支那政府の爲に働く所の忠僕たらんを望む……地方官憲に交涉し又は地方人民に交際する外人關員は須らく一個の同胞吏員たり而して或る範圍內には感念に於て正に他國の人民になりたる一種の義務及責任を負擔したることを心得べきものとす斯る觀念を有するに於て始めて親善の交涉をなし公務を圓滑に處理すべし」と云へり

(Circular No. 8 of 1864; The Customs Service; The Spirit that ought to animate it,-the policy that ought to guide it,-the duties it ougot to perform; General considerations and Special Rules.)

(三)總稅務司の地位　一八六四年以降「ハート」が支那に於て得たる勢力は一八八七年頃迄に絕頂に達し只其後支那政府が外人管理の海關は外國債權者の代表者たり支那官憲に保留すべき戎克貿易及支那內地收入の管理者たり又郵船監督者たり殊に一九〇一年團匪事件最終議定書其他一九〇二年及三年の通商條約等は支那の利權を損傷するものと認むるに至り其地位從前と比較し得ざるに至れりと雖ども總稅務司の地位に關しては英國の商勢力及「ハート」の努力に依り今日迄英國人の獨占權たるが如き基礎を建設し僅かに其間多少の牽制運動を見たるのみなり。

「ハート」は一八八五年三月二十二日「サー、ハレー、パークス」の死に依り「ロード、グランヴイル」の推

依り駐支英國公使に任命せらるゝに當り佛支條約成立後迄延期を請ふ所あり又彼の一身を賭して建設したる海關事務を去るの情に忍びざるものありしが（註七）佛支條約は六月九日締結を了し遂に翌十日任命の發表を見たり然れども後繼者の人選に關して困難なる問題を惹起したり即ち當初「ハート」は兄弟間なるを顧みず其職を一八六七年末海關に入り一八七二年十月稅務司たりし「ジイームス、エッチ、ハート」に讓らんとし恭親王に繼ぎて總理衙門の大臣たりし慶親王の承認を得たるの際一方同年七月支那大臣中には同文館の總敎習たりし「ドクトル、ダブルユウ、エー、ビー、マルチン」（丁韙良）を推さんとし「ハート」の海關を去る數日後に其任命を見たりしが「マルチン」は敎育者として優勝ならんも行政上に於ては何等經驗なき一種の衒學者なりしが爲に又數日後「ジイームス、ハート」の任命を傳へたるが如き事情の下に在り偶ゝ第三の候補者として才氣煥發せる大外交家の素質あり約十年間李鴻章の腹心なりし所の「ジー、デトリング」を擧げんとする運動ありしが「ハート」は由來李鴻章と相好からず李鴻章の如き强勢なる大臣の後援に依つて「デトリング」の如き同じく强勢なる人物を總稅務司となすに於ては英國使臣となるも總稅務司の上に勢力を及すことの不可能なるを知り自己の本務は尙海關に於て盡すべきものなることを決意し同年八月公使の任命を辭することゝせり、又獨逸公使館に於て「デトリング」の如き獨逸人なるにも拘らず獨逸の勢力に容易に屈服せざる底の傲岸なる支那の利益擁護者の任命を見ざるを快としたりしなり其他侯爵曾紀澤の如きは七箇年間英佛に公使たり露國に特派せられ一八八六年末歸國し工部副大臣たり戶部又は總理衙門に重職を執り其外交上の才能知識に於て優逸せるものありしより一時李鴻章に代らんとするの風說ありしと同時に總稅務司として「ハート」を繼ぎ單獨に又は外人と共同して辨理せんと謂はれたりしも其實現を見ずして終りたり（曾紀澤は一八八九年に死せり）（註八）

其後一八八八年頃「ハート」は健康を害し退職を決し後任者としては當時劉坤一の勢力に依り英人「ウイリ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

アム、カートライト」を以て膺てんとしたることあり又其後一八九六年再び退隱せんとしたる際には同じく英人「アルフレッド、エー、ヒップスレー」を擬したることあり、翌一八九七年に至りては既に義弟の「サー、ロバート、エー、ブレドン」(裴式楷)を指定し居りたるが如し而して一方日清戰爭後露佛は勢力を得英人を驅除せんとするの傾向ありたるが如く總稅務司の地位も亦列强覬覦の一端たらんとするに至り、英國は外債の供給に付獨逸と提携する所あり又支那政府に向つて英人の總稅務司たる權限を確保するの必要を感じ一八九八年二月十日及十三日(光緖二十四年一月二十日及二十三日)の兩回總理衙門より英國公使「サー、シー、マグドナルド」に對して聲明をなさしめ第一回は「英國商人に依り支拂はれたる關稅は外國に依り支拂はれたる總額の約八割なること而して之が爲に一英國民「サー、ロバート、ハート」は總稅務司として傭入れられたることを認む」とし第二回に於ては「衙門は英國の對支貿易は他國のそれを超過するを認め過去に於けると同樣に將來に在りても英國人を總稅務司に傭入るゝことに同意す然れども將來他國の通商が支那諸港に於て英國のそれよりも一層盛大なるが如きことあらば總稅務司として英國人を必ず傭入るべき拘束を受くべきものに非ず」と約する所あり佛國は對抗策として當時「ハート」の兼攝したりし郵政總監の地位を佛人に與へられんことの確證を求め總理衙門をして將來郵政部が海關と分離し外人總監を置く場合に於て佛國も他國と均等に其候補者を推薦し得べきことを約せしめたり。

次て一九〇〇年義和團事件に際し北京外人の虐殺殊に「ハート」の死を流傳したるが如き混亂情態を呈し各地關稅行政を阻礙したること少からず就中上海領事は海關收入が李鴻章の軍費に供用せられんことを虞れ又上海に於ては海關に關係を有せざる人士を以て稅務司に選任せむとするの陰謀を認めたり而して「ハート」の一時的籠城に當りて(註九)亦總稅務司の事務取扱として三名の候補者あり第一は上級稅務司として一八六八

年以來三十五年間海關に勤務し稅務司たりし「エドワード、ビー、ドリュウ」にして同僚及外支人より尊敬を受けたる人格者なれども天津に於ける重要なる職務を離るゝこと能はざるのみならず米國人にして任用の結果國際上猜忌心を回避すべき時期に當り前記英支間の協約背馳せんことを虞れ就職せず第二は最も重要なる上海海關稅務司「フランク、エー、アグレン」にして英國人なれども下級の稅務司たるのみたらず又其責任地位を放棄すること能はずして止み第三は中級の稅務司たる「フランシス、エー、テイラー」にして總稅務司署の上海統計局長の職に在り最も適任者たり同年七月十日には領事團の一員より勸誘を受けたるを以て「アグレン」と會商したる後同月十四日領事團の發案に依り南京總督(南洋大臣)より臨時總稅務司代理の命を受け一方列國も非常の際なれば直に其任命を承認せり而して當時より其關務暫時上海に移りたり(註十)支那政府は利權恢收運動の一手段として一九〇六年五月九日の上諭に依り稅務處を設け從來外務部に屬せる海關事務を統轄せんとし戶部尙書鐵良を督辦稅務大臣となし外務部右侍郎(副)唐紹儀を會辦稅務大臣に任命し總稅務司を監督する地位に在るが如きを以て一時外人側は稍驚駭する所あり外交家は政治問題の勃發を憂慮し商人は支那式海關に逆轉することを悲み英國紙は總稅務司を英國人たらしむべき義務回避の狡猾なる東洋的手段の一なりと嘆じ殊に外國側は一九〇〇年團匪事件の賠償金及借款の債權者に危險を及し一八九九年英國との協定を破棄するものとして抗議する所ありたるに當り「ハート」は外務部及稅務處の了解を得て總稅務司の稅務處に對する關係は從來外務部に對する關係と異る所あるなく又各港稅務司等も從前通り事務を處理すべく其總稅務司に對する關係亦同樣なることを言明し同時に私信に於ても管理上の變化は總稅務司の地位に毫も影響する所なき旨を述べたり。

前記の如く總稅務司の地位に缺陷を生せんとし繼承者を選定するに當りては困難なる問題を生じたれども

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

賜暇旅行の際の如きは著しく注意を喚起せず例へば「ハート」の一八六六年(同治五年)第一回六箇月の賜暇に際しては上海々關稅務司「フィッツロイ」(費士來)兼務代理をなし一八七七年(光緒三年)第二回一箇年の賜暇に當りては總稅務司署の總理文案稅務司(Chief Secretary.)裴式楷漢文々案稅務司(Chinese Secretary.)葛德立德益等共同辦理したりしが如し而して一九〇八年「ハート」は疾病困憊の爲に一箇年の賜暇を以て歸國することゝなり則ち副總稅務司たりし「ブレドン」又總稅務司代理となりしが、支那政府は英國が「ブレドン」就任を喜ばざるを知り彼を稅務處高等顧問に轉じ一九〇九年四月以降漢口稅務司の「エフ、エー、アグレン」(安格聯)を以て副總稅務司に任命し從つて總稅務司代理となしたり然るに「アグレーン」は「ブレドン」と相快からずして「ブレトン」の稅務處に在る限りは新任に就くを肯せずと聲言する所あり又當時外交上複雜せる問題ありたる結果遂に「ブレドン」は退職歸國し翌一九一〇年「ハート」病癒えず賜暇を延期したりしが一九一一年九月に迨び本國に逝くや同年十月一日「アグレン」遂に總稅務司となり以て今日に及へり。

一九一一年十月の革命に際し卽ち「アグレン」總稅務司たるの數日後動亂の海關に及したる反響著しきものあり從來海關收入は海關監督の管理下に在り、支那銀行に拂込み來りたるも革命の結果外債及賠償金確保の爲に各港稅務司の管理に移り外國銀行に拂込み(後中國銀行及交通銀行も取扱ふことゝなる)卽ち關稅收入の收支共總稅務司に委任せられ其名に於て取扱ふことゝなれり當時の發布したる「アグレン」の覺書に依れば其意義を明にし就中公債及賠償金の事務は上海に在りては稅務司が總稅務司の訓令を俟ち之を取扱ふことに定め回期的計算は總稅務司より支那政府及外國債權者の利益を代表する銀行團に向つて拂込みをなすことゝす一九一二年に於ける海關は恰も其使用主と "Caisse de la Dette" との中間に在りたりと謂はれたる過言に非ざるなりと云へり。

其後總稅務司の地位は海關制度自體が既に一八九六年英獨借款契約に於て現情維持を約したる以降變化あることなく最近一九二二年二月華府會議の際支那顧全權より提唱し「アンダーウード」が極力支持したる所の如き事情と相照應して假令英國の貿易が他國の貿易に比して劣るものあるの際と雖ども直に其動搖を來すべきものと看做すは早計なり故に我邦人をして英國の地位に替らしむること尙前途遼遠なるべきか是れ今後の對支政策上頗る重要にして興味ある問題なり。（註十一）

（註七）「ハート」公使に任命せられたる當時海關に對する絕緣の情は一八八五年六月二十八日及八月十五日「エー、ビー、ドリウ」に對する書信に於て見ることを得べく又同年八月十五日關員に對する告別辭には左の如く述ぶる所あり

"It is witt a Very real regret that, I sever our Service Connection; each of you Can best interpret for himself whet my faeling are, daer Comrades of many years, whil I write, Sorrowfully and affectionately, this official farewell"

(H. B. Morse, The International Relatihn of the Chinese Empire Vol. II, PP. 369, 370.)

（註八）總稅務司の補員人選中佛の Cordier の著 (Histoire des Relations de la Chine aveoles, puissances Accidentales) には李鴻章は米國人判事「デンニー」を擧げんとしたることありと云ふも「モース」に依れば李鴻章は「ハート」の勢力が朝鮮に及ぶべきことを喜ばず一八八五年曾て天津駐紮の米國領事たりし「オーツイン、エヌ、デンニー」を朝鮮外相の顧問に任命し政治上の困難なる問題を解決したりとし又其後一八八八年二月「デンニー」は上海道臺と協定後四箇條件を提出して朝鮮より撤退することを承諾せりと記せり (H. B. Morse, op. cit, Vol. III, PP. 14, 17, 臺灣舊慣調査會淸國行政法第六卷一四〇頁)

（註九）團匪の變に際し「ハート」は屈辱の處置を受け住宅は破壞せられたるが如きも淸朝の爲に忠實に活動しつゝあり當時の擧動に就ては光緖三十四年二月十九日（一九〇八年）「總稅務司申呈稅務處文」に左記あり

二十六年（光緖）聯軍到レ京後總稅務司卽在ニ高井廟內一會ニ見留京大臣崑裕阿敬那等一商下議挽ニ回大局一之法、上並催ニ請慶親王回下京後卽將ニ所擬閱辨和議大綱一呈閱並面ニ見南城御史瓊南萊等一議ニ濟民食一當下由ニ總稅務司一與ニ各國提督商中訂米糧運ニ入城一之辨法上 (Couling, Encyclopaedia Sinica PP. 227.)

（註十）「ハート」籠城當時の總稅務司代理は「モース」に依れば統計局長「テイラー」の任命を見たりしが光緖三十三年（一九〇七年）「稅務處具奏總稅務司因痾請暇請派副總稅務司接署摺」文中には庚子後（一九〇〇年）所レ有關務暫移ニ上海一亦係下由ニ該員一（裴式楷）經ニ理上本年自レ夏迄レ今一切公務多由該員代折代行とあり「アレドン」が代理せることを記せり

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（註十一）總稅務司の地位も澁に佛（Gemld）の報告に依れば天津條約附加章程の結果各港稅務の劃一を期すると同時に列國は外國貿易發達上總稅務司たるべき候補者を推薦して其任用を請求すべく該員亦適任者たる英國及其他の外人中より採決するの權能を有すと云ひ又其後「ハート」の公使任命當時前述の如く問題を惹起したれども一八九八年英支協約以降は貿易額が英國を凌駕し支那政府が承諾を與へざる以上は現情を維持し英國が通商上受くる所の利益莫大なるものあり列國の對支貿易關係に於て英國の貿易中に香港其他殖民地を加算するときは英國は他國に冠たり、日本は關稅收入に關しては既に一九一七年英國を凌駕し貿易に於ては歐州戰爭の一時的影響を受けて一九一八年英國を踰越したれども其後漸次舊に復し英國の貿易は益々優勢を來し其百分率を比較すれば左記の如し

	一九一四	一九一八	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三
一、英本國	一九・八%	一〇・一%	九・五%	一五・八%	一三・〇%	一二・五%	九・八%
香港其他	二八・三	二八・七	二八・八	二八・九	二九・八	二九・五	二九・四
合計	四八・〇	三八・八	三八・三	四四・〇	四三・五	四二・七	四二・四
一、日本（朝、臺を含む）	一九・七	四一・〇	三七・〇	三一・〇	二七・三	二六・八	二七・〇
一、米國（比布等を含む）	七・八	一五・三	一六・八	一八・四	一八・〇	一七・〇	一一・二

更に支那貿易の四割內外を占むる上海の例を見るときは戰後殊に其差甚しく例へば一九二〇年に於て英國は總額に於て四四%を占めたるに日本は僅かに一七%七にして半額に達せず尙米國の二五%に及ばざりしなり然れども前表に示すが如く英本國に比するときは固より香港貿易を斟酌するときは其關係に異同を生せざるを得ず蓋し香港貿易は純然たる仲繼貿易にして其對支貿易の約七、八割は日本其他諸國の對支貿易を構成するものなるが故海關側に在りても例へば曩の上海統計局長の「テーラー」は相當控除額を計り「リッチ」は一九〇九年以降一九一八年迄の平均數をとり香港貿易の割當率を定め加減して日本の貿易が優勝なる事實を指摘したることあり又「モース」も各國の對支貿易は香港の介在に依り不分明なることを註意したり

予が一九一九年及一九二〇年の香港政廳統計及支那海關統計に依り香港貿易を各國に割當て算定したる結果に依れば一九一九年には英の二三%九に對し日本は四一%八米は二一%五となり一九二〇年には英の二六%二に對し日本は三三%七米は二一%五となれり但し最近英國の貿易の發達は多少の割當額を控除するも尙優位を占めんとするの情勢に在り又英支協約中の英國貿易の意義に關しては必しも英本國を指示すべきものに非ざるを以て是等比較に就ても必しも公平なりと謂ふ能はず（臺灣舊慣調査會清國行政法第六卷一四〇頁 The Far Eastern Review Sept. 1919. PP. 61-67.）

（四）海關職員の增加と國際的組織

海關職員に關しては總稅務司の選任の如くに必しも優勝なる貿易を有

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

せる英國と雖ども獨占的地位を强硬に固執せず殊に居留地制度の成立と同じく海關制度の維持發達に關し米佛等領事の協助ありたるが爲に自ら是等國人をも歡迎し遂に世界的組織を形成したるものとす。

一八六四年「ハート」總稅務司就職時代の收稅部に於ける人員は英人六名(「ハート」を含み)米人二名佛人三名獨人一名あり當時「ハート」米人の入關を希望し米國大學の卒業生三名を採用し一八六九年には普國政府より獨逸人十名佛國政府より佛人五名を推薦し次で一八七三年六月內班には九十三名の職員あり英人五十八名米人八名佛人十二名獨人十一名其他四名を占め一九一二年六月には同班に於て總員三百五十四名中英人百四十五名米人十四名佛人三十二名獨人三十八名露人十六名日本人三十三名他の九箇國人種五十名及支那人二十六名を占む次に總員に於ては一八七五年には外國人四百二十四名支那人千四百十七名計一千八百四十一名なりしが一九〇六年には郵政をも管理したりしより外國人一千三百四十五名支那人一萬六百三十五名にして計一萬一千九百八十名に達し郵便を分離したる以降最近例へば一九二一年には外人一千三百一名支那人六千六百四十二名計七千七百四十三名を數ふるに至れり而して總數五十箇處內外の中上海々關のみにて總關員同年五百十一名あり外支人約伯仲せり但し日本人は日淸戰爭前最惠國約款の條約なきが爲に一八九九年迄海關員を出すこと能はざりしが日淸戰爭後漸次海關員たるものあり殊に增加したるは日露戰爭後に屬するも英人が外人關員の約四割內外を占むるに對し一割五六分に過ぎざるのみならず稅務司たるもの兩三名に過ぎず今日迄の對支貿易を標榜して日本側より時々日本人採用の件に付提議したれども表面上は語學の不熟練又は密輸入事件等に口實を設け內情は我邦商勢力の支那市場に及ばんことを怖れつゝあるもの丶如し而して一九二二年華府會議の關稅分科會に於て日本委員は日本の對支貿易の優勢に比例して支那海關に於ける日本人の採用を增加せむことを陳述したるに對し佛伊白蘭等委員及委員長アンダーウードは同意を表する所あり支那委員

は特別會議に於て之を協商することに異議なきことを答へたり最近（一九二四年）大連日本商業會議所は全國商業會議所聯合大會に對し支那海關に對し日本人增加の建議案を提出し其趣旨とする所は日本の對支貿易額は二割五分九厘（一九二二年間）なるにも拘らず海關徵稅部に於ける人員の配置は一割七分七厘（同）に過ぎざるを以て貿易に比例せしめんとするに至るもの丶如し。

次に支那人の關員は其數多しと雖ども一層下級分子大部を占め曩に稅務處設置の結果「ハート」は一九〇七年二月八日には各關の稅務司に對して支那人を廣く採用すべき旨を通牒したりしが如きも海關開始以來今日に至る迄支那人にして稅務司たりし者を見ず一例外として一九〇七年廣東人張玉堂 (Cheung-yuk-tong) が西藏國境海關亞東の稅務司心得に任命せられたるのみなり。

要するに五十有餘の海關を統轄し十九箇處の常關を管理し二十有餘の世界各國の人種を包容し尙能く統一したる海關行政事業に成功したるは一に「ハート」の偉大なる人格能力と異常の努力精勵とに依り內外人間に聲望と感謝とを集めたる結果に外ならずと謂ふべし（註十二）而して「モース」は海關員の「コスモポリタン」の性質よりして黨派的感情の發生を防止し得、關員をして支那政府に對する義務觀念を注入せしめたりと云ひしが現總稅務司の「アグレン」は反對に阿片密輸事件に關し諸外國人の寄合世帶にして其性質文明及慣習を區々にし相互間に神經質に忖度することあり支那政府の單一機關として取締を實施すること困難なる旨を嗟嘆したるが如く其組織に附帶する缺陷ありと評すべきなり。

（註十二）「ロバート、ハート」（赫德）は一八三五年二月二十日愛蘭に生れ一九一一年九月二十日「バッキンガム、シャイアー」の「グレート、マルロウ」に於て行年七十六を以て歿せり一八五三年愛蘭の「クイーン、ユニヴアスチー」を卒業し一八五四年二十才にして始めて香港貿易監督署の通譯官補に採用せられ次て領事館に入り一八五九年英支軍隊か廣東を占領したる當時一八五九年六月廣東の副稅務司に任命せられて以來一九〇八年迄一八六六年中箇年一八七七年一箇年の賜暇歸國をなし外約五十有餘年支那に在り海關に勤務したるものにして其間支那海關を

根立し加之政治教育外交條約其他支那の文化事業を助くること甚大なるものあり「ハート」が常に支那政府の樞機に參與し其獻替する所の意見は總理衙門の採用する所となり皇帝の上諭法令となりしが如く支那政府の信任頗る厚かりしは蓋し其の能力に依りしのみならず常に支那の忠僕たるの志を持し或る「ハート」崇拜者の所謂其感情に於て愛國心に於て支那人自身よりも一層多く支那人たりしが爲なり極めて頑迷なる尊大主義の支那大官も「ハート」に對して親善なる態度を示し例へば彼の福州將軍の如きは英國全權の「サー、ジョン、ボーリング」に面會を謝絕したれど數年後の一八六三年頃「ハート」の爲には門戶を開放し喜んで握手したりと云ひ總理衙門の大臣恭親王は最も「ハート」に倚賴し常に我們的赫德（My own Hart.）と呼稱しつゝありしなり又英國政府より信認極めて大なるものあり駐支公使に對し訓令を發するに當り常に "When in doubt, Consult Sir Robert Hart," と追加せしと云ふ

蓋しハートは消極主義にして專制的權力を尊重し科學的進步に不理解なる所の東洋の環境に在り是等氣風に共鳴し在支英國人中最も支那人と多く接觸する事に依つて殆んど本國々籍を喪失したると同樣なる第一人者たり而して當時支那に在りし本國人よりは「ハート」自身を專制者の如く非難したるものあれどそは支那古來政治家統治上の要訣たる所謂仁惠的專制（Benevolent depotion.）の實行なりしと同時に一方「ハート」は近世的歐洲人にして(一)疑惧せざる誠直(二)組織に關する才能及(三)誤らざる產業方針に於て人後に落ちず殊に組織的能力に就ては「モース」は「ジョン、ローレンス」及「アレキサンダー、ハミルトン」に比するものありたりと云へり

「ハート」が支那に於て建設したる紀念碑は海關制度自體に外ならず「ハート」は總稅務司たること約半世紀に亘り卽ち別名總稅務司I.G.を以て呼ばるゝ者は「ハート」一人のみなり、而して其一般政治上行政上に殘したる成績記錄は團匪事件の際兵燹の爲に亡佚したるを甚だ恨事とするも「ハート」の經歷は卽ち支那四十年間の過渡期に於ける外交史を指示するものにして炳呼して其芳を百世に存す終りに「ハート」の功績に對する證左として支那及世界各國より贈與したる諸榮典を列敍するときは下の如し

支那より與へたもの　一八六四年（同治三年）賞加按察使銜（Provicial. Judge）。一八六九年（同治八年）賞加布政使銜（Provincial Treasurer.）。一八八一年（光緖七年）賞加頭品頂戴（Red Button of the First Class.）。一八八五年（同十一年）双龍二等第一寶星。同年（同年）賞戴花翎。（Peacock's Feather.）。一八八九年（同十五年）賞加三代正一品封典。一九〇一年（同二十七年）賞加太子少保銜。一九〇八年（同三十四年）賞加尙書銜。

外國より與へたるもの

白耳義　一八六九年 Commander of the Order of Leopold. 一八九三年 Grand Officier of Leopold. 一九〇六年 Grand Cordon of Leopold.

瑞典　一八七〇年 Chevalier of the order of Wasa. 一八九四年 Grand Cross of the order of the Polar Star.

墺國　一八七〇年 Commander of the order of Francis Joseph. 一八七三年 Grand Cross of the order of Francis Joseph.

佛國　一八七八年 Commander of the order of the Legion of Honowr. 一八八五年 Grand Officier of the order of the Legion of Honowr.

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九〇七年 Grand Cross of the order of the Dragon of Annam.

英國 一八七九年 Companion of the order of St, Michael and St, George, (C. M. G.)。一八八二年 Knight Commander of the order of St, Michael and St, George.(K. C. G. M.)。一八八九年 Knight Grand Cross of the order of St, Michael and St, George. (G.C. M. G.)。一八九三年 Baronet of the United Kingdom.

伊國 一八八四年 Grand officier of the order of the Crown of Italy.。一九〇六年 Grand Cross of the order of the Crown of Italy.

羅馬法王廳 一八八五年 Commander of the order of Pius IX.

葡萄牙 一八八八年 Grand Cross of the order of Christ.

和蘭 一八九七年 Grand Cross of the order of Orange Nassau.

普國 一九〇〇年 Order of the Crown First Class.

日本 一九〇六年 Order of the Rising Sun, First Class.

露國 一九〇七年 Grand Cross of the order of Ste, Anne.

諾威 一九〇七年 Grand Cross of the order of St. Olaf.

丁抹 一九〇八年 Grand Cross of the order of Danebrog.

其他學位名譽等 一八五三年 A. B. and Senior Scholar, Queens University, Irland.。一八七五年 A. M. (Hon. Caus) and Serior Scholar, Queens University, Irland.。一八八二年 L. L. D. (Honorary.) and Senior Scholar, Queens University, Irland.。一八八六年 L. L. D. (Honorary) and Senior Scholar, Michigan University.。一九〇八年 D. C. L. (Honorary) and Serior Scholar, Oxford University.。一九〇八年 L. L. D. (Honorary) and Senior Scholar, Dublin University. 同年 L. L. D. (Honorary.) and Senior Scholar. Duflin University. 同年 Freedom of the City of London.。同年 Freedom of the City of Belfast.。同年 Freedom of the Borongh of Taunton.。Forderer of the Museum fur Volkerkunde, Leipzig.。Honorary Member, North China Branch of the Royal Asiatic Society, Shanghai.。Honorary Member of the Oriental Museum, Vienna.。Honorary Fellow of the Royal Statistical Society, London.。Honorary Member of the Institute de Droit International.。(H. B. Morse, The Trade and Administration of China PP. 409-410 H. B. Morse., International Relation of the Chinese Empire Vol. III, PP. 470-1. Couling., Encyclopaedia Sinica PP. 227, 328-9, Middleton Smith, The British in China PP. 95 6,。(光緒三十四年二月十九日總稅務司申呈稅務處文)

五、條約協定ノ關稅制度

(一)天津條約及通商章程　天津條約及通商章程に依れば通商港の新設沿岸貿易の規定公使の駐紮權外人の内地旅行權關稅及噸稅の改訂又は通關手續の規定等を定むる所あり、就中關稅制度上重要なるものに付一言せむとす。

(イ)通商港の新設　從來の五港の外に新に牛莊、登州、漢口、九江、鎭江、臺灣府、淡水、汕頭、瓊州、南京及天津の十一港を開く、(事實上の開港は必ずしも同年に在らず)(英支天津條約第十條第十一條米支條約第十四條佛支條約第六條一八六〇年英支北京協定第四條佛支協定第七條等)

(ロ)關稅率の改正　從價五分の稅率は天津條約に於ても從來と異る所なしと雖ども從量稅品中其價格の下落したるものあり五分を超過したるが故に之が修正の必要を認め協定する所あり其稅則に依れば前例に比して貨物の種類を增加し輸入品十四類稅目百七十七輸出品十二類稅目百七十四となし舊稅表中の一割稅の例外を廢止し又外國衣服、金銀、首飾、香水、煙草、酒、家具、食料品等多數の貨物は一切之を無稅となし其他火藥武器類及內地食鹽等の外に米穀銅錢其他は禁制品とせり。

阿片は一八五八年十月上海會議に於て定めたる新定稅則並に通商章程に於て詳細規定し一擔三十兩の輸入稅を課することゝなれり。

稅率は每十箇年に於て改訂することを得關稅は官銀號に之を支拂ふべきものとし標準衡量及尺度は支那海關の定むる所に依る(英支天津條約第二十六條及二十七條通商章程第一條乃至第五條佛支條約第二十六條及第二十七條)

(ハ)噸稅率の低減　舊稅率の不定にして又一噸十弗を下らざりしものに從前の改正に依り漸く一噸五錢とし更に新率に依れば四錢に下し百五十噸未滿のものは一錢とし四箇月の有效期間を設けたり且つ旅客及信書

を運搬する船舶は之を免稅し又從前の如く噸稅收入を廣汎に使用せず獨り燈臺浮標等の費用に限り充當することにせり而して支那政府は總稅務司の鼓吹に依り本項を自由に解釋し十分の三を以て洋式敎育費に充當し十分の七は航海補助に供したるものとす（英支天津條約第二十九條乃至第三十一條米支條約第十六條佛支條約第二十條及第二十二條通商章程第十條）

（ニ）通過稅則の規定　一八五三年（咸豐三年）以來釐金稅の發生に依り內地課稅の增加を見るに至りたりしが南京條約特別文書には只現在の輕率を超過することを得ざる旨を規定したるのみにして極めて不完全なるが故に通過稅（子口半稅）は二分五厘と限定したる外に輸出に關しても同樣規定を設け又外國人に對しても該特權を與ふることゝせり、而して各貨物に關する關稅の改訂は上海に開催せらるゝ會議に於て決定することゝせり（英支天津條約第二十八條佛支條約第二十三條通商章程第七條）

（ホ）稅關手續の改正　船舶に關しては其入港と同時に關稅收入保護の爲に稅關官吏を乘船せしむるも食物は稅關に於て之を給し又船舶より勒索をなすことを禁止し船舶證書は所屬國領事に供託し領事をして直に其船名噸數及貨物の性質を報告せしめ船長は積荷目錄を提出すべく虛僞の目錄を提出するときは五百兩の罰金に處し船卸陸揚船移等の許可書の發布をなし納稅濟の上に出港許可書を交付し領事は船舶書類を船長に還付す。

密輸に關係せば船舶は何れの港にも入港することを禁止す總て處罰は支那官憲（海關監督）に屬す。

是等規定は固より船舶に通じて適用したれど汽船は實際關稅が數週間支拂を延期せられたるが如き特權あり（英支天津條約第三十六條乃至第四十一條第四十六條第四十九條米支條約第十八條第十九條第二十三條佛支條約第十六條第十七條等）

(へ)其他の事項　沿岸貿易に關しては一八五〇年以降諸外國小型汽船の入港を見るに至りしと雖ども獨り米佛に就ては天津條約に於て船舶が一港に貨物の一部を陸揚せんとするときは納稅の上殘部の積荷を他港に運搬し得ることを定めたるのみなり(米支條約第十九條及佛支條約第二十四條)

外國人は各所屬國領事の發給したる地方官の裏書せる旅行券を有するときは內地何れの地にも旅行し通商することを得とし又開港場の周圍百支里以內五日間の旅行には旅行券を要せざることに定めたり但し船員に對しては適用せず又北京に對しては通商の爲に入市することを禁止せり(英支天津條約第九條佛支條約第八條通商章程第八條)

國際間の誤解を避くる爲に「ロード、エルヂン」の盡力に依り從來の如く地方官憲との交涉を直接中央政府に移すの目的を以て北京に公使を置くことに定めたり(英支天津條約第三條)又領事官の待遇を定め領事は道臺と同じく副領事は知府と同格ならしむることを定めたり。

其他領事及支那官憲(海關監督)は必要を認むるときは燈臺其他航路標識の設置に關し協議することゝし(英支天津條約第三十二條)外國船は入出港に際し水先人を雇用することを得べしとせり(英支天津條約第三十五條米支條約第十七條佛支條約第十五條)

(ニ)アロック協定案　天津條約締結後各種事項改正の必要を生じ一八六一年より一八六七年迄通商關係上決定せられたる問題少しとせず就中海關を主として支那側の利益の爲に領事の管轄權より除外したることゝ不開港の外國貿易を實際上禁絕するに至りたること內地通過稅改訂の計畫をなしたること沿岸貿易を漸次外國船に認めたること其他特殊の取扱をなしたるもの多し一方一八六一年には露國に對し特惠關稅を約し其後同種協定の僞を作したるものとす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

而して一八六九年十月二十三日英國の使臣「サー、アール、アロック」の調印したる協約は批准に至らざりしが二三重要なる規定を存す卽ち(一)支那は英國の諸港に於て領事官を任命すべきこと(主として密輸を防止する爲に香港に設置するを目的とせり)、(二)通過稅に關しては英國の輸入主要品たる棉布、麻布、棉毛交織等九種の物品に對して七分五厘の稅金を支拂ふときは條約港所在地の各省内に限り其他一切の内地稅を免るゝことゝし(第三條)輸出の土貨は内地稅を課せらるれど輸出の際の子口半稅二分五厘以上の課稅に對しては拂戻をなすべきものとし(第四條)本案は前條約が通過稅の納付は任意的なるに反し特殊貨物に關しては强制的なるに在り又「ロバート、ハート」及「サー、テー、ウイド」の支持したる所なれども通過稅證明書を要せざるが如きは前條約の規定に違反し又英國側に不利なりしを以て反對あり(三)會訊裁判規定及水先人規則の承認に關すること(四)阿片の輸入稅は前稅則に依る一擔三十兩を五十兩となし之が爲に外國商人は條約港以外の土地に在りては支那型船舶に於て取引をなし又保稅倉庫を建設すること(五)生絲の關稅は一擔一割より二割に增加すること等となす。

(三)芝罘條約其他　一八七六年九月十三日調印したる英支芝罘條約は當時列國使臣間に於ても異論起り又主として阿片問題の決定困難なりしが爲に英國は一八八五年六月迄之が批准を延期したり。

今關稅制度上重要なる事項を擧げば下の如し(一)外國品に對する厘金免稅區域を各港居留地内となすこと(二)宜昌蕪港溫州北海等を新に開港場となす外に長江沿岸の六港を貨物の積卸港となすこと(三)各開港場の居留地區域の區劃を協定すること(四)外國阿片の關稅は厘金と併課し賣拂の時に保稅地域(倉庫又は躉船)より引取るとき徵收すること(五)内地通過稅則を適當に規定することゝし而して條約中の「内地」なる語は沿海、沿江、沿河及陸路各處の開港地外を指すものとしたり(芝罘條約第三章)當時「ロバート、ハート」は前

記の如く「アロック」協定案の實行を鼓吹したるが如く芝罘條約成立前に際し支那政府の爲に獻替する所少からず乃ち一八七五年九月二十二日口頭に依り同年十月六日文書に依る總理衙門の訓令に基き翌年一月二十三日通商關係の改善に關する浩瀚なる建議案を提出し其各事項の一少部は芝罘條約中にも加入せり。（註一）

芝罘條約は重要なる事項を未解決に殘したるものあり其後通商上の改定を目的としたる外交上の活動ありしと雖ども其效果なく只或は「アロック」協定案の復活を見んとしたる形勢ありたり一方支那側に於ては輸入税を加算して內地税免除の爲にする七分五厘の通過税を承認したりしが一八八〇年には總額一割二分五厘を主張し其後一割一分五厘又は一割の計畫を立てたることありき然れども何れも實現せざりしなり。

阿片に就ては米國は一八八〇年支那移民制限に關する協定の交換條件として米國商人及船舶に依る阿片の取引及運送を禁止することにしたり固より一八八四、五年の清佛戰爭中一時米國船の阿片輸送を見たりしが一八八七年二月二十三日議院法に依り該條約の實施を決定したるものとす。

阿片の課税問題は芝罘條約後數年に亘り論議せられ當初大學士左宗棠は一擔の釐金百二十兩を提唱し北洋大臣李鴻章は九十兩とし更に八十兩とし又六十兩に低減せんとし又直隸總督張樹聲は英商人と商議し税釐共計百兩を併徵せんとしたることあり「ウイード」の見解に依れば輸入税を半額增加して四十五兩とせんとしたれども税關に於て輸入税及釐金を併課せば釐金四十兩を以て支那政府に對して現收入を充當すべきが故に五十兩を相當額とし更に又釐金を七十兩とすることに合議したり而して其後一八八五年十月十八日倫敦に於て英國外相「サルスベリー」及支那使臣曾紀澤との間に芝罘條約の續款を締結し阿片は輸入税三十兩と釐金八十兩とを併徵することに定めたり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

主として上海に關係したる居留地に於ける阿片の課税に關しては他の租税の場合と異る居留地内に在りては比較的後世迄支那官憲の處分に委したりしが上海の居留地に於ける反對あり一時税務官吏は道臺より下付せられたる特許證に主席領事の裏書を得て徴税したりしも遂に一八八五年十一月十八日の領事委員會に於て特許證の承認を拒絶せられ支那政府は之が爲に居留地内に於ける阿片釐金徴收權の代償として工部局に對して一箇年十萬兩を支拂ふべき提議をなしたれど否認せられたり。

又前記芝罘條約續款に關聯し香港の密輸取締に關する委員會の組織あり一八八六年九月英支兩國委員は香港に會合し阿片協定を締結し同時に香港と支那沿岸各地間に行はるゝ貿易を海關の管理に服せしむることとし一八八七年より之を實施することゝせり。

(四)團匪事件議定書　一九〇〇年勃發したる拳匪亂の結果に成る最終議定書(Final Protocol)は一九〇一年九月七日清國全權の奕劻及李鴻章と列强(獨、墺匈、白、西、米、英、佛、伊、日、和、及露の十一國)使臣との間に締結せられ總て十二箇條を定め支那の政治上財政上至大なる關係を及したれども今關税制度上重要なる事項を掲ぐれば左記の如し。

一、四億五千萬兩の賠償金を列强に對する四分利金貨外債となし三十九箇年間に償還すること。

二、債券の擔保として從前の借款に對する元利を控除せる海關税、釐税剩餘金及常關税を充當す。

三、輸入税率を現實五分に引上ることゝす、又外國より輸入の米穀類、穀粉、金銀貨及金銀地金を除くの外從來無税輸入の各物品は總て五分税となす。

四、開港場に於ける常關の管理を海關に移すこと。

五、白河及黃浦江水路改善を國際的經營となし年々一定經費の支出を約すること。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

黃浦江改善に關しては一八九九年の提案に基き同議定書附屬書第十七條を以て改修局の組織を定め上海稅務司亦一委員たり其收入に就ては諸種賦課金ある外に船舶又は貨物に對し一定步合の徵收をなすことゝす其詳細は上海築港の部に於て述べたるが如し。

（五）「マッケー」條約其他　團匪事件最終議定書第十一條の規定に基き一九〇二年英國を始めとし一九〇三年に日米に對し又一九〇四年葡國に對して通商條約の改定をなすに至り各條約の締結に際し支那全權としては工部總辦呂海寰同協辦盛宣懷任命せられ補助員として海關側より「サー、アール、エー、ブレドン」「エー、エフ、ヒップスレー」及「エフ、エー、テーラー」參與し「マッケー」條約に關して英國は全權として「サー、ジェームス、エル、マッケー」（馬凱）任命せられ補助員として上海商人の「チャーレス、ジイー、タッチォン」參加し一九〇二年九月五日本條約を調印せり、其第八條の如きは所謂厘釐加稅の件を定め其他關稅制度上重要なる條項を含み主として副總稅務司「ブレドン」の考案に成るものと云へり。

而して日及米に對する條約は翌十月八日に調印せられたるものにして米國の全權は北京使臣たりし「エドウイン、エッチ、コンガー」上海總領事「ジョン、グードーウ」及上海商人の「ジョン、エフ、シーマン」とし日本の全權は日置公使館書記官及小田切總領事となす（日支條約締結に際しては支那側には外に伍廷芳加はりたり）米日條約は大體英支條約に準ずる所あれど日支條約は殊に最惠國約款に關し規定する所あり當時獨支間に於て協商を開始したれども支那全權は他の十九箇の條約國が條約の代償として特權を要求しつゝあるの事實を發見したるが爲に各種協商を中絕し但獨り一九〇四年十一月葡支條約を締結したり。

改定條約の內容は通商貿易の一般的利益、支那の善後方法及英米等條約國の特別利益に關するものとし第一に屬するもの、中最も重要なるは四十年間國際上紛議の種となりし釐金を廢止し其代償として現實五分

稅に對する附加稅として一倍半の七分五厘を課し卽ち總額一割二分五厘迄增稅することを定めたり（英約第八條米約第四條日約第一條葡約第十條）

其他關稅制度上重要なる事項を掲ぐれば左記の如し。

一、外國又は沿岸輸出の爲支那に於て產出したる商品には內地稅竝に釐金の代償として特別附加稅を課することを得但し此附加稅は輸出稅の半額（從價二分五厘）にして輸出の際に徵收するものとす（英約第八條凡例第七項）

二、廢釐の缺損を補ふが爲に輸出の目的を有せざる土貨に對し其貨物の消費地に於て銷場稅（Consumption Tax）を課することを得（英約第八條第三項及第八項）

三、支那に於て機械に依り製造せられたる綿絲綿布、其他洋式貨物に對しては開港地に於て外國人に依り製造せられたると開港地外に於て支那人に依り製造せられたるとを問はず輸入稅の倍額（從價一割）に相當する製造稅を課す但し製造稅を納付したるときは輸出稅、同附加稅・沿岸貿易稅竝に銷場稅を課せらるることとなし。

支那紡績工場にて使用する支那產原料棉花は銷場稅を始め各稅金を拂戾さるべく外國產原料棉花に輸入稅の全額及附加稅の三分の二を拂戾さるべし（英約第八條第九項米約第四條）

四、戶部及工部則例竝に大淸會典の規定に基き各地に現存せる一切の常關は今後と雖ども之を存續することとす（英約第八條第三項）

但し米支條約に於ては沿岸地方及海關の設立せられたる各開港場竝に陸路國境地方に在るものは例外として存置することゝせり（米約第四條）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

五、海關又は通商關係にして改正し實施せられたるものとしては例へば戻稅制度、保稅倉庫内水路航行、開港場の新設等となす。

戻稅證書に關しては四十年間を通して獨り一八七六年以降特例あるの外は現金の拂戻を許さず單に他稅の納付に使用せしめたりしが改定條約に依り外國品の輸入稅に對する總ての戻稅證書は現金拂戻をなすことゝなれり(英約第一條米約第八條葡約第十一條)

保稅倉庫制度を擴張し設備完全にして關稅に對し相當擔保を提供するときは何等の倉庫にも之が特許を與ふることゝせり(英約第六條米約第六條)

内水航路を延長し新に滿州の奉天、安東及大東溝、廣東省の江門を條約港とせり。

又英國の利益の爲に支那は香港及廣東省の條約港間を戎克に依り運搬する貨物に對する關稅及釐金稅は共に汽船に依り輸出入する同一貨物に對し海關に於て課すべき稅額を下らざるべきことに同意し(英約第三條)其他廣東河に存したる人爲的障害の除去を約し(英約第五條)或は米穀の沿岸輸送を禁止することにせり(英約第十四條)而して支那の爲に醫藥用の外「モルヒネ」の輸入を禁止すべきことゝし同時に支那は之が製造を禁止すべきことを約する所ありたり(英約第十一條米約第十六條)、(其結果「モルヒネ」は一九〇二年の最高一九五、一三三「オンス」ヨリ其後絶無となりしが需要を減退せざるが爲に密輸入は多量に上りしなり)

其他貨幣及度量衡制度の統一、商標保護、鑛業條例の改正、司法制度の改善等幾多の事項を規定する所ありしが前記廢釐加稅其他重要問題と共に支那政府に於て之が實行の誠意を缺けるが爲に又未だ列國の同意を得ざりしが爲に其效力を發せざるなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(六)其後の關稅改正條約

(イ)第一回關稅改訂委員會議の決定　一九〇二年の改訂條約後一九〇八年に至り支那政府は列國に關稅の改正を交渉する所ありしが英獨日等の拒絕する所となり革命に際し財政支絀の爲に一九一二年一九一三年現實五分稅の改正を繼續して提議したりしも同意を得ず而して一九一四年の交渉に際しては英米等は無條件に承認したりしが日露佛等は一定の條件を附し承認せんとしたるあり歐洲開戰に當り遂に該案件の進行を見ずして止みたり然れども偶々一九一七年支那參戰の報償として列國は輸入稅率改正其他二條件を認め其結果上海に於て列國會議を開くことに決し乃ち同年十二月末各條約國及支那委員は上海に於て關稅改訂委員會議を開催し翌一九一八年一月五日上海商務總會に於て發會式を行ひ同月十七日第一回會議を開き爾來約一箇年を費し十二月に至り議了したり。

該決議に依れば改訂稅率は原則として一九一二年乃至一九一六年上海に於ける貨物平均價格の現實五分を基礎とし算出し戰後二箇年に於て再改訂をなすべきことを定めたり而して我邦は新稅率表に關し一九一九年三月十九日上奏裁可を經五月十日承認の旨を支那政府に通告し其後列國も亦同樣通告を了し支那政府は遂に一九一九年八月一日より之を實施したり。

之と同時に各陸境關稅に關しても改訂輸入稅實施の日より一律改定率の適用を受け所定の率に依り輕減すべき了解成立したるものとす。

(ロ)第二回關稅改訂委員會議の決定　一九二二年二月六日華盛頓に於て關稅條約を調印し現實五分稅の改正を認め乃ち同年三月二十一日より同年九月二十八日迄上海に於て條約國(十三箇國)及支那委員より成る關稅改訂委員會を開催し決定する所あり乃ち新稅率は一九二二年十月一日より一九二二年三月三十一

日迄六箇月間の上海平均卸賣市價より其從價七分及稅額を控除したる額を課稅價格とし其從價五分を以て從量稅を算出し綿絲綿布には特例を設けたり。

本改訂率は佛伊等内政上の問題あり批准遲延の結果漸く一九二三年一月十七日より實施せられたり支那は之に依つて關稅の增收五二%を見込たりと云へり。

(八)附加稅其他協定　華府會議の結果に依る一九二二年二月四日の支那關稅條約に於ては附加稅設置の目的を以て釐金廢止其他從來の通商條約中に定めたる諸條件履行の方法を準備するが爲に特別委員會(Special Conference)を開催することゝし該會議に於て附加稅一律二分五厘となし或る種の奢侈品に對しては從價五分を超えざる範圍に於て之を二分五厘以上と定むることゝせり(第二條及第三條)而して特別委員會は本條約實施後三箇月以内に開催すべき旨を規定せるも其後支那の內亂政爭其他不安の國情が因をなし今日既に二箇年に達するも列國は支那側の提議に應ぜざるが如き實況の下に在り。

尙本會議に於て從來問題となりたる陸境關稅は海境關稅と均一に賦課すべき原則を認むる所ありたり。

(第六條)(註二)

(七)海關制度に關する協定

曩に一九〇五年日露條約及日淸北京條約に依り關東州に於ける露國の租借權を繼承したる結果其後一九〇七年五月我が林公使と支那海關總稅務司との間に調印せる協約に依り靑島の制度に準じ同年七月より大連海關を開き日本人を稅務司以下關員に選任せり其後歐洲開戰に際し一九一五年五月の日支條約を以て獨逸の租借地たる膠州灣を日本に讓渡するに及び戰前と同一條件の下に支那海關の再興を約し獨逸人に代るに日本人を以て關員となしたり但し一九二二年十二月日本は靑島を支那に還付したるを以て輸入稅の分配を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

受くること能はざるは勿論特殊制度は消滅したるものとす。（註三）

一般海關組織に關しては華府會議に於て特に變更を加へざるべきことは支那委員に依つて主張せられ又「アンダーウード」の支持したるが如く分科會に於て日本委員も政府の訓令に基き日本の對支貿易額に照して關税收入の保管銀行に就て要求すると同時に海關に於ける日本人採用の増加に關し希望する所ありしが之が前提として現行海關制度を變改せざる提案に贊同する旨を述べたるが如し。

（註一）通商關係の改善に關する「ハート」の意見書は一八七六年一月二十三日附を以て總税務司署名の下に發布し全篇五章五十節より成り通商司法及行政上諸般の事項を網羅し關税行政上重要なる問題を述たるのみならず支那の對外關係上内治上有益なる論說あり是等提案の適用に就ては「ハート」は(一)地方的事情に適合すること(二)海關に於て實行し得べきこと及(三)各通商條約國の承認を受くべきことの三條件を力說せり「モース」は該意見書は重要なる公文書の一にして如何に東洋に於ける西洋人忠僕の手に成る考案が東西兩洋間の關係に於て兩者の要求に最も能く適應すべく律せられたるを見るに足るべしと謂へり。(Morse, The International Relation of the Chinese Empire Vol. II, P. 303-6, 440-474).

（註二）支那の陸境關税には北には露領及支那新疆蒙古滿州等の間に於けるもの及滿鮮間に於けるものあり前者に關して當初一八六二年の陸路通商條約に端を發し輸入税三分の一の輕減を定め其後一八六九年竝一八八一年改訂陸路通商條約を締結し同じく輸入税は普通海關税率の三分の二を課し一八九六年の東清鐵道會社條約又は一九〇九年の滿州里及綏芬河税關暫定規則に於ては輸出税に對しても三分の一減税を認めたり滿鮮陸境關税に關しては一九一三年北京に於ける日本使臣と總税務司との協定に依り鐵道に依り安東を通過する日本品に對し同じく三分の一減税を定めたり

南には東京雲南廣西間の陸境關税あり一八八六年佛支陸路通商條約（コゴルダン條約）に依り輸入には五分の一減税を定めたしと輸出に對しては三分の一減税を認めたり而して一八八七年追加條約に於ては輸入には十分の三減税となし輸出には十分の四減税を認めたり

其他西藏雲南及緬甸間の通商に關しては一八九三年の條約に依れば亞東開放の日より五箇年間免税となし雲南と印度との陸路貿易に就ては一八九四年の條約及一八九七年の修正條約に依り關税率は東京陸境輸出入税と同率に定めたり

由來陸境關税の設定に就ては深き事由あるに非ず陸地邊境に於ける貿易振興の目的を標榜したる特殊利益の獲得にして當初露國が之に先鞭を著け佛英等之に倣ひ荏苒今日に至りしものにして北境關税は既に數十年を經過し其他二十有餘年に達したり現在は鐵道の布設等往時と事情を異にし特に一般税率に對し輕減する事由に乏しく支那政府は從來機會ある毎に之が撤廢を主張し來りたり而して一九一七年列國か支那

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

關稅改訂の提議に從ひ同年十一月北京に開催したる聯合國公使會議の開期に關し上海の打合會に於て露國公使は本國の訓令に基き陸境關稅をは一般關稅改正事項より除外せんことを主張し之に對し日英使臣の反對あり次て一九一八年八月支那政府は列國公使に向つて改訂關稅を陸境にも同樣に適用せんことを交渉する所あり殊に日本は滿鮮間通過貨物に就て「マッケー」條約に依り改訂稅目に基き輕減を受けつゝあるにも拘らず一方廣西及雲南地方の通過貨物は普率に依り輕減せられ又明治三十八年滿州協約に在る最惠國條款の適用を受けざる等極めて不公平なる事實に鑑み各地の陸境關稅は均一に新率の適用を受くべきことを主張し前記の如く改訂關稅會議の結果各國の諒解成立したるものとす然れども一九二二年華府會議に際し支那政府は南方陸境關稅に就ては利益を享受しつゝあるを以て寧ろ之が改訂を好まず獨り滿鮮國境關稅の特典のみを廢止せんとする意嚮あり曩に財政部に於て開催せられたる關稅研究會に於ても局部的經濟上の利益の交換に對しては普遍の最惠國約款を適用すべきものに非ず故に各國は陸境關稅に對して機會均等の例を採用して利益の均霑を要求し得べからざる旨を特別會議に提出すべしと云ふ意義の決議をなしたるが如し

一方佛國委員も華府會議の支那關稅條約第六條海陸關稅均一の主義の原則に對して不服を唱へ「支那が印度支那より輸入する貨物に對して附與したる特典は佛國が人口約四十萬を有する東京在住の支那人に附與しつゝある個人的社會的又は經濟的の多大なる特典に相適應するものなる」旨を強硬に主張したるあり固より英米等委員の反對ありと雖も一般的陸境關稅の特惠制度の廢止は容易に行はるべくもあらず遂に前記關稅條約に於て「サー、ロバート、ボーデン」の立案に係るが如く均一主義を採り其適用に關しては關稅の增徵及附加稅の設定は總ての陸境に通して均一に從價稅を課すべきこととせり（Willoughby, China at the Conference P. 69-72, 379.）但し露國々家は當時關稅條約締結國の何れに依つても未た承認せられざりしを以て支那政府は一九二二年四月一日以降露支國境關稅の特典をも廢止すべき旨を單獨に發表し支那海關亦此旨を告示する所あり施いて同一情態に在る滿鮮國境關稅の特典をも廢止せんとし我邦に對し交渉する所ありしが如し

（註三）青島海關は大連が其範を採りたる特殊地域稅關の一に屬す獨逸は一八九八年青島を占領し膠州稅關協約に依り租借地內に支那海關を設置し租借地政府は關稅收入の二割を領收することにし稅務司は在來支那海關に在りたる獨逸人を任命したり免稅に關する法規は他の一般支那開港に於ける場合と同一なれども獨り租借地內に限る輸入品に關しては全然無稅とするの外に青島を自由地帶となし總て關稅を免除したり又密輸入其他不正行爲を防止するが爲には獨支官憲共同の行動に俟つこととなしたり而して一九〇五年には從來の自由港市（Freihafen gebiete.）を改めて自由港區制（Freibezirk.）となし仲繼貿易の發達に努力し又製造品に對し輸出稅を減免し工業の促進を計り且つ取締の實行を期したり

一九一四年十一月日本が青島を占領するに及び同年十二月日本は海關員として其支那海關に在職せるや否やを問はず適當と信ずる者を自由に選任すべき旨を主張し翌一九一五年一月支那政府に對し青島に於て日本人四十三名を採用すべきことを提議する所ありたり然れども外交上の壓迫殊に英國の干渉に依り一九一五年八月六日協定の結果青島海關は同年九月以降之を支那に引渡し海關行政は獨逸人の代りに日本人

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

を以てするの外は戰前情態に之を恢復し日本軍政は總て稅關文書記錄を引渡し且つ占領後徵收したる收入をも交付したり但し海關に於て日本人を一層多く採用することの了解の下に他關と異り稅務司以下多數の日本人關員を任命し來りたり(Chin Chu, The Tariff Problem in China P. 165-167.) 一九二二年十二月日本の小幡公使及支那の王全權等の間に調印せられたる山東問題の細目協定の結果條約を實行し青島を支那に還付したり其第九章青島海關に關する條項に依れば支那は(一)現に青島に行はるゝ保稅區域制度を持續すること(二)一九〇五年青島海關改正協定第三條(ハ)の規定に在る貨物にして一九二二年二月四日以前に善意に契約せられたるものに付右期日後四年內に輸入せらるゝ場合に限り之が輸入稅を免除すべきこと(三)一九二二年十二月十日以降舊獨逸租借地內の製造工場に對しては支那國內開埠地のそれと同一の取扱をなすこととし(第二十六條乃至第二十八條)而して其附屬書第十に於て支那は(一)本協定第二十七條所定の保稅區域にては各種貨物に對し附與したる特典待遇を引續き許可すること(二)日本商人に對しては日本語を使用して青島海關と往復することを認許し(三)總稅務司をして關員を選任するに當り青島に於ける商業上諸般の必要を考量せしめ且現在職員の異動は出來得る限り最少限度に止めしむることゝせり

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣變災志

臺灣總督府囑託　鷹取田一郎

修正題言

本篇は昨年十二月、命に依りて編纂したるもの、題して臺灣變災志と曰ふ。復た經世家の參考資料たらずんばあらず。然れども最初の意思、多くは風水害の襲來を憂慮し、之れを既往に鑑みて將來を戒めんとするに在るを以て、主として天文、地理、氣象に關する事項を集錄したり。今茲に歲凶饑饉の類を補記し、以て臺灣變災志の完備を期せんとす。引用の舊記錄は復た是れ前例に依るのみ、若夫れ本篇に漏れたる事實にして文獻の徵すべきものあるに於ては識者宜しく之を補正して可なり。

大正十三年八月二十七日

編者誌

舊修題言

一　凡そ乙未以前に於ける臺灣の變災は、悉く之を網羅して毫も遺漏なきを期せりと雖も、主として天文地理氣象に關する事項を集錄し、歲凶、饑饉の類は之を載せず。蓋し人事に屬するを以てなり。

一　本編記錄以外尙ほ臺灣に起れる天變地異少なからざるべし。現に臺灣縣志に揭くる所「臺地時震。不悉書。大震則書」の文字あり。地震已に斯の如し況んや其他をや。讀者宜しく考察する所あるべし

一　引書は臺灣外記（外記）臺灣府志（府志）臺灣縣志（縣志）諸羅縣志（諸志）鳳山縣志（鳳志）彰化縣志（彰志）淡水廳志（淡志）噶瑪蘭廳志（噶志）澎湖廳志（澎志）の九書とす。蓋し臺灣史の大系は是に盡されたればなり

一　史實の採擇に關しては編者の遺憾とする所無きに非らず博雅君子の補修を俟て庶幾くは之を完うせんのみ

大正十二年十二月二十日

編者誌

一千六百六十一年(辛丑)順治十八年、寛文元年。
夏五月。鹿耳門、水漲ること丈餘。(外記、府志、縣志、諸志、鳳志)
一千六百八十年(庚申)康熙十九年、延寶八年。
(月日不詳)彗星あり。西南に現はる。形劒の如く長きこと數十丈。月を經て乃ち隱る。(府志、縣志、諸志、鳳志)
一千六百八十二年(壬戌)康熙二十一年、天和二年。
秋八月。岡山鳴る。(鳳山縣志)
一千六百八十三年(癸亥)康熙二十二年、天和三年。
夏五月大水あり土田沖陷す。(府志、縣志、鳳志)
時に霪雨連日。鄭氏の土田多く沖陷し。岸を高くして谷を爲すの嘆あり。(諸羅縣志)
夏六月二十六日夜。大星あり海に隕つ。其聲雷の如し。(臺灣縣志)
夏六月癸己。澎湖潮水漲ること四尺。(臺灣縣志)
秋八月。鹿耳門、水漲る。(府志、縣志、諸志、鳳志)
冬十一月。雪を雨らす。冰堅きこと寸餘。(府志、縣志、諸志、鳳志)
一千六百八十六年(丙寅)康熙二十五年、貞享三年。
夏四月二十日。辰時。地大に震ふ。(府志、鳳志)
民居頽壞する者多し。(諸羅縣志)
臺地時に震ふ。悉く書せず。大震は則ち書す。(臺灣縣志)
一千六百九十一年(辛未)康熙三十年、元祿四年。
秋八月。大風あり。民居を壞り、船隻皆な飄碎す。(府志、縣志)
一千七百〇五年(乙酉)康熙四十四年、寶永二年。
冬饑ゆ。詔して府屬三縣の糧米を蠲く。(府志、縣志、鳳志、淡志、澎志)
冬大に饑ゆ。時に內地商人を歉收して糧を採る、福興泉漳焉れを資す。知縣毛殿颺、知府衛台揆、巡撫李斯義に通詳して委勘具題せしめ、旨を奉す。四十四年應徵の粟石倶に蠲免す。(諸羅縣志)
一千七百〇七年(丁亥)康熙四十六年、寶永四年。
冬饑ゆ。詔して糧米十分の三を蠲く。(府志、縣志、鳳志、淡志、澎志)
冬饑ゆ、知縣李鐈、知府周元文、巡撫張伯行に通詳して委勘具題せしめ、旨を奉し例に照らして十分の三を蠲免す。(諸羅縣志)
一千七百十年(庚寅)康熙四十九年、寶永七年、

冬。饑ゆ。（府志、縣志、鳳志、淡志）

四十七年より是に至り、臺屬屢々荒れ、米價高騰、毎年青黃未接に値ふ。知府周元文倉粟を出し、媽祖宮、府學の兩處に就きて平糶す。新、善、開、安四里の民焉れを賫す。海防同知洪一棟商販を招集し、凡そ米を載せて入港する者皆其名を籍し厚く賞賚を爲す。故を以て米船雲集し、饑て而して害せず。（諸羅縣志）

一千七百十一年（辛卯）康熙五十年、正德元年

秋九月十一日。戌時。地震あり。（府志、縣志、諸志）

民居倉廒、傾圮甚だ多し。（鳳山縣志）

大風あり。地震あり。（淡水廳志）、

一千七百十四年（甲午）康熙五十三年、正德四年。

夏。大井頭火あり。數百間を延燒す。（府志、縣志）

秋大に旱す。（府志、縣志、諸志）

詔して臺灣、鳳山の粟米十分の三を蠲免す。（鳳山縣志）

一千七百十五年（乙未）康熙五十四年、正德五年。

秋九月。大風あり。地震あり。（府志、諸志、鳳志、淡志）

學宮頽壞、民居倒塌する者甚だ多し。（臺灣縣志）

一千七百十六年（丙申）康熙五十五年、享保元年。

夏（月日不詳）諸羅の十八重溪火を出す。數月にして乃ち熄む。（府志、縣志、諸志、鳳志）

秋九月丁亥。地震あり。丁丑大に震ふ。（鳳山縣志）

一千七百十七年（丁酉）康熙五十六年、享保二年。

春正月丙子。地震ふ。（鳳山縣志）

冬饑ゆ。詔して本年錢糧十分の三を蠲く。（府志、縣志、鳳志、淡志、澎志）

一千七百二十年（庚子）康熙五十九年、享保五年。

冬十月朔。地大に震ふ。（府志、縣志、諸志、鳳志、淡志）

冬十二月八日。又た震ふ。房屋傾倒、居民壓死す（府志、諸志）

凡そ震ふこと十餘日に及べり。（臺灣縣志）

日に震ふこと數次。（鳳山縣志）

一千七百二十一年（辛丑）康熙六十年、享保六年。

春三月。大雨注ぐが如し。（府志、淡志）

夏六月丙午。鹿耳門潮水漲ること八尺。（臺灣縣志）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

秋八月十三日。大風あり。民居を壞る。天盡く赤し。（臺灣府志）

屋を毀き垣を壞り、官哨商漁の船隻盡く碎け、兵民多く溺死す。（臺灣縣志）

一千七百二十二年（壬寅）康熙六十一年、享保七年。

夏（月日不詳）。鳳山縣赤山裂く。長二十八丈。濶二十四丈。黑泥を湧出す。次日の夜に至り火光を出す。高さこと丈餘。（臺灣府志）

一千七百二十五年、（乙巳）雍正三年、享保十年。

秋七月。大風あり。（府志、縣志、淡志）

一千七百二十八年（戊申）雍正六年、享保十三年。

秋七月二十日。大風あり。（臺灣府志）

閏七月二十三日。又た大風あり。商哨船隻を損壞し、兵民溺死する者あり。（臺灣府志）

（編者云ふ。臺灣縣志此の記事を雍正七年に係く。未だ孰れか眞なるを知らず）

一千七百三十年（庚戌）雍正八年、享保十四年。

秋七月丙午。地震あり。（縣志、鳳志）

秋八月十日。地震あり。（府志、淡志）

一千七百三十一年（辛亥）雍正九年、享保十六年。

（月日不詳）大風雨あり。衙署倒壞す。（澎湖廳志）

一千七百三十五年（乙卯）雍正十三年、享保二十年。

夏五月。蛇山崩れて石隕つ。聲數里に聞ゆ。時に黑氣あり、峰頭を蔽ふ。久うして乃ち散す。（鳳山縣志）

秋七月。大水あり。溪溢れ。半屏山石隕つ。（鳳山縣志）

冬十二月十七日丑時。諸羅灣裡街の地大に震ふこと二次。民居を倒壞し。壓死する者多し。銀三千兩を賑はす。（臺灣府志）

一千七百三十七年（丁巳）乾隆二年、元文二年。

夏五月。大風あり。（澎湖廳志）

秋九月。大風あり。（同　上）

一千七百三十八年（戊午）乾隆三年、元文三年。

秋旱す。（鳳山縣志）

秋旱す。田園無收なる者七千六百餘甲、正供の粟二萬一千五百石零を豁免し、被害官莊を豁免すること差あり。（臺灣縣志）

一千七百四十年（庚申）乾隆五年、元文五年。

夏六月二十二日。諸羅の鹽水港大風雨あり。四晝夜。民居損壞す。（臺灣府志）

閏六月。大風あり。各汛の兵房を刮壞す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一千七百四十三年(癸亥)乾隆八年、寛保三年。（澎湖廳志）

秋旱す。

一千七百四十四年(甲子)乾隆九年、延享元年。（鳳山縣志）

冬十二月。淡水廳白沙墩雷あり。巨魚二十二尾を沙上に擊死す。（府志、縣志、淡志）

一千七百四十五年(乙丑)乾隆十年、延享二年。

秋八月。澎湖風災を被る。（臺灣府志）

秋大風雨あり。衙署科房倒塌す。八月銀六百兩を賑はす。（澎湖廳志）

一千七百四十九年(己巳)乾隆十四年、寛延二年。

秋七月。大雨水あり。臺灣保大東西二里の田園水を被て沖陷す。凡そ十四甲。（臺灣府志）

一千七百五十年(庚午)乾隆十五年、寛延三年。

秋七月。大雨水あり。臺灣、永康、武定、廣儲西、新化、新豐、仁德北、崇德等諸里の田園水を被て沖陷す。計一百四十二甲零。（府志、淡志）

秋八月。大風あり民の廬舍を壞ること算無し。商船百餘艘を擊碎す。知府方邦基の舟、南日に溺る。隨從二十一人生を獲る者僅に四人。○諸羅大雨水あり。土獅、蘇豆等の諸庄、田園廬舍水を被て沖陷す。○彰化縣大風あり。民の廬舍を壞ること算無し。（府志、淡志）

一千七百五十一年(辛未)乾隆十六年、寶曆元年。

春正月巳酉。大風あり。領餉北路守備蘇進德海に沒す。（臺灣縣志）

一千七百五十二年(壬申)乾隆十七年、寶曆二年。

夏六月。地震あり。災を爲さす。（臺灣縣志）

秋七月。大風あり。火を挾んで行く。俗に麒麟颶と名く。草木皆な焦す。文廟櫺星門の石柱六根盡く斷つ。（臺灣府志）

一千七百五十三年(癸酉)乾隆十八年、寶曆三年。

秋八月。大風あり。禾稼損傷す。（臺灣府志）

詔して貧民を賑はし、供粟六千三百九十六石を蠲く。（臺灣縣志）

一千七百五十四年(甲戌)乾隆十九年、寶曆四年。

夏四月。地震あり。毛少翁社陷て巨浸と爲る。（淡水廳志）

秋九月。諸羅大風雨あり。禾稼損傷す。詔して租粟を緩徵すること差あり。（臺灣府志）

一千七百五十八年(戊寅)乾隆二十三年、寶曆八年。

秋七月。諸羅大旱す。（臺灣府志）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詔して災を賑はし、本年の額征供粟を蠲く。計共一萬三千九百十九石。（臺灣縣志）

冬十月。諸羅大風三晝夜。晩禾收むる無し。詔して租粟銀米を緩徵すること差あり。（府志縣志）

一千七百五十九年（己卯）乾隆二十四年、寶曆九年。
秋八月、大水あり。南靖厝莊の居民漂沒す。（淡水廳志）

一千七百六十五年（乙酉）乾隆三十年明和二年。
九月二十三日。大風あり。商船を覆沒す。（澎湖廳志）

一千七百六十六年（丙戌）乾隆三十一年、明和三年。
秋八月。大風あり。多く船を覆溺す。（澎湖廳志）

一千七百六十八年（戊子）乾隆三十三年、明和五年。
夏六月。大雨水あり。（彰化縣志）

一千七百七十（二年壬辰）乾隆三十七年。安永元年。
秋七月。大雨水あり。（彰化縣志）

一千七百七十四年（甲午）乾隆三十九年、安永三年。
春三月巳己。地大に震ふ。（縣志、彰志）

一千七百八十四年（甲辰）乾隆四十九年、天明四年。
秋八月丁未。夜大風雨あり。民舍を壞り。石坊を折き。大木を拔起し。海船陸に登て碎く。（縣志、彰志）

一千七百八十六年（丙午）乾隆五十一年、天明六年。
夏飢ゆ。通判吳懔𢷛法を設けて平糶す。（澎湖廳志）

冬十一月。三星夜墜つ。大さ斗の如く、其聲雷の如し。一星は南に墜ち、一星は西に墜ち、一星は澎湖海中の大石上に墜ち、石裂く。（縣志、淡志、澎志）

一千七百八十七年（丁未）乾隆五十二年、天明七年。
夏四月丙寅、西定坊火あり。民居二百餘舍を焚く。詔して本年の地丁租稅を年く。（臺灣縣志）

秋八月。淫雨連旬。平地水深きこと三尺。（彰化縣志）

一千七百八十八年（戊申）乾隆五十三年、天明八年。
春二月。大雨水あり。（彰化縣志）

春二月。大に雪を雨らす。飢ゆ。斗米千錢。（淡水廳志）

一千七百八十九年（己酉）乾隆五十四年、寬政元年。
春三月。旱す。（彰化縣志）

夏四月。大に旱す。五月十日に至て始めて雨ふる。（彰化縣志）

一千七百九十年（庚戌）乾隆五十五年、寬政二年。
夏六月初六の夢、大風雨あり。河水氾溢し。人家

廬舍多く陥る。風火を挾んで行くこと竟夜、滿天盡く赤し。俗に云ふ、麒麟颶なりと。是日岸上の小舟及び車輪、風を被り飄じて五里の外に至る。廟宇民居を壞ること算無し。一日夜乃ち止む。（澎湖廳志）

一千七百九十二年（壬子）乾隆五十七年、寛政四年。

夏六月丁亥。地大に震ふ。（縣志、彰志）

一千七百九十四年（甲寅）乾隆五十九年、寛政六年。

秋飢ゆ。晩禾熟せず。次年猶ほ飢ゆ。通判蔣曾年粥を施すこと半月。（澎湖廳志）

冬十月。大風あり。（彰化縣志）

一千七百九十五年（乙卯）乾隆六十年、寛政七年。

春三月。夜、星あり。海に墜つ。（彰化縣志）

秋七月。大水あり。（淡水廳志）

冬十月戊子。地大に震ふ。己丑復た大に震ふ。（彰化縣志）

一千七百九十六年（丙辰）嘉慶元年、寛政八年。

秋九月。大風あり。（彰化縣志）

一千八百〇一年（辛酉）嘉慶六年、享和元年。

夏六月。大風あり。（彰化縣志）

一千八百〇四年（甲子）嘉慶九年、文化元年。

秋七月癸未。暴風竟日。西定、鎭北、二坊の高地、水の深きこと四五尺、洿地水の深きこと七八尺。民居を衝壞すること無數。夜迅雷あり。西城の垣三四丈を擊倒す。（縣志、彰志）

一千八百〇六年（丙寅）嘉慶十一年、文化三年。

春二月。地震ふ。

冬十月地大に震ふ。（以上二件彰化縣志）

一千八百〇九年（己巳）嘉慶十四年、文化六年。

春三月。地大に震ふ。（彰志縣志）

夏六月。颶風起り。濁水溪の正溜北に徙り、清水溪と合流す。（噶瑪蘭廳志）

一千八百十年（庚午）嘉慶十五年、文化七年。

夏六月丁未。風あり。濁水溪仍ほ故道に循ふ。清濁の分る、攸、居人以て溜と爲す。（噶瑪蘭廳志）

冬十一月。地震あり。（淡水廳志）

一千八百十一年（辛未）嘉慶十六年、文化八年。

夏四月。旱す。（彰化縣志）

秋八月。彗星あり。西北に見はる。（同　上）

秋八月。風あり。（澎湖廳志）

秋九月。水あり災を爲す。田園沖し、堤堰決す。（噶瑪蘭廳志）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

秋九月。大風あり。鹹雨を下して災を爲す。（澎湖廳志）

一千八百十二年（壬申）嘉慶十七年、文化九年。

夏六月。水あり災を爲し。田園冲塌す。（噶瑪蘭廳志）

一千八百十三年（癸酉）嘉慶十八年、文化十年。

秋七月二十日。夜。大風あり。海水驟に漲ること五尺餘。民の廬舍を壞り、海船を沈覆せしむるもの算なし。（澎湖廳志）

秋七月。艋舺街火あり。（淡水廳志）

一千八百十六年（乙亥）嘉慶二十年、文化十二年。

夏六月。地數々震ひ、田畝低窪し、牆屋傾倒す。（噶瑪蘭廳志）

秋八月。大水あり。田園冲壓す。（同上）

秋九月。地大に震ひ、民居を傾損す。後た小震あり、両日にして止む。（淡水廳志）

冬十月。大風あり。禾稼を損す。（彰化縣志）

冬十二月。雪を雨らす。冰堅きこと寸餘。（淡水廳志）

一千八百十六年（丙子）嘉慶二十一年、文化十三年。

冬十二月。冰あり。（彰化縣志）

（月日不詳）地震ふこと甚し。臺地震ふこと多し。蘭は初闢なり尤も甚し。是年官署民房、倒塌欹斜す。亦た地裂けて泉を見、一畝田にして高下を分つ者あり。（噶瑪蘭廳志）

一千八百十七年（丁丑）嘉慶二十二年、文化十四年。

秋八月二十五日。大風鹹雨を下す。（澎湖廳志）

冬十二月。星あり。蘭渡に隕つ。（淡水廳志）

一千八百十八年（戊寅）嘉慶二十三年、文化元年。

秋七月丙辰、大水あり。田園冲壓す。（噶瑪蘭廳志）

一千八百二十年（庚辰）嘉慶二十五年、文政三年。

夏五月。大に旱す。（彰志、淡志）

秋八月庚戌。水あり壬子に至て災を爲し。田園冲壓、牆宇壞傾す。（噶瑪蘭廳志）

秋疫あり。（淡水廳志）

一千八百二十一年（辛巳）道光元年、文政四年。

夏五月。大雨水あり。（彰化縣志）

夏六月。大風あり。早禾を損す。（淡水廳志）

秋七月。大雨水あり。（彰化縣志）

一千八百二十二年（壬午）道光二年、文政五年。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

秋七月甲申。颶風陡起、屋瓦飛ぶ。風北西より陡起し猛きこと甚し。是夜三更、廳署堂庫、丁胥三命を倒壓す。縣丞、巡檢、營辨、各署の牆垣屋宇、演武廳、地卡等の處多く吹損せらる。民居は竹仔頭等の莊男婦三命を壓斃す。加禮遠港口、潮湧き水漲るゝに因て男婦十命、幷に一牧童を淹斃す。烏石港寄碇の商船、修葺すべき者五號、載撥小舟の沈覆するもの四隻、二水手を溺らす。署倅吳秉綸資を捐して收邮し、報案を具して核與す。淡水、嘉、彰此日文告するもの情景相同し。蓋し十二日辰時なり。（噶瑪蘭廳志）

秋七月。大水あり。（淡水廳志）

一千八百二十五年(乙酉)道光五年、文化八年。

夏。彗星東南に見はる。（澎湖廳志）

一千八百二十六年(丙戌)道光六年、文政九年。

秋八月。大風あり。（彰化縣志）

秋九月甲辰。水あり。丙午に至り災を爲し。田園冲壓す。（噶志、淡志）

一千八百二十七年(丁亥)道光七年、文政十年。

夏六月。艋舺溪水濁り月餘にして復た淸む。（淡水廳志）

秋八月望夜。水沙連内潭に小山四座を湧起す。（彰化縣志）

一千八百二十八年(戊子)道光八年、文政十一年。

秋九月。大風あり。民居を壞る。（彰化縣志）

一千八百二十九年(己丑)道光九年、文政十二年。

冬十月十二日。星あり東南に隕つ。赤色、光及び地あり、聲殷として雷の如し。三投再起。疾流して西北に至て墜ち、其光、天を燭す。（澎湖廳志）

一千八百三十一年(辛卯)道光十一年、天保二年。

夏四月。旱す。（彰化縣志）

秋八月。大風あり、鹹雨を下す。（澎湖廳志）

一千八百三十二年(壬辰)道光十二年、天保三年。

秋八月。大風あり、海水大に漲り、海舟陸に登る。二十日巳、午の兩時、海水驟に漲ること丈餘。近海の民舍多く滾倒し、田園も亦た浸鹹す。二十二日夜。隕星あり、聲雷の如し。（彰志、淡志）

秋八月二十二日。大風あり。海水漲ること五尺餘。舟を覆へし、人を溺らすこと算なし。（澎湖廳志）

冬十月。地震ふ。（澎湖廳志）

一千八百三十三年(癸巳)道光十三年。天保四年。

冬十月己巳。地震あり。日々に甚し。越へて丙戌

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に至て乃ち止む。田宅畝側、人畜驚潰、社稷壞に
臨て乃ち止む。（噶瑪蘭廳志）

一千八百四十年（庚子）道光二十年、天保十一年。
（月日不詳）大風あり。吉貝嶼洋船を擊碎す。（澎湖廳志）

一千八百四十八年（戊申）道光二十八年、嘉永元年。
秋九月辛巳。連日風雨大に作り。山裂け水湧く。十一日より起て三日、連宵旦に達し、暴雨狂風、水湧き山裂け、西勢、金面山、頭圍山、梗枋、六份仔等の處、男婦計六十餘人を壓斃す。又た北關より起て大里簡、草嶺、頂隆々嶺等の處に至り男婦計七十餘人を壓斃す。又た白石山陰より金面山陰、石燭坑、土地公坑等の處男婦計四十餘人を壓斃す。官爲めに人を遣はし收瘞賑卹す。田園廬舍、冲失するもの無數。（噶瑪蘭廳志）
秋九月。水返脚大水あり。（淡水廳志）

一千八百五十年（庚戌）道光三十年、嘉永三年。
夏六月辛酉。風あり雹を雨らす。（噶瑪蘭廳志）
夏六月十二日午刻。大雨あり。山頹れ水溢れ、海潮暴潮して民居を淹壞し、溺死する者甚だ多し。（淡水廳志）

一千八百五十一年（辛亥）咸豐元年、嘉永四年。
三月初四日。大風雹あり。鹹雨を下す。（澎湖廳志）

一千八百五十二年（壬子）咸豐二年、嘉永五年。
夏六月。大颱風あり。臺灣郷試船草嶼に壞れ、溺人甚だ多し。（澎湖廳志）
六月癸巳。四結仔港失火あり。草茅房店二百餘間、兵房六十八間を延燒す。（噶瑪蘭廳志）
秋七月。颱風鹹雨を下す。幸に旋た大雨の洗滌を得て尚ほ四五分を救ふ。（同　上）
秋八月。星孛西にあり。（淡水廳志）

一千八百五十三年（癸丑）咸豐三年、嘉永六年。
夏四月。星あり。東北より東南に入る。大さ掌の如く光は月の如し。（淡水廳志）
夏口口。屯山鳴ること三晝夜。（淡水廳志）
夏六月。大風雨あり。內港大水、民居傾沒す。（淡水廳志）

一千八百五十五年（乙卯）咸豐五年、安政二年。
夏。久しく旱す。（澎湖廳志）
冬十二月。雹を雨らす。（淡水廳志）

一千八百五十七年（丁巳）咸豐七年、安政四年。

春正月。大に雪ふる。屯山積むこと數尺。（淡水廳志）

一千八百五十九年（己未）咸豐九年、安政六年。

夏大風あり。海面船を覆へすこと無數なり。（澎湖廳志）

一千八百六十年（庚申）咸豐十年、萬延元年。

夏。大に旱す。（澎湖廳志）

秋八月。颶風あり。鹹雨災を爲す。民房傾圮し、海船撃碎するもの甚だ多し。（同　上）

冬十月。地震あり。日に凡そ三次。（淡水廳志）

一千八百六十二年（壬戌）同治元年、文久二年。

春。地大に震ふ。（淡水廳志）

夏五月。地大に震ふ。（淡志、澎志）

夏六月。大風あり。（淡水廳志）

冬十月。地震ふ。（淡水廳志）

一千八百六十四年（甲子）同治三年、元治元年。

夏五月。飢ゆ。（淡水廳志）

一千八百六十六年（丙寅）同治五年、慶應二年。

春地震ふ。（淡水廳志）

夏四月。大疫あり。（淡志）

夏五月。大に旱す。（淡志、澎志）

夏五月飢ゆ。（淡志）

秋颱風あり。鹹雨を下すこと三次。（澎湖廳志）

一千八百六十七年（丁卯）同治六年、慶應三年。

夏四月。艋舺街火あり。（淡水廳志）

冬十一月。地大に震ふ。二十三日。鷄籠頭、金包裏の沿海、山傾き地裂け、海水暴漲し、屋宇傾壞し、溺るゝ者數百人。（淡水廳志）

一千八百六十八年（戊辰）同治七年、明治元年。

春正月朔。廳治西門外、火あり。（淡水廳志）

一千八百七十年（庚午）同治九年、明治三年。

春旱す。

冬十月。鹹雨を下す。（以上二件澎湖廳志）

一千八百七十一年（辛未）同治十年、明治四年。

八月十六日。颱風大に作り。港口の船隻皆な碎く。

一千八百七十二年（壬申）同治十一年、明治五年。

夏旱す。（澎湖廳志）

秋八月。暴風あり。鹹雨災を爲し。民の飢困尤も甚し。（以上二件澎湖廳志）

一千八百七十六年（丙子）光緒二年、明治九年。

四月十五日、十六日、洋面颶風大に作り、覆舟無

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

數。右營臺字一號銅底戰船洋に在て擊壞す。（澎湖廳志）

一千八百七十七年（丁丑）光緒三年、明治十年。
夏大風あり。鹹雨を下す。（澎湖廳志）

一千八百七十八年（戊寅）光緒四年、明治十一年。
春、暴風あり。吉貝嶼小船往來する能はず。書を以て桶內に繫き、流に隨ふて饑困の狀を報す。（澎湖廳志）

一千八百八十一年（辛巳）光緒七年、明治十四年。
閏七月初七日。颱颶交々作りて鹹雨を下す。風の過ぐる處樹木爲めに焦す。所謂麒麟颶なり。或は之を火颱と謂ふ。其風西北より來る。故に北山、大山嶼、媽宮港、災を被むる尤も重し。十三、四より念一、二に至り狂風連に作り、一月の間鹹雨三次、徧野洗ふか如し。洵に非常の災變なり。（澎湖廳志）

一千八百八十四年（甲申）光緒十年、明治十七年。
冬十一月。每夜大聲あり。海邊に發す。蓋し地鳴なり。（澎湖廳志）

一千八百九十二年（壬辰）光緒十八年、明治二十五年。
夏六月。大風雨三日。平地水の深きこと三尺。衙署房屋、商船五穀を壞つこと無數。
八月。颱風あり鹹雨を下す。
十一月。天大に寒く、金門厦門大雪尺に盈つ。百年來未だ有らざる所たり。澎雪無しと雖ども、而も奇寒略ぼ相等し。（以上三件澎湖廳志）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

汕頭の貿易概況

——大正十二年度の——

越村生譯

大正十二年度は商業上より見て概して好況なりしとは言ひ難く、事實一般經濟界は不況にして、同年の大部分に亘り利子の高率なりしと生產地に於ける買入値段高かりし爲め輸入業者の利益少く、其得たる利益も僅かに營業費に充當するに過ぎざる有樣なりき。他方汕頭の外國爲替の中介地たる香港と當地との換算率不利なりし爲め、南方各地への輸出業者は一般に多大の損失を來し、收益を見たるもの極めて小數に過ぎざりき。傳ふる所に據れば、六十三の傭船者中損失を招かざるもの僅かに三にして、豆類取引に於て悲況に陷りたる其の二十は恐らく次季の支那正月までには閉店の餘儀なきに至るべしと。

汕頭の繁榮は實に颱風と密接の關係を有し、颱風の襲來は同地方の貿易及萬斑の事業の盛衰を左右すと稱せらる。特に甘蔗及果實の栽培せらるゝ地方に於て、其被害の甚しきを見、從來廣大なる地域の破壞せられ、或は根底的に壞滅せられて、其生產物の如き單に產額の減少に留まらず、更に殆んど無に歸したる事屢々ありき。例へば大正十一年の大風水害の結果赤糖は著るしく產額を減じ、白糖に到りては貿易統計より其影を潛めたり。果實生產業に就いても右の大風水害及其後頻々たる颱風の害を被りたるが、例へば林檎の如き結

實に三年、柿は八年を要するに、僅かに數時間にして絶滅の悲況に陷る有樣なるを以て、今日同地方にては他の種類の結實期の早くして風水害の影響比較的少き果實の栽培されつゝあるは當然の事とす。前述の如く從來幾多の蹉跌ありしに拘はらず、當地方貿易が旺盛なる回復力を示す點に於て吾人は嘆賞を禁ずる能はず。大正十二年度に於ては幸に十一年の八月の如き猛烈なる颱風の襲來なかりしも、地方的に小颱風ありて、相當の被害を蒙りたり。

支那政情の不安定は例年の事なるが、本年も亦地方的に政情の紛糾を來し、爲めに十一年の春頃まで戒嚴令を布かれたる爲め總ての地方的貿易取引に一頓挫を來せり。取引の常態に恢復せるは僅かに九、十の兩箇月にして、其後當地の金融市場は上海市場の逼迫に累せられて突如著しく逼迫するに至り、此情態は同年末まで繼續せるが。當時此不利なる狀況は大正十三年の支那正月後迄持續すべしとは一般の意見なりき。十二年初期に於て約二百萬本の紙卷煙草は汕頭より厦門に再輸出せられたるが、宛かも厦門官憲は煙草に從來の二割五分の附加税に更に收入印紙税を課せん事を圖りたるも之に對して二大煙草會社より激烈なる反對ありたる結果、今後其製品には課税せざることに厦門當局も承諾し、遂に十月に入りて二割五分の附加税も廢止せらるゝに到り本問題も一段落を告ぐるに至れり。されど問題解決後當地より煙草の厦門に再輸出されたるものなし。

汕頭の貿易總額は前年の七四、〇六五、九〇六海關兩より同年の八一、九〇四、二五二海關兩に卽ち七、八三八、三四六兩の增加を示せるが之れ主として外國貿易に依れり。此趨勢より推察して十三年度の貿易の好況も想像に難からず。勿論大正十二年度の繰越は多くの場合に於て不利なりしと雖も、將來貿易の發達を暗示する明かなる徵候ありて卽ち利子率高く多くの商人の到底堪へ得ざりし所なるに拘はらず、商業上殆んど活

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

氣の缺くるを認められざりき。唯問題とする所は刻下の政情が何時まで地方貿易を阻止するやに在り。若し此障害にして除かれ、銀行業の有利なる活動の開始せられんか、次年度の貿易は恐らく増進せらるゝなるべし。目下の要求は秩序の恢復にして、其結果は明かに汕頭地方に現存する商人の頭腦と精力に依りて決せらるゝ所とす。

歳入　大正十二年度の總稅關歳入額は一、五四〇、一五四海關兩にして前年度卽ち一、三五四、一〇一海關兩より飢饉救濟附加稅一一、六五四海關兩を控除したるものに比して一九七、七〇七海關兩の増加なり。噸稅の二、一〇〇海關兩を減じたる以外各歳入項目は増加し、其最も著しきを輸入卽ち一五八、五三三兩、次に輸出貿易收入卽ち三六、八四七海關兩なり。沿岸貿易收入は四、一四四、通過稅收入は二八九海關兩を夫々増加せり。實に過去の天然及政治上の災厄及び歐洲戰後の影響を考へんか、收入の増加は汕頭貿易恢復の徴候にして、次年度は更に一層の進展を來すべしと豫期することを得。

船舶航通　(a)　一般規則に依るもの　大正十一年に比し本年度の船舶出入に六七二隻九二七、八三七噸の増加あり。非通商條約國の船舶の出入なく、本年中出入せる十二箇國中八箇國船舶數は増加し、自餘の丁抹は増減なく、智利、葡萄牙及び獨乙の船舶も本年に入りて戰後初めて入港するに到れり。貨物は絕えず増加し前年開かれたる暹羅航路は義和洋行（Jardine, Matheson & Co.）繼續し、別に新たに船舶會社の參加して海峽植民地及暹羅各港との連絡航路開かれたり。

(b)　内地航海規則に依るもの　政情の不穩、土匪海賊の横行依然として盛んなるに拘らず本項に於て出入船舶に一〇、九九八隻の増加ありしが、噸數に於て七六、九四六噸を減じたるは佛、支、日國船の加入に依る。前年同樣本年に入りても英國船舶の出入なかりき。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

外國製品 (a) 直接輸入及沿岸輸入　概して輸入貿易不振なりしに拘らず本項の外國製品輸入額三一、五一六、九三六海關兩即ち六、四九七、五三一海關兩の増加を示せり。反物は奥地一帶の不穩及金融市場の不安の爲め輸入狀況良好ならず、棉布は昨年と本年とに於て其輸入總額大差なく即ち前年の三、七二九、五七三海關兩に對し本年三、三四八、五〇一海關兩なりき。されど毛織物は著るしく増加し、前年の二五六、三八七海關兩に對し、本年は四〇一、〇九四海關兩、雜反物と同樣一〇六、七五二海關兩より二四四、七三七海關兩に増加せり。罐詰業發達の好影響に連れ、地方的輸出の容器製造の爲め葉鐵の輸入高は二九、一〇八擔より三五、一四七擔に増加せるも、多くの金屬は夫々著しき増減ありて、同年度總額は前年度の一、五七六、四八七海關兩に對し一、八一一、九八〇海關兩なりき。大正十一年の大風水害に依り地方産品の缺乏したる結果、十一年度零なりし赤糖の輸入高は本年一、四一八擔に激増し、白糖及精製糖は一一二、六二二擔より一二八、六五〇擔に増加せり。硬木、煉瓦、セメント等は各種建物完成の結果減少し、米國産ケロシン油は三、一八七、九三一ガロンより二、七三三、四四六ガロンに即ち四五四、四五八ガロンの減少を來せるが、スマトラ油は二、二一九、〇八三ガロンより二、三八四、四九八ガロン即ち一五五、四一五ガロンの輸入増加を示せり。暹羅、海峽植民地及佛領印度支那等より輸入せらるゝ米は二、〇七三、一〇七擔より二、八三〇、五一一擔即ち七五七、四〇四擔の増加を來し、石炭、紙卷煙草、小麥、パラフイン蠟、酒及其他四五のものは増加せるも、燐寸は二六六、四〇二グロスより九九、五四〇グロスに減少せり、之れ支那製品の大輸入ありたるに因る。

支那製品 (a) 外國への輸出及沿岸輸出(再輸出を含む)　前年度報告中の輸出額減少は本年に入りて一變し即ち前年の一九、二七四、七三二海關兩より二〇、四三六、六一二海關兩即ち一、一六一、八八〇海關兩の増加を示せるが、貿易概況は一般に不良にして生産地域は荒廢し利率は高く、香港との爲替不利なりし爲め輸出業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

者は大部分大損失を蒙れり。湖安及澄海の如き福建省より輸入せらるゝ紙を再製する地方は兵燹の巷と化したるに拘らず輸出高は増加せり。其結果禮拜紙の價格高騰せるも、花蓆は品質劣惡の爲め日本輸入業者よりの注文途絶せり。此花蓆貿易は本年中幾多の曲折を重ねたるものにて、大正十一年の颱風の爲め本年の貿易は著るしく阻害され、更に斯業の中心地たる掲陽地方に戰爭起れる爲め斯業關係商人は其資本の三割を失ひ、多くは店舖を閉鎖し、雇傭せる婦人從業者を解雇して、レース工業に移りたりと稱せらる。故に花蓆の輸出は一〇、七八一擔より八、一〇四擔に減じ、勢ひ斯業の將來は極めて有望なりと稱するを得ず。有名なる汕頭蜜柑も利益を得るに至らず、生產高は制限され、價格は高騰せり。蜜柑の海外需要の大なる爲め各輸出商が同時に注文電報を入手し同時に夫々生產地に注文を發する結果として、輸出先に於て輸入過剩を來し、到底短期間に在荷を處分し得ざるが如きは從來屢々起れることとなり。砂糖は生產の減少を來せるも、價格高騰の結果取引は概して良好なりと。

(ii) 輸入　前二箇年に比し輸入貿易高は增減なく每年約三〇、〇〇〇、〇〇〇海關兩なり。豆槽は地方生產增加の爲め輸入減少し、各種の豆類の輸入は充分の利益あり、米は其收益倍以上なりと。棗椰子の實は約前年の三分の一を增加し、水產物又增加を示せり。各種纖維は果實と殆ど同樣の狀態にして、落花生は相當增加し、梨は大減少、胡麻の種及び紅茶は減少せるも、綠茶は倍額以上に增加し、郵便小包は二〇、一〇九海關兩を減じたり。之に反して燐寸は前年の六五一、九六一グロスに對し一、一六九、二一二グロスてふ大增加を來せり。

仲繼輸入(通過許可證に基くもの)　大正十一年に比し、本年に於て發行されたる許可證件數三、六二二より三、七六三即ち一四一の增加なり。仲繼輸入は主としてケロシン油、パラフイン蠟及蠟燭にして三石油會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社即ちスタンダード、亞細亞ペトロレアム及テキサスの取扱に係る。奥地に於ける不穩狀態を考へんか其增加高は少なりと雖も、目下の政情の不穩にして除かるゝ曉に於ては必ずや本項の輸入狀態に一大好況來るべしと信ぜらる。

(b) 仲繼輸出(通過證明書に基くもの)及(c)特殊―說明なし。

旅客通過　大正十二年に於て四〇三、六五八人の旅客の減少を示せり、之れ前年に比し殆んど四分の一の減少にして、之れが原因は政情の不穩と海峽植民地及暹羅への移住民の減少なり。奥地通過は總減少旅客の三九五、九一六人を占むるも、旅客の土匪、海賊に對する危險及軍隊の警戒並びに資本の缺乏等を考慮せば斯る減少は殆んど異とするに足らず。

阿片　大正十二年度中沒收せる阿片は二四〇擔に達し、内、外國製品は二五擔五〇、支那產は殘餘の二一五擔五〇にして前年に比し總沒收高に於て二三六擔七〇てふ激減なり。阿片は目下潮陽に栽培せられ亦福建省にては自由に栽培され居れり。稅關當局の手を經ざる阿片は奥地及隣省より陸路來るものにして、内少くとも一部は軍隊の默許する所なり。

其他の雜件　適當の時季に多量の降雨ありし爲め米の第一期作は良好にして、當局者の推定に依り六割の收穫、一擔七海關兩八〇乃至七海關兩九〇にて卸賣されたり。第二期作も同樣良好にして八割の收穫にて一擔七兩五〇乃至七兩七〇にて卸賣せられたり。

汕頭港は同年の大半他の都市と電信の連絡なく頗る不便を感じたるも十月十五日香港との無線電信の連絡陸軍官憲に依り再開せられたりしが、之れとても單に香港間の連絡に過ぎず。傳ふる所に依れば從來久しく使用されざりし舊線も明年早々再開せらるべしと。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

當地外人のプッシュ・トロリイ(Push Trolly)と稱する潮樟輕便鐵道は本年も引續き運轉し好況を續け居れり。同會社資本金二二五、〇〇〇弗總測量線五十里内三十里は澄海まで連絡し其間八箇の停車場を有す。月額收入平均八千弗、支出五千弗にして年收益約四萬弗と稱せらる。車輛は百、軌道は十九吋の狹軌にして十二封度なり。將來ケロシン油を燃料とする動力に換へらるゝ由。一哩に付き枯木三千本。客車階級に二級あり、一等は二人乘一哩につき一弗二〇仙、二等は四人乘一哩五五仙にして貨物も乘客賃金に依る。

地方警察力は卓越せる成績を示し居りて白黑の正服を著し朝夕調練す。獨乙式行進を主として採用し、各警察官は銃劍體操を敎へらる。事實一般兵士と餘り差異なくして、警察としては未だ改造の餘地ありとは一般の定評なり。舊稅關家屋は臨時に百名の警官養成所となり、別に八箇の小養成所ありて五百名の警察官を養成しつゝあり。中央警察署はカーキ服を著したる七十名の署員を有す。

本年初旬英日郵便局の撤退以降支那郵便局開設せられ其事務精確にして一般公衆の評判宜し。

土匪及海賊は依然として水陸を橫行し居れるが、政情の平隱に復し、之が撲滅策の實施せらるゝ曉に至らざれば、之れが跋扈を防止し得ざるべし。

資金缺乏の爲め大正十一年一月開始されたる市區改正事業が久しく中止され居れり。されど本年六月初旬資金の融通成り工事續行され居れども種々の理由よりして今後十年以上を經過せざれば之れが完成困難なるべし。

——大正十二年度汕頭稅務司アル、エー、カリー氏の貿易年報拔萃——

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

熱帶果物蔬菜の加工に就て（三）

福原與之助

第二　各種果物蔬菜の加工法——五　ジヤムとジエリーの製法——(一)ローゼルのジヤム製法——(二)檬果のジヤム製法——(三)カリサのジヤム製法——(四)番茄のジヤム製法——(五)李のジヤム製法——(六)オレンヂマーマレツトの製法——(七)檬果のジエリー製法——(八)西瓜のジエリー製法——(九)蜜柑のジエリー製法——(十)ローゼルのジエリー製法——(十一)芭蕉のジエリー製法

五　ジヤムとジエリーの製法

ジヤム(Jam)と云ふは、よく熟した果實の肉に砂糖を混合して適當の濃度に蒸發したもの、ジエリー(Jelly)と云ふは、果實の汁液に砂糖を混合し、煮沸して後凝固させたものである。要するにジヤムとジエリーの違ふ所は、ジヤムは果肉、ジエリーは果汁と砂糖とで造るのであるが、現今では果汁、果肉に砂糖の外に各種の品物を混合して造る。其の中でも寒天と水飴が主なものである。此等のものは主として甘味を補ふと云ふこともあるが凝固性を助ける爲である。

ジヤムとジエリーを製造する原理は、果實を熱して煮詰めると凝固して膠狀に變化する、其點を利用したもので、果實の中にはペクチン(Pectin)と云ふ物があつて、此の物は新鮮なる果實の皮の部分に多く含まれて居るもので、長時間熱するとペクチンはペクチン酸となり、之を冷却すると膠狀に變化するのである。ペクチンからペクチン酸を生ずる變化はペクトーゼ(Pectose)と云ふ酵素の作用に依るものであつて、此の酵素は

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

高溫度でなければ作用を起さぬものであるから、ジャムやジエリーを作るには、煮沸する時間と溫度とに注意する必要がある。ペクトーゼの作用するに最も適當な溫度は攝氏の七十五度から八十度までの溫度である。それ故にジャムやジエリーを造る場合には、成る可く此の溫度の間で長時間煮ることを要して、それ以上卽ち高溫にしないと云ふことが肝要である。

（一）ローゼルのジャム製法

ローゼル(Rozelle)は錦葵科に屬する一年生草本の果樹で、印度の原產である。我が臺灣に輸入されたのは明治四十三年頃で、今から十二、三年前のことである。其の栽培法も割合に簡單で、住宅の空地などに栽培するには適當なもので、又樂しみなものである。先づ二、三月頃に畦幅二尺、株間二尺位に點播して、適當に間引をなし、二三回の中耕、除草をして其の都度肥料を施すと、大抵九月の下旬頃から開花結實するものである。

ローゼル栽培の目的は、其の萼を得るためで、其の萼は落花後も發育し、十一月から十二月にかけて最も多く收穫される。ジャムやジエリーに利用される部分は此の萼であつて、其の萼の中には林檎酸が含まれて爽快な酸味がある。尙ほ葉や幹にも多少含まれて居るが、萼に比較すると割合に少いから、優良な品を造るには萼だけで造るに限る。

其の製法は簡單である。先づ果實を果梗の所から切り取り、萼の底部を切り棄て、內部の果殼を除きて萼だけ集め、善く洗ひて瀨戶引鍋に入れ、次に原料を被ふだけの水を加へて萼が軟かになるまで煮沸し、荒目の篩で濾し、液は清潔な桶の中に集めてジエリーを造る時の原料とし、更に萼だけ集めて瀨戶引鍋に入れ、よく揉んで原料五百匁に付白砂糖四百匁を加へ、十分間程攪拌しながら煮詰めて濃紫色のジャムを得るので

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ある。尙は製造の際に水飴二十匁位を入れると更に優良品を造ることが出來る。

(二)　檬果のジャム製法

檬果の砂糖漬、鹽漬、乾燥物等を作る際に剝いた果皮を利用するか、又は果實を用ひるのである。果皮を利用することは單に此のジャムばかりでなく、總べてのジャムを作るに肝要である。例へば苹果やカリサのジャムを作る場合等である。特に果皮に膠質を多く含むものに於ては尙更のことで、ジャム製造家の一日も忘れてならないことである。

ジャムを作るには、果皮又は果實(核を除去したもの)をよく洗ひ、原料の約四分の一の量の水を瀬戸引鍋に入れ、次に原料を入れて攝氏の七十五度乃至八十度の溫度で約二時間程煮て、細い目の篩(一寸平方に百二十の目のあるもの)にかけ、下へ出た濃厚な汁を次の分量にして處理するのである。

汁液三升。寒天二本。白砂糖三百匁。水飴二百匁。食鹽十匁。水五合。

先づ寒天は一時間程水に浸し、之を細かにして五合の水に入れ、火にかけてよく溶して後、白砂糖を加へてよく攪拌し、漸次水飴と食鹽とを加へて味を調べながらよく攪拌し、燒けつかせない樣に注意する。總て、砂糖を多量に使用する煮物は動もすると燒けつくから、よく攪拌して燒けつかぬ樣にする。又寒天を湯に溶かすには、必ずよく溶けた後に砂糖を加へることを要する。若し溶けぬ中に砂糖を加へると、寒天は溶けずに殘るから注意を要する。

かくして煮詰めたものを茶碗に取り、冷して見て、その濃度を調べ、適當と思つた時に火を消すのである。之は砂糖を多く混合した煮物は、冷却すると熱い時よりも濃厚になるからである。出來たものは直に食用にするか、又は二重卷締罐又は廣口の壜に詰めて密閉し、販賣又は自用とする。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(三) カリサのジャム製法

カリサ(Carissa)は夾竹桃科に屬する灌木性の熱帶果樹で、熱帶の各地に栽培される。我が臺灣に輸入されたのは今から約十二、三年前で、その果實は主に六月下旬から七月上旬までの間に成熟する。形は長楕圓形で、大きさは長徑一寸四分、短徑八分位、重さは四匁位、果肉は淡黃色で、その中に長さ一分五厘、幅一分位の扁平な暗褐色の種子が二、三十粒程入つて居る。

果實は成熟しても少しく澁味はあるが、一種の酸味もあつて、生食用としても可なるが、ジャムを製造することも亦よろしい。ジャムを作るには、先づ清水で靜かに洗ひ、瀬戸引鍋に入れて約五分間程煮沸し、次に一寸四方に百二十五位の目のある篩で濾して果皮と種子を除去し、次に別に用意した、瀬戸引鍋に原料の半量程の砂糖を溶解し、その中に篩で濾したものを入れて充分攪拌し、これを冷却して固まる程度となつた時に、下して充分冷却したなら、壜又は罐に詰めて密閉して置けば長く貯藏することが出來る。此の製品は桃紅色をした頗美麗な且つ美味なものである。臺灣から內地への土產品などには、生果のまゝでは運搬不便であるから、廣口の壜などに詰めたものを持參すると便利で、必ず珍重されることゝ思ふ。

(四) 蕃茄のジャム製法

原料として蕃茄百二十匁と砂糖百匁を用意する。之を造るには、よく熟した蕃茄を採收し熱湯の中へ約二、三分間入れて果皮を取り去り、直ぐに細かい目の篩にかけて種子や果心の硬い部分を除去し、出來た汁の中に含まれたる水分は、麻袋の中に入れて半量となるまで濾過し、袋の中に殘つた濃厚な蕃茄の汁液は瀬戸引鍋に入れて、更に砂糖百匁と少量の食鹽とを加へ、文火で約一時間程煮詰めるのである。煮詰める時に、上に浮んだ灰汁は其の都度丁寧に掬ひ取るのである。かくして蕃茄のジャムを得るのである。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(五) 李のジャム製法

臺灣地方に栽培されて居る李の品種は四種類程あるが、紅肉李と合李とが最も多く見受けられる。前者は果實は大形で稍々長圓形で、果肉は濃紅色である。品質は餘り好くない。後者即ち合李は、果實は中位で、果形は圓形、果肉は濃厚な紅色を呈し、品質は良好である。何れもジャムの原料としては差支ない。

李のジャムを造るには、品質の成るべく好く、加之もよく熟したものが適當である。之を熱湯の中に約十分間程入れ、煮沸して酸味を拔き、兼て剝皮を容易にするのである。剝皮したものは再別の瀬戸引鍋に入れ、充分煮てよく碎き、核と果肉とを分ける。此の場合に少量の砂糖を混入すると、其の分離が容易である。分離が終つたならば原料の約六割の砂糖を加へて約半時間程煮詰めると、多少酸味のある美味な李のジャムが出來る初夏の折柄など人々に好適な食物として貴ばれる。

(六) オレンヂマーマレッドの製法

オレンヂマーマレッドは、オレンヂやレモンや夏蜜柑等の樣に、厚い其の果皮を利用して造るもので、蜜柑の皮のジャムとも見做す可きものである。此のマーマレッドの製造法には各種の方法があつて、其の製造中には種々困難な問題が起る。其の困難な問題と云ふは

(イ)果皮から如何にして苦味を除去するか。(ロ)蜜柑の肉即ち袋の部分は如何に處理したら好いか。

(ハ)甘味を增すには如何程の砂糖を混合したらよいか。(ニ)製品の品質を良好にするには如何にす可きか。

と云ふので、皆製造家の苦心する處である。今次に夏蜜柑を原料とした最も適當と認める方法について述べよう。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

先づ原料として夏蜜柑又はオレンヂの皮と、砂糖と寒天の三つがあれば好い。原料の用意が出來たら製造に著手する。中位の夏蜜柑十箇を集め、よく洗つて小刀又は皮剝器で果面の汚點や硬化した部分を除き、果肉に傷をつけぬ樣に皮を四つに切つて剝皮し、更に此の四つの皮を横に短册形に切り、日光に三時間程曝した後、食鹽とアルカリ性の物を溶した液の中に入れて煮沸し、苦味と黃色の色素を除き、よく洗つて之に砂糖五百匁を加へるのである。砂糖を加へて煮沸したり攪拌したりすると皮が碎けるから、全量の砂糖(五百匁)の中の四分の一だけ、即ち百二十匁だけ加へて、二時間程そのまゝ置いて後、皮は引き上げて、その液の中へ更に百二十匁の砂糖を加へてよく溶かし、その液がまだ溫い中に前の果皮にかける。一方に於ては、前に別けて置いた袋の部分は種子を除いて、ジエリーを造る準備を爲し、再び、マーマレッドの製造にかゝるのであるが、前に用意した皮即ち砂糖に漬けた果皮は、二晝夜程砂糖に漬けて置いて一日に二三回位攪拌して充分砂糖を吸收させ、此の中へ、別に溶かした寒天と前の殘りの砂糖二百六十匁を加へて徐々に煮詰めると、マーマレッドが得られる。其の調合量は次の通りである。

夏蜜柑の果皮十箇分(三百匁)。砂糖五百匁。寒天一本。

其の甘味ありて、僅かに酸味のある風味は實に甘酸其の宜しきを得て棄て難いものである。

(七) 檬果のジエリー製法

果實が少し黃色を帶びた頃に剝皮を爲し、果肉と核とを分離し、果肉は細かく切り、瀬戸引鍋に入れて約十五分間程煮沸騰して後、多少冷却するのを待つてフランネルの袋に入れて果汁をよく取り、その汁に同量の白砂糖を加へて更に十分間程沸騰させる。

總べてジエリー(Jelly)を作る場合にはジャム(Jam)を作る場合と全く反對で、長時間熱しないで、短時

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

間強く熱することが肝要である。それは長時間熱すると果汁中に含まれたペクチン（Pecoltin）の作用を防ぐためである。此のペクチンは長く熱するとペクチン酸となり、それが冷却すると膠状になるものである。之は、ジャムを作るには必要なものであるが、ジェリーを作るには不必要否な製品の品質を悪くするものであるから、之を作る場合には成る可く短時間高熱に熱して作ることは、ジェリー製造上最も肝要なことである。

又、鍋は必ず瀬戸引鍋を使用することを忘れてはならぬ。それは、鐵製の鍋を使用すると、果汁中に含まれて居る酸と化合して、製品の色澤を不良にするからである。此の製品は、盛夏の折柄氷の破片を浮べて飲めば特に涼味を覺え、眞に夏の好飲料剤である。

（八）　西瓜のジェリー製法

原料として、西瓜、寒天、食鹽、砂糖、枸櫞酸を用意し置き、先づ西瓜を適當の形（三日月形）に切り、果肉を全部集めて麻の袋に入れ、壓搾して果汁を採集する。此の果汁は原料一貫匁から約一升得られる。其の果汁は一回煮沸すると黄色に變化し、果肉は其の表面に浮んで來るから、此の時更に一回、麻の袋で濾過して次の調合量に依つて作る。

果汁一升。寒天六匁。食鹽二匁。砂糖二百匁。枸櫞酸一―二滴。

此の中で食鹽と枸櫞酸は混合しなくつても出來ることは出來るが、入れた方が遥かに風味も香氣もよいものが得られるから、大抵の場合には入れる。尚、西瓜の皮にはペクチンが少いから寒天を入れて凝固を助ける。

（九）　蜜柑のジェリー製法

夏蜜柑からマーマレッドを造る場合には、其の果皮だけを使用するのであるが、その果肉を棄てるのは不經濟であるから、之を利用してジェリーを造るのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

原料としては、夏蜜柑、寒天、枸櫞酸、砂糖を用意すればよい。之を造るには、夏蜜柑の果汁を採集して次の調合量に依つて造るのが適當である。

夏蜜柑の果汁一升。寒天二本。枸櫞酸一匁。砂糖百二十匁。

之を適當に煮詰めて造るのであるが、寒天は必ず豫め水に浸し、別の鍋でよく溶して用ふることを忘れてはならぬ。枸櫞酸は製造の終りに加へるがよい。更に風味と香氣をよくするために、此のジエリーの中へレモン油を一、二滴加へることもある。本品は多少の酸味があつて夏の好飲料である。

(十) ローゼルのジエリー製法

ローゼルのジャムを造る際に、桶の中に集つた淡紫紅色の液を原料として造るのである。此の液一升に對して白砂糖四百匁を加へ、更に少量の食鹽を加へて約二十分間程煮沸すれば、芳香のある淡紅色の、美麗美味なローゼルのジエリーが得られる。

(十一) 芭蕉のジエリー製法

よく熟した芭蕉の皮を剝いて、薄く刻んだもの二百匁(約七本分)に付水五合を加へ、一時間程煮沸して軟くなつた時に掬ひ上げ、麻の袋の中に入れて壓搾し、其の汁は再び前の鍋に入れてザラメ砂糖百五十匁と一、二滴の枸櫞酸とを加へて約一時間程煮沸し、急に冷却すると粘氣の强いバナ、ジエリーが出來るが、バナ、の芳香は煮沸すると著しく少くなるから、煮沸の終る一寸前にバナ、イツセンスを少し加へると、芳香を持たせることが出來る。出來たものは直に罎詰めにするか、又は食用にされる。バナ、イツセンスは次の調合量に依つて作つたもので、食料品店又は藥品店に販賣して居るものである。

クロ、ホルム	一〇分	醋酸メチール	五〇分	グリセリン	三〇分
アルデヒード	一〇分	アルコール	一〇〇分	醋酸アミール	一〇〇分

之は自分でも出來るが買つた方が便利であると思ふ。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

最も新しい臺灣島勢

序言

臺灣改隷既に三十年、之を領臺當時に比して、制度文物、財力民富、其他百般狀勢の改善發達せる、眞に隔世の感ありと謂ふべきである。今その進歩せる臺灣の現勢を概觀すべく、最近官房調査課に於て調査せる大正十二年末の計數に依り、玆に其の主要なる事項に就ての梗概を擧げて、世の「最も新しい臺灣」を知らんとする人々の、參考に資せんとするのである。亦是れ本誌の趣旨たる臺灣宣傳の目的に外ならぬのである

本文及統計は主として大正十二年末の計數を掲げたるが、大正十三年の統計あるものは之を掲げ、又た大正十二年の計數なきものは其の以前に係るものを掲げたり

氣溫

臺灣は北回歸線に跨り、半ば熱帶圏に位するが故に、內地に比すれば夏季長く、冬季短きも、その最高氣溫は敢へて內地より高しと謂ふにあらず。而も冬季は頗る暖かにして、高山ならざれば降霜なく、北部に於ては偶々霜を見ることなしとせざるも極めて稀れなり

今內地其の他と比較するに、累年平均氣溫は我臺灣最も高きも、最高極度の氣溫に至りては內地其の他の部分却つて高し。卽ち臺東の三十九度（華氏百二度四分）は新潟の三十九度一分（華氏百二度四分）よりは一分低く、又臺北の三十七度五分（華氏九十九度五分）は京城と同じくして大阪の三十七度六分（華氏九十九度七分）よりは一分低し、更に恒春の三十四度九分（華氏九十四度八分）は大泊函館及札幌を除けば他の何れの地方よりも低し

更に臺灣各地の氣溫は之を南隣麻尼剌に比すれは遙かに低し是れ麻尼剌の氣溫は一年を通して著しき變化なきに反し、臺灣は冬季の氣溫著しく低下するに依る

	大正十二年平均、華氏	累年 平均	累年 最高	累年 最低
恒春	七五・二	七五・七	九八・四	五〇・二
臺東	七六・六	七四・一	一〇二・四	四五・三
臺南	七三・四	七三・四	九八・四	三八・七
澎湖	七二・九	七二・五	九二・四	四五・一
臺中	七二・〇	七一・八	九七・〇	—
臺北	七〇・九	七〇・九	九九・五	—
基隆	七〇・九	七〇・九	九九・四	三一・四

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

雨量

臺灣は南北に依り其の降雨期を異にす。卽ち北部は十月より翌年三月迄の冬季六箇月、南部は五月より九月に至る夏期五箇月を雨期とす。北部は基隆附近最も降雨量多く、基隆に近き火燒寮(暖々街より約一里)は一年六千九百粍を以て全島の第一位を占め、且つ世界有數の降雨地として知らる。南部に於ては阿里山の四千粍最多量を示し、降雨量の最も少きは澎湖島にして一年總量一千粍に達せず。

更に之を內地其の他と比較するに、臺灣は全島を通じて一般に他の地方よりも降雨量多し

	大正十二年總量	累年總量平均	大正十二年最大日量
恒春	粍 一、三七二	粍 二、一六六	粍 四九一
臺東	一、二七九	一、八四八	三六五
臺南	六八五	一、七二六	二二三
澎湖	四八八	九六七	一一
阿里山	二、五四三	四、〇〇八	二八五
臺中	八四二	一、六九五	二一九
臺北	一、六三九	二、〇七二	三五〇
基隆	一、八一八	二、九一八	二七二
火燒寮	五、二四四	六、九三九	？

人口

臺灣の總人口は大正十二年末現在三百八十九萬人にして、內地人十八萬一千人、本島人三百六十八萬人、外國人三萬人なり。其種族別人口左の如し

	總數	男	女
內地人	一八一、八四七	一〇〇、八八六	八〇、九六一
本島人	三、六七九、三七一	一、八八三、七一五	一、七九五、六五六
外國人	三〇、七〇三	二三、四八九	七、二一四
總數	三、八九一、九二一	二、〇〇八、〇九〇	一、八八三、八三一

(備考)

在外臺灣人　四千七百八十五人にして廈門に在るもの三千八十五人(大正九年十月一日調)

在留外國人　二萬三千六百六十四人にして、內支那人は二萬三千四百六十七人(同上)

臺灣語を話す內地人　一萬七百二百七十三人にして一萬四千九百六十六人は男、他は女なり(同上)

國語を解する本島人　九萬九千六十五人にして八萬七千八百九十七人は男、他は女なり(同上)

婚姻、離婚、出生、死亡　臺灣に於ける最近十年間の婚姻、離婚、出生及死亡を觀るに、婚姻は大正元年の三萬八千より大正十年の四萬一千に增加したるに反し、離婚は同じく五千より四千七百に減じ、出生は年により多少の差異あるも、大體に於ては增加の傾向を有し、大正元年の十四萬人より大正十年の十六萬人に增加し、同しく死亡は年に依り非常の相違あり、大正七年の如き十二萬五千人の多きに達したるも、大正十年には九萬二千人に減退したり。從つて出生の死亡超過數は年により甚しき懸隔あり、大正七年の如き僅かに二萬人に過ぎざりしが、大正十年には七萬人以上に達したり。最近の統計は左の如し

年度	婚姻	離婚	出生	死亡
大正十一年	三七、八三一	四、一二五	一六一、八二九	九五、五七二
同 十二年	三九、四八〇	四、三三八	一五四、〇七九	八四、一〇八

出生率 臺灣の出生率は之を最近十年間に就て觀るに、年に依りて高低常ならずと雖、大正十年には人口千に付四十三人二分を以て最高度を示す。又之を內地人のみに就て觀るに、逐年增加の趨勢にありしものが、大正七年以來降下の傾向を有せしも、大正十年には再び增加の傾向に復して三十五人一分に達し同十一年は三十六人九分、同十二年は三十五人なり。本島人の出生率は特に高低常ならざりしも、大正十年には四十三人七分を以て最近十年間の新記錄を示し、同十一年は四十二人八分、同十二年は三十九人九分に下れり

更に之を內地其の他と比較するに、臺灣は其の割合最も高くして北海道と稍々一致し、內地府縣は我臺灣に於ける內地人のみの出生率と相似たる所あり。又列國中出生率の最も高きは智利の三十六人(大正八年)なるが故に、我臺灣の出生率は世界に於て最も高き部類に屬す

死亡率 臺灣の死亡率は之を最近十年間に就て觀るに、一般に增加の傾向ありしも、大正十年には著しく低下し、人口千に付二十四人四分を以て最低の新記錄を示せり。內地人の死亡率は之を本島人に比すれば甚だ低く、大正十年には本島人二十五人なるに對し、內地人は僅かに十三人九分を示し、大正十一年は本島人二十五人六分に對し內地人十三人三分、同十二年は本島人二十二人一分に對し內地人十一人七分なり

更に之を內地其の他と比較するに、大體に於て死亡率の最も低きは關東州にして北海道之に亞ぎ、朝鮮は內地府縣と稍々一致し、我臺灣は樺太と相似たる所あり、又列國中死亡率の最も高きは智利及西班牙等にして大正八年には智利三十四人、西班牙二十三人を示せり

人口の增加 臺灣の人口は、明治三十八年十月一日施行の第一回戶口調査の結果に依れば、三百萬なりしものか大正元年には三百三十五萬に增加し、更に大正十年には三百七十五萬に達し過去十年間に一割二分の增加を示せり。大正十二年の總數三百八十九萬一千九百二十一人、內男二百萬八千九十人、女百八十八萬三千八百三十一人なり(蕃地居住の蕃人を除き平地蕃人を入る)

更に人口增加の趨勢を內地其の他と比較するに、增加の割合最も大なるは樺太にして、關東州之に亞き、北海道は第三位を占め、臺灣と內地とは殆んど其の步調を一にす

蕃人 臺灣の蕃人は之をタイヤル、サイセット、ブヌン、ツオウ、パイワン、アミ及ヤミの七種族に分つ。大正十二年末現在蕃社數は七百十九、戶數二萬二千五百六十八、人口十三萬四千四百二十人なるも、就中五萬二千四十三人は平地の蕃社に居住するか故に、實際蕃地に居住するものゝ數は八萬四千百七十七人なり

右種族の人口 タイヤルは總數三萬一千六百、男一萬五千四百十九女一萬六千百八十一——サイセットは總數千百九十六、男六百十、女五百八十六——ブヌンは總數一萬七千四百、男八千九百二十二、女八千四百七十八——ツオウは總數二千七、男千五十六、女九百五十一——パイワンは總數四萬一千八百十三、男二萬九百十三、女二萬九百——アミは總數三萬八千八百八十九、男一萬九千二百九十三、女一萬九千五百五十六——ヤミは總數千五百十五、男七百九十一、女七百二十四なり。但し以上の內、平地の蕃社に居住する蕃人四萬

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七千十五人は本島人とす人口統計に計上せらる

行政區劃

臺灣の地方行政區劃は幾多の變遷を經たる後、大正九年九月一日に至り、地方官々制に根本的改正を加へたり。卽ち從來の十二廳を五州二廳に改め、五州は之を三市四十七郡に分ち、郡の下には三十四街、二百二十六庄を置き、二廳は之を七支廳に分ち、支廳の下には二街一庄十九區を置き、以て從來の行政區域を全く一變したり。卽ち左表の如し

	郡	支廳	市	街	庄	區
全島	四七	七	三	三六	二二七	一九
臺北州	九	—	一	六	三四	—
新竹州	八	—	—	四	三九	—
臺中州	一一	—	一	一〇	五〇	—
臺南州	一〇	—	一	八	五九	—
高雄州	九	—	—	六	四四	—
臺東廳	—	四	—	一	—	一一
花蓮港廳	—	三	—	一	一	八

(備考)本表は大正十三年十月現在とす

州廳の面積　臺北州二九六方里〇二、新竹州二九八方里一六、臺中州四七八方里七一、臺南州三五一方里五一、高雄州三八三方里〇七、臺東廳二二四方里八三、花蓮港廳三〇〇方里一〇なりとす

州廳の人口　臺北州八十萬一千五百二十三、新竹州六十萬二千百七十六、臺中州八十五萬四千百四十二、臺南州百萬六千四百五十一、高雄州五十九萬七千八百八十五、臺東廳五萬二千二百七十五、花蓮港廳六萬二千四百四十六なり

主要都市

臺灣には三市、三十六街あり、就中人口二萬以上の市及街は二十ありて、其第一位は臺北市の十八萬六千七百、次は臺南市の八萬三千四百、基隆街の五萬六千二百、嘉義街の四萬二千三百、高雄街の三萬九千八百、臺中市の三萬八千、新竹街の三萬六千三百、鹿港街の三萬一千九百七十六、其他二萬以上のものは左記の諸街なり

斗六街　大溪街　淸水街　麻豆街　屛東街　埔里街
豐原街　淡水街　南投街　宜蘭街　馬公街

而して東部に於ける廳所在地たる臺東街は八千二百、同じく花蓮港街は七千百を有す

農業戸數

臺灣の農業戸數は三十九萬三千三百九戸にして、總戸數の五割七分四厘を占め、農業者一戸宛平均耕地面積は二甲に當る

今之を内地其の他と比較するに總人口に對する農業戸數の割合最も大なるは朝鮮の八割二分三厘にして臺灣は第二位を占め、樺太は僅かに二割餘を以て最下位に在り

農業者一戸宛平均耕地面積の最も大なるは北海道の四町五段にして樺太の三町一段之に亞ぎ臺灣は第三位を占め、內地府縣は一町歩を以て最下位に在り

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

耕地面積

臺灣の耕地は總面積の二割餘を占め、其の面積は七十七萬五千四百甲にして、內田三十七萬六千七百六十七甲、畑三十九萬八千六百三十三甲なり

今之を內地其の他と比較するに耕地面積の總面積に對する割合の最大なるは關東州の三割二分にして、臺灣は之に亞き、朝鮮の一割九分四厘はその第三位を占む、耕地の內田の割合畑より大なるは內地府縣のみにして、樺太の如きは全然田を有せず

水利

臺灣に於ける埤圳の數は大正十三年四月一日現在に於て、一萬二千二百四圳あり。內水利組合九七、公共埤圳七、認定外埤圳一萬二千百なり。而して其の總圳の灌漑面積は三十三萬七千五百二十八甲にして其の大部分は水利組合の灌漑に屬す

農產

臺灣の農產物は大正十二年中の總生產價額一億六千二百萬圓にして內普通作物一億三百萬圓、特用作物四千二百萬 、園藝作物千七百萬圓なり

更に之を作物別に觀るに、米は八千八百萬圓を以て第一位を占め、甘蔗は三千九百萬圓を以て之に亞き、甘藷の千六百萬圓、蔬菜類の七百萬圓、芎蕉の六百萬圓、茶の四百萬圓、落花生の百九十萬圓、豆類の百六十萬圓、煙草の百萬圓等順次之に亞ぐ。左表の如し

	生產價額 円	作付面積 甲	收穫高
總額	一六二、八七一、二四一	—	—
普通作物	一〇三、二〇二、七四八	—	—
米	八五、六八三、六〇〇	五三三、五七九	四、八六六、〇八七石
甘藷	一五、九五一、〇八五	一三五、五六三	一、六四三、八五三、〇六八斤
豆類	一、三四八、〇五一	二六、三九四	九二、三〇九石
小麥	二四五、二六〇	三、五一九	一五、八二〇
其他	三九四、七八二	—	—
特用作物	四二、〇三六、六八三	—	—
甘蔗	三一、〇五〇、三八七	一二七、三七四	六、六三一、八六三、八四三斤
茶	六、五七〇、五〇一	三九、四三〇	二三、一五〇、三五三
落花生	一、七三四、六九三	二五、〇〇五	三八五、二二五〇石
煙草	八四五、七八七	一、〇六九	二、七二九、五四五斤
黃麻	五五二、四一四	三、四一三	五、五三七、四四三
苧麻	六六二、四四三	一、六三〇	一、八六四、九二三
胡麻	三三一、三三一	四、三三二	一二、七八九石
藍	一七二、一八二	一、七八四	二、九九一、四九九斤
其他	三八四、八八三	—	—
園藝作物	一七、四〇三、七二三	—	—
芎蕉	六、九八三、一〇八	一三、八三一	一八八、三七八、六三四斤
柑橘	一、三六九、四七七	二、三八九	二三、五四五、六六八
龍眼	六八九、一一五	三、八五四	二八、八一三、七五八
檳榔	二五〇、二八〇	六四七	七、五一九、〇八九
鳳梨	三三五、七八七	一、六九一	一一、九二四、七六五個
檨仔	一八六、四四一	二八四	七、五七二、三三二斤

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

李	一四七、四二七	三二九	七、〇五三、三三〇斤
蔬菜	七、二七六、四三七	—	—
其他	一六五、六八三	—	—
蠶繭	六〇、二七九	—	—

畜産

臺灣の畜產物生產總價額は大正十年に於て二千九百六萬四千七百六十八圓を算し、內家畜は二千四百七十二萬三千七百五十二圓、家禽は四百四萬八千六百八十圓、牛乳は二十九萬二千三百三十六圓とす、家畜の內、豚は二千二百六十九萬八千七百七十七圓を以て第一位を占め、水牛の百二十六萬二千三百三十五圓之に次ぎ、黃牛三十六萬餘圓、山羊二十五萬餘圓等とす

林産

臺灣の林產物生產總價額(官行は賣拂額)は大正十二年に一千六十一萬四百五十九圓を算し、內官行賣拂額三百五十五萬九千九百六十六圓、一般生產額七百五十萬四百九十三圓を算す

鑛産

鑛產物の總價額は大正十二年に一千二百九十二萬八千六十三圓を算し、內石炭は一千百四十一萬五千五百圓、金は五十四萬圓餘、銅は同じく五十四萬圓餘、石油十八萬六千圓餘等を其の重なるものとす

水産

水產總價額は大正十二年に於て千六百十三萬八千三百三十二圓、內水產漁獲物九百三萬六百五十一圓、養殖場漁獲物百九十四萬三千五百六十五圓、水產製造物三百二十九萬九千五百十四圓、製鹽百八十六萬四千六百二圓とす

水產漁獲物の內、タヒ(加蚋魚)百五十四萬圓餘、カツヲ(卓鱪)百五十四萬圓餘、マグロ(鮪仔)百六十七萬九千八百餘圓、イワシ(鰮仔)六十七萬餘圓、フカ(沙仔魚)七十五萬餘圓等其の重なるもの、又た養殖場漁獲物の內、サツパヒー(虱目魚)百十五萬餘圓を第一とし、水產製造物鰹節二百三十六萬餘圓、其他、煮干鰮、蒲鉾、カラスミ(鯔仔)、鱶鰭等三十六萬乃至八萬代の價額とす

工産

大正十二年の工業總生產額は二億四千百萬圓、內砂糖の一億四千百萬圓は群を拔き、籾摺の三千二百萬圓、精米の千八百萬圓等之に次ぐ、其の各種生產高次の如し

	円		
總額	二四一、二一七、七八七	煉瓦	一、四八一、三六一
砂糖	一四一、七二九、三〇三	調合肥料	二、一六八、六七一
籾摺	三二、六八六、七一八	金銀細工	一、二七七、二〇四
精米	一八、四六八、四四七	味噌及醬油	一、八〇三、八九二
酒精	四、六〇九、三三三	油及油糟	二、三三六、六六〇
再製茶	九、一三六、一七五	石灰	三八一、九五四
鐵工及鑄物等	三、二六五、八二三	敷瓦及屋根瓦	八六一、二九七
木製品	三、〇〇四、五一六	金銀紙	八八二、九八三
セメント	四、一四三、七八四	製粉	一、八二四、四一二
染色	一、八三九、六六五	其他	七、一八三、六一五
麵類	二、〇八六、七五五		

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

糖業

臺灣の糖業は大正十二年期に於て、公稱資本額二億七千萬圓、作業工場數百五十六、許可作業能力三萬六千四百八十噸を有し、其の製糖高五億九千二百萬斤に達す、就中新式製糖會社の數は十三にして作業工場數四十四、許可作業能力三萬四千噸を有し、その製糖高五億八千百萬斤を算す

	公稱資本金 円	作業工場數	許可作業能力 噸	製糖高 斤
總數	二七一、四五〇、〇〇〇	一五六	三六、四八〇	五九二、二四一、〇〇一
新式製糖會社	二七一、三五〇、〇〇〇	四四	三四、六五〇	五八一、三六〇、九七五
臺灣製糖	六三、〇〇〇、〇〇〇	一〇	八、七八〇	一三三、〇二、六六〇
東洋製糖	三六、二五〇、〇〇〇	六	四、四五〇	七九、〇九一、五五三
明治製糖	三七、五〇〇、〇〇〇	五	五、一〇〇	八九、二四四、七五五
帝國製糖	一八、〇〇〇、〇〇〇	五	三、〇〇〇	六〇、一三八、四〇〇
新高製糖	二八、〇〇〇、〇〇〇	三	三、〇五〇	四八、三一六、〇五〇
鹽水港製糖	二五、〇〇〇、〇〇〇	六	四、五〇〇	六八、〇五六、八八三
大日本製糖	二七、二五〇、〇〇〇	二	二、三〇〇	六一、四七八、一〇〇
臺南製糖	二〇、二五〇、〇〇〇	二	一、一七〇	六、五二一、六五八
新竹製糖	七、五〇〇、〇〇〇	一	五〇〇	二、四一〇、三〇〇
林本源製糖	五、〇〇〇、〇〇〇	一	七五〇	二〇、三三九、〇五〇
沙轆製糖	二、五〇〇、〇〇〇	一	三〇〇	四、一〇五、九〇〇
臺東製糖	一、七五〇、〇〇〇	一	三五〇	二、一九九、九七〇
新興製糖	一、二〇〇、〇〇〇	一	五〇〇	六、六二五、八〇〇

改良糖廍	一	二	八二〇	三七、六八六、七五二
舊式糖廍	一	一〇一	一、〇一〇	七、〇九五、二七四

大正十二年期とは大正十一年十一月より同十二年十月に至る期間を云ふ

貿易

臺灣の貿易は外國貿易及內地貿易を合して、明治三十年の三千一百萬圓より大正元年の一億二千五百萬圓に進みたるが、大正二、三の兩年は砂糖の減產と一般商況の不振に依り少しく減退し、大正五年には世界大戰の影響を受けて、一億七千七百萬圓に達し、大正六年には二億圓臺に上り、大正八年には更に三億圓臺を突破し、翌大正九年には三億八千九百萬圓と云ふ新記錄を作りたり、之を大正元年に比すれば實に二十一割の增加にして、人口一人當百六圓を算す、然るに世界經濟界の不況に伴ひ十一年は二億七千萬に下り十二年には三億八百萬に上れり

次に貿易總額に對する內外兩貿易の割合を觀るに內地貿易は常に過半數を占め少きも七割多きは七割八分に達す、左表の如し

(一) 貿易總表

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元年
總數	三〇八、七七四	二七六、九六〇	二三四、六九一	一二五、四二四
外國貿易	六八、三六四	六七、四八五	六一、三一五	三四、二六七
內地貿易	二四〇、四一〇	二〇九、四七五	一七三、三七六	九一、一五七

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(二) 外國貿易

	大正十二年 千円	大正十一年 千円	大正六年 千円	大正元年 千円
總額	六八、二六四	六七、四八五	六一、三二五	三四、二六七
輸出	二九、一五三	三〇、五六三	四〇、二二六	一四、九六〇
輸入	三九、一一二	三六、九二三	二一、〇九九	一九、三〇七
輸入超過	九、九五九	六、三五八	(一)一九、一一六	四、三四七

(一)は輸出超過なり

(三) 內地貿易

	大正十二年 千円	大正十一年 千円	大正六年 千円	大正元年 千円
總額	二四〇、四六〇	二〇九、四七五	一七三、三七六	九一、一五七
移出	一六九、四四二	一二七、三〇一	一〇五、五八八	四七、八三一
移入	七一、〇一八	八二、一七四	六七、七八八	四三、三二五
移出超過	九八、四二四	四五、一二八	三七、八〇〇	四、五〇六

(四) 輸出國別

臺灣の外國貿易は大體に於て輸入超過を示し、而して對手國中支那を以て其の主要なるものとす、如左

	大正十二年 千円	大正十一年 千円	大正六年 千円	大正元年 千円
總額	二九、一五三	三〇、五六三	四〇、二二六	一四、九六〇
支那	一〇、五二八	一〇、三〇〇	一四、三九九	四、二六四
北米合衆國	六、五九七	七、六九一	五、五二八	四、九一七
香港	四、一七二	四、三二三	八、一四三	三九三
蘭領印度	三、一八九	三、二九四	二、二七七	二二
英領亞米利加	一、〇五九	三四二	五、二一八	一、四五九
英吉利	八四一	一、〇三三	七五〇	一、〇八七
比律賓諸島	三九四	四三一	八〇	五二
關東州	七一二	六二一	一、四八七	一三
英領印度及海峽植民地	一八四	二二〇	六二四	三四五
其他諸國	一、四八九	二、三〇九	一、八一〇	二、三〇八

(五) 輸入國別

	大正十二年 千円	大正十一年 千円	大正六年 千円	大正元年 千円
總額	三九、一一二	三六、九二三	二一、〇九九	一九、三〇七
支那	一七、四九八	一八、二三九	九、三九八	六、七六七
蘭領印度	四、〇二三	三、五〇一	三四六	三〇七
北米合衆國	六、三七一	三、三〇一	二、一四八	一、一〇〇
英領印度及海峽植民地	一、六四〇	一、三三一	三、九七七	二、二三九
關東州	三、七〇八	三、〇八三	八七二	一、二五八
波斯	三九二	五六八	一、五九二	一、四三五
英吉利	一、九五八	一、四六五	一、〇七八	三、四九〇
佛領印度	一三四	二〇一	八五九	三二九
暹羅	三〇三	二四五	二三三	一〇三
其他諸國	三、〇四九	五、〇二八	六〇八	一、六九〇

(六) 支那香港及南洋貿易——輸出——

支那香港及南洋との貿易は臺灣貿易中大體に於て常に重要の地位を

占む、其の輸出は如左

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元年
	千円	千円	千円	千円
總額	一九、七六一	一九、六九七	二七、〇一七	五、二四八
支那	一〇、五二六	一〇、五〇〇	一四、五九九	四、二六四
香港	四、一七二	四、五二五	八、一四五	五九五
南洋	五、〇六五	五、〇七四	四、四一五	四九一

本表の南洋とは英領海峡植民地、英領ボルネオ、蘭領印度、比律賓、英領印度、佛領印度、暹羅及濠太剌利を謂ふ、以下同し

（七） 支那香港及南洋貿易——輸入——

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元
	千円	千円	千円	千円
總額	二五、二〇五	二三、八四八	一四、八九五	九、九四二
支那	一七、四九八	一八、二五九	九、三九八	六、七六七
香港	八八八	七一	六二	一一九
南洋	六、八一七	五、五三八	五、四三三	三、〇五六

（八） 支那香港及南洋貿易比例

	外國貿易總額に對する割合		支那香港南洋貿易總額に對する百分比例	
	輸出	輸入	輸出	輸入
總額	六七・八	六四・四	五三・五	一〇〇・〇
支那	三六・一	四四・七	二一・一	六九・五
香港	一四・五	二・五	二五・六	三・五
南洋	一七・四	一七・四	—	二七・〇

（九） 重要品別外國貿易——輸出——

臺灣の外國貿易中、輸出の主要なるは、茶、砂糖、石炭、樟腦、燐寸、編織物等とす

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元年
	千円	千円	千円	千円
茶	一〇、〇〇八	九、五五二	四、五四七	六、六七四
砂糖	二一、四〇〇	二、八五一	一五、七七五	一、七一九
石炭	五、六九五	五、七一九	一、八一二	一一八
樟腦	五、五〇五	四、四一八	四、六二九	四、五〇〇
燐寸	一五七	二六八	一、七八九	一一八
編織物	四五四	一、一六七	一、四六五	九九
乾魚及鹹魚	五六五	五九六	一、七一一	一五七
苧麻	五六五	四〇八	五一〇	三七九
酒精	一、五〇〇	六五二	七五六	二四
龍眼	四六〇	一五五	三二八	二三四
鯣及乾烏賊	五五五	五四	六三四	四五

（十） 重要品別外國貿易——輸入——

輸入品の主要なるは豆油糟、砂糖、阿片、米、木材及板、石油等なり

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元年
	千円	千円	千円	千円
豆油糟	七、六五七	七、八二二	四、四五三	一、九一七
砂糖	四、四四五	六、〇九九	二	一四八
阿片	一、五二一	一、六六九	三、八五八	三、〇九四
米	二六八	四五〇	四三〇	一、一五四
木材及板	二、五五三	二、一四六	六七九	一〇五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元年
石油	一、三五九	一、三七四	八三〇	七五六
包蓆	一、八八〇	一、六五九	一、七四二	四九七
煙草	四二七	六〇一	三三二	九〇七
豆類	二、五七八	二、九〇八	一一三	三二九
紙	七七三	八八三	五一〇	五九四
綿織物	五四〇	五九四	六〇五	一、三〇八
小麥粉	三	九二	—	一三五
鐵	七二七	一二七	一、〇八七	三二四
ガンニー袋(故共)	一九九	三二九	一、一九〇	一〇〇
麻織物	五二四	四二二	二九〇	一九四

(十一) 重要品別內地貿易——移出——

臺灣の內地貿易中移出品の主要なるは、砂糖、米、酒精、樟腦油、芭蕉實等にして、其の累年移出の狀勢は左表の如し

	大正十二年 千円	大正十一年 千円	大正六年 千円	大正元年 千円
砂糖	二一一、八〇八	八四、四六九	六八、三四五	二八、一三四
米	二三、六三七	一三、五八二	一三、六一八	一〇、二五七
酒精	三、〇〇五	一、七八七	八、五六七	一、五七九
樟腦及樟腦油	五、二一四	四、〇八〇	二、八六〇	二、五七〇
芭蕉實	八、二八〇	六、八七六	一、六〇一	三三七
銅	七五七	二、〇七八	一、五九二	二、〇九三
茶	二一六	一四〇	三、七九四	一五四
木材及板材	三、六三九	一、七五三	八一四	六七
鰹節	一、八四二	一、八四五	二八七	一一九
石炭	一、八四一	一、七九〇	二五一	—
鳳梨罐詰	九二五	八六〇	二六九	一三
麻織物	五九〇	六五三	二七三	—
生皮	一八九	一四八	四九一	二〇九

(十二) 重要品別內地貿易——移入——

移入品の主要なるものは、綿織及絹織布、各種機械及同部分品、肥料、鹹魚及乾魚、鐵、酒類、木材及板材、建築材料等にして、其の累年移入の狀勢左表の如し

	大正十二年 千円	大正十一年 千円	大正六年 千円	大正元年 千円
綿織及絹織布	六、四七三	六、四二二	六、六〇八	五、〇二六
各種機械及同部分品	四、三〇四	五、五五九	三、四九六	一、一一四
各種肥料	四、〇六五	四、四一四	六、〇九八	一、五二四
鹹魚及乾魚	四、二四五	四、一八二	五、一二六	三、〇五四
鐵	四、〇八〇	四、二六二	四、四七〇	一、八八〇
酒類	三、四三二	五、五四八	二、三八八	一、九八六
木材及板材	一、八四二	二、八九五	二、〇三三	三、四七一
建築材料	一、七四三	二、五二〇	一、九六六	七七四
穀粉及澱粉	一、八四四	二、四二三	三、〇一八	一、七八七
燐寸	一、〇五五	一、二二八	二、一九八	四八二
紙	二、一七一	二、一五七	一、二八一	八六八
米	一、九七八	五、七二三	一、八〇一	一、〇一八
鐵製品	一、二〇七	一、二〇〇	一、二六三	五〇七
煙草	一、五二六	一、七一五	六九四	六六六
セメント	八九一	四二九	一、二〇七	一、二四六

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

（十二）臺灣貿易港別

大正十二年に於ける臺灣の輸移出入貿易總額三億八百七十萬圓を港別にすれば、基隆第一、高雄第二、以下安平、淡水の順となる、卽ち左表の如し

	總額	輸出	輸入
	千円	千円	千円
基隆	一五三、三二八	八六、七七八	六六、五四九
高雄	一三九、三四五	一〇八、二二五	三一、一一九
安平	八、二九〇	五八一	七、七〇九
淡水	三、一〇一	七一六	二、三八六

臺灣の輸出中には移出を輸入中には移入を含む

財政

臺灣總督府特別會計が全く國庫の補助を受けずして獨立の實を擧ぐるに至りしは明治三十八年度なりき而して同年度の歲入は僅かに二千五百萬圓に過ぎざりしが、爾來年々共に其の額を增大し、大正八年度には一億圓を突破し、大正九年度には一億一千九百萬圓を以て新記錄を作りたり。然るに大正十年度よりは更に減退を示し、大正十一年度には一億一千三百萬圓、十二年度の現計一億一千一百萬圓、十三年度には實行豫算九千一百萬圓に下れり

次に歲入中其の主要部分を占むるは官業及官有財產收入にして、其の歲入總額に對する割合は年に依り多少の高低あるも、少きは三割九分多きは六割を占む。歲出は明治三十八年度の二千萬圓より、大正八年度の七千二百萬圓に增加し、更に大正九年度には九千五百萬圓に達したるも、大正十年度には少しく減退を示し、大正十一年度には九千六百萬圓に昇り、十二年度現計八千七百萬圓、十三年度實行豫算九千一百萬圓に低下せり

	歲入 總額	歲入 租税	歲入 官業及官有財產收入	歲入 其他	歲出
	千円	千円	千円	千円	千円
明治三八年度	二五、四一四	七、三八五	一三、九二九	四、一〇一	二〇、四四三
大正元年度	六〇、二九六	一三、四九四	二四、七三〇	二二、〇七三	四七、一八九
同 六年度	六五、四二五	九、九六九	三六、九五七	一八、四九九	四六、一六七
同 七年度	八〇、五〇一	一一、三四六	三九、六八八	二九、四六八	五九、三三五
同 八年度	一〇〇、一六六	一五、二三〇	四五、六二九	三九、三〇七	七二、三三三
同 九年度	一一九、一四八	二四、三〇一	五一、八四六	四三、〇〇〇	九五、三二四
同 十年度	一一二、〇三六	二一、二三九	四三、九六五	四六、八三一	九四、五三〇
同 十一年度	一一三、四二二	一九、〇一七	五九、六五七	三四、七四六	九六、三四七
同 十二年度	一一一、〇九八	一七、六七三	六五、一二〇	二八、三〇五	八七、七三九
同 十三年度	九一、五九四	一五、〇六〇	六五、〇八八	一一、四七九	九一、五三三

本表中十一年度迄は決算、十二年度は現計、十三年度は實行豫算なり

專賣

臺灣の專賣は現在阿片、食鹽、樟腦、煙草及酒の五種にして、酒は大正十一年七月以降の實施とす。今最近十年間に於ける專賣の實渡價額を觀るに、大正元年度に千七百萬圓なりしものが、大正六年度には二千萬圓を超ゆるに至り、更に大正九年度には三千萬圓を突破したるも翌大正十年度には經濟界の世界的不況に伴ひ樟腦の如きは特に前年度の九百萬圓より三百萬圓に減退したる爲め、總額も二千三百萬　に低下したるが、十一、十二年度は再び其額を增加したり

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

	同十二年度	同十一年度	同六年度	大正元年度
總額	三九、〇四〇、七一四円	三二、七五二、〇四七円	二〇、三五八、五六三円	一六、九二〇、一一二円
阿片烟膏	五、六四〇、六六五	六、二八三、二七七	六、九二四、三三七	六、〇一七、八三八
食鹽	二、三八二、八三三	一、八一〇、三〇七	一、一八〇、四六五	七四七、九三三
樟腦	一〇、七九九、一一七	七、三七一、四八二	六、四四二、三七八	五、六二〇、六〇七
烟草	一〇、八三一、四八一	一〇、七四六、二八九	五、八二一、三四三	四、五三二、八三四
酒	九、三八六、六一八	六、五四〇、六九二	―	―

銀行

臺灣に於ける銀行は大正十二年十二月末現在行數六（內三十四銀行に支店）にして、其支店數四十一、資本金九千三百萬圓、準備金一千六百萬圓、預金八千三百萬圓、貸出金二億七千萬圓なり

	支店	公稱資本金	準備金	純益金	預金	貸出金
總數	四一	九三、五〇〇千円	一六、四九〇千円	六、八七七千円	八三、二〇一千円	二七一、六七五千円
臺灣銀行	一四	六〇、〇〇〇	一三、九八〇	四、九七七	三六、二八〇	二〇〇、二七五
華南銀行	―	一〇、〇〇〇	二三五	五七九	二、二二七	一六、〇九六
彰化銀行	一〇	六、〇〇〇	一、七二八	三三一	九、〇四一	一一、八三九
臺灣商工銀行	一五	一六、〇〇〇	一、一七〇	八二二	二三、一六四	三三、〇七八
臺灣貯金銀行	―	一、〇〇〇	一	二	三、六一〇	四〇四
三十四銀行臺灣支店	二	五〇〇	―	一五六	九、八七八	九、九八五

物價

臺灣の物價は大正七八九の三年間、世界大戰の影響を受けて著るしき昂騰を示したりしが、大正元年以來每五年及大正十二年の臺北市に於ける生活必需品の指數を擧ぐれば左の如し

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元年
米	二一五	二一四	九三	一〇〇
甘藷	二一一	一八一	七三	一〇〇
麥麵	一三七	一五〇	一二七	一〇〇
米麵	一五七	一二五	九八	一〇〇
醬油	三三九	三〇七	三九〇	一〇〇
牛肉（黃牛）	二〇二	二〇七	一一二	一〇〇
豚肉	一三六	一五一	九一	一〇〇
木炭	二五七	二七三	一二四	一〇〇
薪	二七二	二八〇	一四二	一〇〇

教育

臺灣の教育は大正十一年二月發布の臺灣教育令に依りて從來の方針を一變し、初等教育を除くの外は、悉く內臺人共學の制を採るに至れり、而して大正十三年三月末日現在全島教育機關中、初等教育機關たる小學校は百三十二校、兒童二萬四千二百二十一人。公學校は七百二十校、兒童二十四萬五百四十三人。實業補習學校は十校、生徒六百二十三人。高等普通教育機關たる高等學校は一校、百二十二人。中學校は九校、三千百六十八人。高等女學校は十一校、三千四百二十八人。師範學校は三校、一千九百二人。實業教育機關たる農業學校、工業學校、商業學校は合計五校、一千四百十三人。專門教育機關たる高等商業學校は一校、百六十八人、醫學專門學校は一校、三百八十七人。高等農林學校は一校、百三十二人。商業專門學校は一校、百三十二人。私立各種學校は十八校、二千九百四十二人。外に書房は大正十年の統計に於て百九十六校、七千人あり

衞生機關

臺灣には大正十二年末現在、官立十二、公立十九、私立七十四、計百〇五の醫院と、八百十二名の醫師と、五百八十三名の醫生と、四百

八名の産婆とを有す。醫師醫生一人に對する人口は全島平均二千六百二十七人にして、その割合の最も少きは新竹州の二千百四十八人、最も多きは高雄州の三千四百六十一人なり

水道

淡水、基隆、彰化、臺北、北投、士林、大甲、斗六、高雄、嘉義、三星、臺中、屏東、豊原、臺南、新化、花蓮港、能高、金山、坪林、臺東、パロン、恒春、玉里等、本島主要市街二十四箇所に水道の敷設あり、其の經營多くは所在市街庄の經營に係り、總督府、陸軍省、州等の所管に係るもの少數あり

ペストとマラリア

臺灣は一般に不健康地の如く解せらるゝも、衛生設備の完成と共に近年其の面目を一新し、ペストの如きは大正七年以來全く其の發生を見ず。又たマラリアの如き其の死亡數は逐年減退し、明治三十九年に於て人口千に付死亡數三人二分一厘なりしもの、大正十年には一人八分八厘に減退し、其實數に於ても同年間に三割三分を減じたり。大正十一年の死亡實數八千九百十六人、人口千人に付死亡二人三分三厘を示せり。十二年は調査未濟

阿片吸食特許者

臺灣總督府は阿片問題に就ては嚴禁主義に依らず、漸禁の方針を執り、阿片癮者と認むる者に限りて之が吸食を許可し、漸次之が絶滅を期し、逐年豫期の目的に近づきつゝあり。卽ち大正元年に於て阿片吸食特許者(本島人)の數は八萬七千三百七十一人なりしものが大正十二年には三萬九千人に減少せり。其の毎五年及大正十二年のもの如左

	大正十二年	大正十一年	大正六年	大正元年
總數	三九、四八三	四二、一〇八	六二、三三七	八七、三七一
男	三三、九八五	三六、二五七	五三、八五八	七五、九九九
女	五、四九八	五、八五一	八、四七九	一一、三七二
指數	四五	四八	七一	一〇〇

鐵道

臺灣の鐵道は大正十二年度末に於て、官設鐵道(阿里山鐵道を含む)の營業哩數四百八十七哩、に達し、外に私設鐵道千二百八十哩を有す。私設は主として製糖會社の經營する所にして、その內營業線は三百哩なりとす。以上臺灣に於ける營業線の哩數は百方里に付六十三哩三の割合なり

郵便、電信、電話

臺灣に於ける郵便、電信、電話の現況は、大正十二年度に於て、通常郵便は引受五千六百七萬五千五百餘、配達五千九百六十二萬九千餘。電信は發信百二十五萬三千二百餘、着信百二十九萬一千三百餘。爲替は振出二千三百七十九萬二千五百餘圓、拂渡一千六百十二萬八千六百餘圓。貯金は預入一千二十八萬九千百餘圓、拂戻九百九十二萬八千四百餘圓。又た同年度末現在電話加入者數は一萬七千七——、年度中通話度數は四千三百六十萬七千四百六十五度に達せり

警察官署及職員

臺灣の地方警察機關數は大正十二年末現在にて、州警務部五、廳警務課二、警務署四、警察分署一、郡警察課四十七、支廳七、派出所及駐在所千三百九十一にして、職員の數は、警視二十一人、警部及警部補五百五十九人、巡査七千百六人なりとす　(終)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

吳鳳廟の祭典 「一死成仁見偉才」と歌はれた通事吳鳳が貫き其の生命を蕃人に與へて、永く馘首の弊を矯めたといふ口碑は、星霜二百年を經たる今日尚ほ其の餘芳と共に傳はりて、年々その祠廟の祭典を絶たず、本年も九月八日、松井臺南州知事、河東田嘉義郡守を初め關係官民、學校生徒、阿里山蕃社頭目其他二千餘人參會して盛大な祭典を執行した（寫眞は吳鳳廟と參會した人の群）

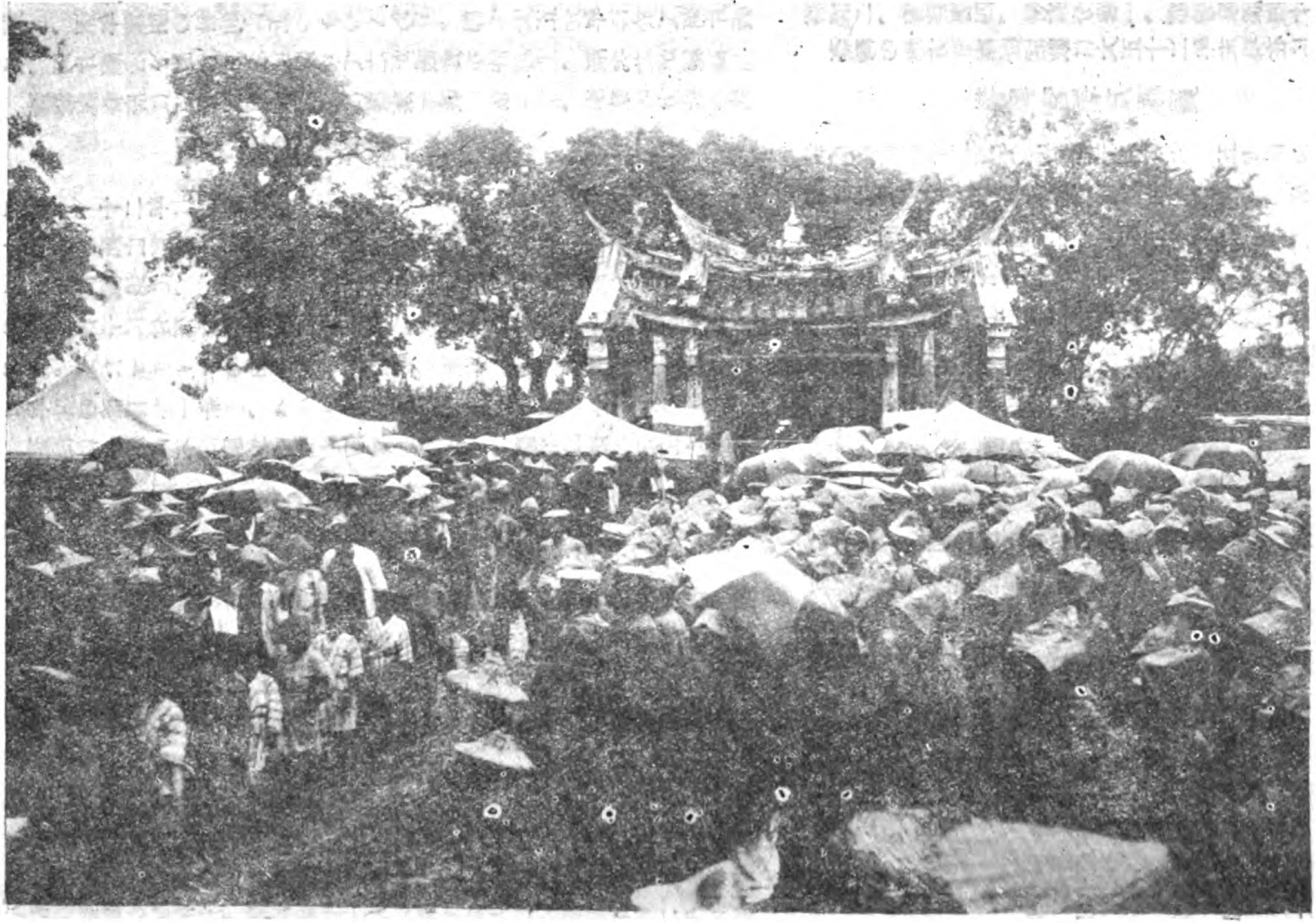

南方民族と古銅鼓の史的關係（上）

森　丑　之　助

一　臺北博物館に在る銅鼓

臺北に於ける臺灣總督府博物館の歷史部に巨大なる銅鼓が出陳されて在る、本島にては此種の知識に就て殆ど缺如せるが故に、折角立派なこの列品も世人よりは餘り顧みられない事を遺憾に思ふ、本品は岩田鼎氏の收藏に係り私が特に氏に請ふて博物館に寄託出陳して貰ふたものである。

畏くも昨春　攝政宮殿下の本島行啓に際し、博物館にも御臺臨を得たに就き、特に此歷史部を飾るべき優秀なる陳列品を求めた際、偶々友人岩田君が廣東に於て立派なる銅鼓が在ることを聞き、私は豫て此方面の事情に就き多少注意せるが故に、其話を聞き寫眞を見て此銅鼓こそ世にも貴き珍品にして、斯る完全なる優物は容易に得難きものと思料し、氏に慫慂して之を本島に齎して貰ふ事とした、氏は私の希望を容れ早速廣東に赴いて藤田總領事の甚大なる同情的援助に依つて遂に之を手に入るゝ事となり、本島に於ては全く空谷跫音の珍品である此銅鼓を博物館に陳列するに至つたのであつた、幸にも殿下行啓の前に搬入する事を得て同館行啓の際、歷史室御巡閲中台覽の榮を荷ふた次第である。

銅鼓は南支那、印度支那の民族、東印度諸島に於て重要な史的關係を有する、隨つて是等の地方と密接の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

關係に在るこの臺灣に於ても、史的材料としては實に貴重なる資料と云はねばならぬ、思ふに古來本邦に舶載したる銅鼓は多少各處に古玩品として保存せらるゝを見るが、其完全なる標本として岩田氏の銅鼓ほど立派な逸品は恐らく無からう、これが考古學的の位地に於ては、恰も我國に於ける銅鐸に比すべきもので、古代其地方に在りし民族の史實考察上看過すべからざる貴重なる參考資料であつて、此種の研究上い考證として大なる價値を有するものである、是れ即ち私が特に此品の出陳を乞ふた所以である。

二　邦人の記載せる銅鼓

銅鼓は歴史的にも亦民族的にも、極めて貴重なる參考品であるが、從來は日本民族とは餘り關係がなかつた。今や漢民族を其住民の一部に包擁せる臺灣としては、特に注意すべき參考資料であらう。

邦人にして銅鼓に關して注意せし學者としては、松崎益城氏が其著「慊堂遺文」第二卷中に銅鼓考なる記事あり、これは文化七年に成りしもので邦文の銅鼓記事としては最も時代の古いものである。

宮川領主堀田侯、舊藏銅鼓一、高九寸圍五尺四寸、爲三歷泉面如拓文、叩之鼕鼕不似銅聲、無底仰之可盛水爲盤、西淸古鑑云、此器今世謂之諸葛鼓、蓋武侯渡瀘後所鑄、然考馬伏平交趾亦鑄銅爲鼓、則先諸葛有之矣、大氐兩川所出爲諸葛遺製、而流傳於百粤群峒者則皆伏波者之、今未能差別統名爲漢銅鼓云、余曰古鑑所說爲臆斷三國誌、諸葛本傳後主建興元年南中諸郡竝皆叛亂、三年春亮率衆南征、五月渡瀘其秋南中悉平、自春至秋往還五六千里、平定四郡日少事般孔明雖多材何暇鑄此多鼓哉、此多鼓亦爲泛○何角手、又後漢書馬援傳援於交趾得駱越銅鼓乃鑄爲馬式、高六尺五寸圍四尺四寸此銘銅鼓鑄爲馬式、或用銅鼓鑄法鑄此馬式耳非鑄銅爲鼓也、且曰流傳於百粤群峒之鼓皆援之所爲不亦妄也哉、援傳注引廣州記隋地理志又有此

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事云、嶺南廿餘郡遲猴並鑄銅爲鼓、初成懸之庭中置酒招致同類來者盈門、豪富子女以金銀爲大釵、執以叩鼓叩竟留遺主人名爲銅鼓釵、其俗尊有鼓者號爲都老群情推服、近世明末有鄺露者爲猺獞雲嬋娘記室作赤雅二卷、亦云峒中酋長生子者鑄銅爲鼓、卽隋書所載都老也、蓋兩湖廣貴州雲南東西五六千里、犬牙聯絡多蠻夷巢窟、或曰猺獞、或曰峒苗、此唐虞三苗段商之鬼方周之、庸蜀羌髳微盧彭濮之屬所卵育、其俗頑梗獷猛歷代以爲羈縻州則此鼓也、不特諸葛伏波之所創、從來西南蠻夷所傳鑄自秦漢前以至鄺湛若所記亦皆此物也、盎古鑑所載凡十四鼓銅色品格極高故以爲漢鼓也、此鼓余嘗借覽月餘、銅氣未化不出於七八百年物盎唐宋間所鑄也、三條三堀氏得拓本裝爲立幅屬題、遂作銅鼓考書其願還之

大給恒氏の著「古銅鼓考」(明治十六年)中には銅鼓に關する考證に資すべき左の一節がある。

若夫伏波馬式則慊堂所說是然其謂用銅鼓鑄法則非何則殷周以來鑄銅之法具備何苦倣蠻夷法爲思西南蠻夷久有銅鼓由馬援孔明獲之其名始顯故後世此鼓之類統名爲漢銅鼓乎有兵器有樂器此鼓爲何器未得其考姑記以俟他日審定云々。

三　支那人の記錄に依る銅鼓

支那に於ける銅鼓記述の文獻として著名なるは西淸古鑑を推すべく、書中十四個の銅鼓を圖し左の如く附記して居る。

此器今世多謂之諸葛鼓、蓋武候渡瀘後所鑄、然考馬伏平交趾亦鑄銅爲鼓、則先諸葛有之矣、今嶺南一道廉州有銅鼓、塘欽州有銅鼓、村博白有銅鼓、潭則因以爲地名矣、大抵兩川所出爲諸葛遺製、而流傳於百粵群峒者則皆伏波爲之、今未能差別統名爲漢銅鼓云、又按唐嶺南節度使鄭絪出鎭時春州守林藹得之、峒戶以

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

獻細諸廟、面濶五尺臍隱起羅布海魚蝦蟇等紋、旁設兩耳語與此合而是皷、更作騎士科洗乘而馳旁狹一馬則舊說所未有也。

峒谿纖志に依れば

銅皷多馬伏波及武侯所製、故稱曰諸葛皷、天苗峒方能有之、其大如鐘長第三十六孔、重百餘斤中空無底、亦有土中堀得坐墩者、週簇細花紋極工緻四角有小蟾蜍、兩人舁行以手拆之聲如鞞、皷人傳銅皷有此峒之皷盜於彼峒見虎欲出嚙人迹之皷也還之卽靜

嶺外代答に依れば

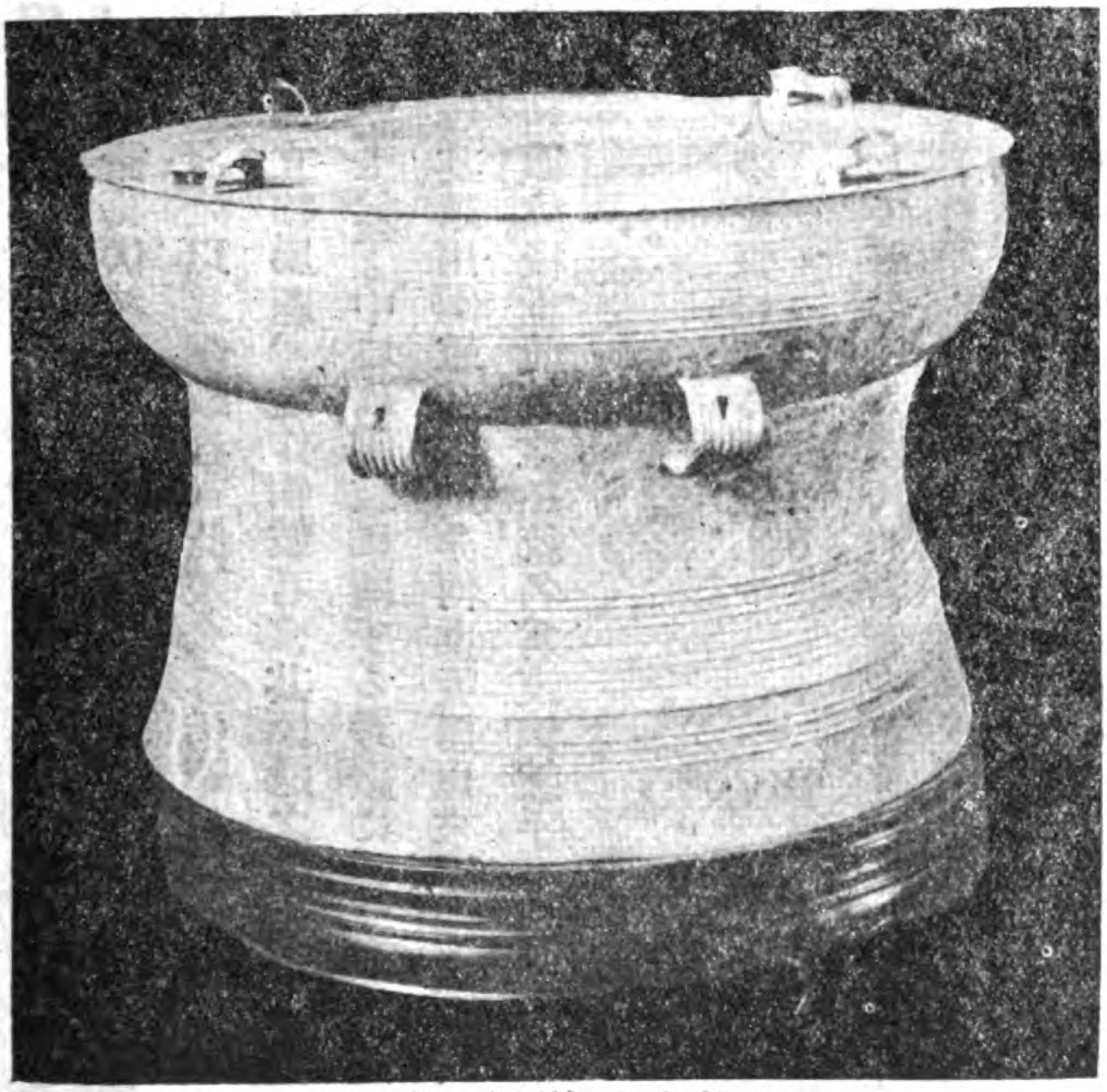

銅鼓(臺北博物館歷史部陳列品)

廣西土中銅皷耕者屢得之、其製正圓而平、其面曲、其腰狀若烘籃、又類宣座面有五蟾、分據其上蟾皆累蹲一大一小相負也周圍款識其圓紋爲古錢、其方紋如識簟、或爲人形、或如琰璧、或尖如浮屠如玉林斜、如豕牙如鹿耳、各以其環成章、合衆紋大類細畫圖陣之形、工巧微密可以玩好、銅皷大者濶七尺小者三尺、所在神詞佛寺皆有之、州縣用以爲更點交趾、嘗私買以歸復埋於山未知其何義也、按廣州記云俚獠鑄銅爲皷、唯以高大爲貴、面濶丈餘不知所鑄畢何時、按馬援征交趾得駱越銅皷、鑄爲馬、或謂銅皷鑄在西京以前、此雖非三代彜器謂鑄當三代時可也、亦有極小銅皷方二尺許者極可愛玩類爲士夫搜求無遺矣

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

説蠻に依れば

馬流人常識其處常擊銅鼓祀伏波蓋所祖也、銅鼓與銅船倶伏波所鑄船凡五以其四征林邑留其一焉、在今合浦天陰雨船出浮人常見之因名銅船湖伏波將軍廟極靈異過者必祠以犬云々

後漢書の馬援傳に依れば

援好騎善別名馬、於交趾得駱越銅鼓、乃鑄爲馬式還上之馬、高三尺五寸圍四尺四寸、有詔置於宣德殿下以爲名馬式焉

志林には建武二十四年郡男子献銅鼓有銘とあり、又隋書に自嶺南己南二十餘郡竝鑄銅爲大鼓云々の記事がある。

銅鼓(臺北博物館歷史部陳列品)

晉書に依れば

孝武太元三年詔曰錢國之重寶小人貪利銷壞無已監司當以爲意廣州夷人寶貴銅鼓而州境素不出銅聞官私買人皆於此下貪比輸錢斤兩差重以入廣州貨與夷人鑄敗作鼓其重爲禁別得者科罪

陳書に依れば

南欽之小也歐陽頠相善故頠常隨欽征討欽南征夷皷擒陳文徹所獲不可勝計献大銅鼓累代所無

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

唐書に依れば

西爨之南有東謝蠻居黔州西三百里南距守官獠西連夷子地方千里……無賦稅刻木爲契見貴人執鞭而拜賞有功者以牛馬銅皷云々

太平廣記に依れば

蠻夷之樂有銅皷焉、形如腰皷而一頭有面、皷面圓二尺許、面與身連全用銅鑄、其身遍有蟲魚花草之狀、通體均々厚二分以來爐鑄之妙實爲奇巧、擊之響亮不下鳴鼉貞元中驃國進樂有去螺、銅皷卽知南蠻酋首之家皆有此皷也

宋史に依れば

乾德四年南州進銅皷、內附下溪州刺史田思遷亦以銅皷虎皮麝臍來貢

淳化元年洪皓遣其子來貢銀盌二十銅皷三面雍熙元年黔南言溪峒夷獠疾病擊銅皷沙羅以祈神鬼詔釋其銅皷禁病疾無醫藥但擊銅皷沙羅以祀神

明史に依れば

克寨六十餘獲賊魁三十六、俘斬四千六百、拓地四百餘里、得諸葛銅皷九十三、銅鐵錫各一、阿大泣曰皷聲宏者爲上可易千牛、次者七八百得皷二三可便僭號稱王、皷嶺群蠻畢集今已矣、錫狀如鼎大可函中、刻畫有文彩相傳諸葛以皷鎭蠻、皷失則蠻運終矣

四　歐人の銅皷に對する研究

銅皷は元來東洋のものにしにして、其地理學的分布は揚子江以南の、南支那より印度支那の東南亞細亞大

陸の各地と、東印度諸島に存在するを以て、古來支那人か之に關する記載を古史に散見すること多きも、概ね之に關する傳說、由來、使用狀態等を記せるに止り、未だ科學上より研究的の記述を見ないが、獨逸及和蘭の學者は夙に之に注意し、精細なる研究結果を發表して居る者も尠くない。就中ヅ、ホロウト氏の論文の如きは、歐文は勿論漢文より成る支那歷代の文籍まで自由に引用考證して、最も詳細を極めたる銅鼓研究に就て權威ある論文を發表されて居る、叉この論文は幾多の此種の研究を促し更に一層驚くべき發達を爲さしめたに效が多い、

ヘーゲル氏の論文には銅鼓の形式に就て分類されて居る、これは銅鼓の形式を考察する基礎的參考になるから左に摘記する。

第一形式

此種の銅鼓は基礎形式にして、氏が材料として用ひたる銅鼓の數は都合三四個あり、今此特質を云へば、形狀は多數に於ては胴部高く、表面及胴部に種々なる紋樣を附し、輪廓中には人、獸、鳥、魚、植物、家屋、器具、及船等を圖し、而して表面に蛙其他の動物を現してある、此第一形式は斯の如き圖畫、紋樣等の存在するより、他の形式のものに比すれば最も古き形を具備せるものであつて、其地理學的の分布は、南部支那、東京、馬來諸島に及び、而してこれが馬來諸島の極南端はニユーギニー島附近ケイ島に迄達して居る

第二形式

此種は第一形式より少しく變化し、圖畫其他に省略せられたる所あり、見等の地理學的分布は主として、東南支那にして其極北端は揚子江シルベル島の某廟に終つて居る。

第三形式

此種は今尙英領ビルマの紅カレン種族、白カレン種族を始とし、上部ラオス地方の住民シャン種族及盤谷府にても今尙使用せられつゝあり、其主なるものは同國の宮中、及び寺院等に在り、此種に屬するものは前種のものと其形狀及紋樣等最も類似し、且表面に蛙を附著す、されば之は第一第二と順序を追ひ來りしものであらう。

第四形式

此種は形式聊か變化し、胴は縮んで短くなり、表面の蛙も時に省略變化せられ、或ものは皆無となり、紋樣も亦漢民族的の分子を混入し、表面、胴部の人物獸及鳥の圖は消滅し、形狀も稍や支那の太鼓に類似し、時には支那文字、其他支那的圖畫さへも現はれて居る、されば此の銅鼓は明かに漢民族に關係し居ること明かである、而して此の銅鼓を發掘せし場所は主として南部支那にして、貴州、湖南兩省に接近する廣西省の北部に棲息する苗族は今尙使用しつゝある。

以上はヘーゲル氏が銅鼓に就きて試られた形式の分類であるが、氏は以上諸形式の銅鼓に就きて化學的分析を試みられた結果は左の通りである。これは此種の研究に最も精讀の價値あるものである。

形式	銅	鉛	錫
第一形式	六〇・八二—七一・七一	一四・二五—二六・六九	四・九〇—一〇・八八
過度形式	七六・〇二	一〇・六四	一三・三六
第二形式	七一・二五—七九・〇二	一六・五四—一六・六九	八・八五—一一・九四
過度形式	七三・一九—七八・七〇	六・三五—一〇・九四	一一・七二—一六・四四
第四形式	七三・二〇—八六・四五	三・七五—一四・八〇	九・一九—一六・六〇

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

全島協議會員と街庄長

本年九月三十日を以て各協議會員の任期滿了したので十月一日其の改選が行はれ街庄長も同一理由により改任されたのもある。それ等の人名は左の通りである。（△は新任、〇は不改任、無印は重任）

▼臺北州

（協議會員）

小松吉久　三村三平　吉田垣藏
木村匡　王慶忠　江崎眞澄
北村吉之助　蓑和藤治郎　高須時太郎
小宮元之助　諏訪禮次郎　三好德三郎
後宮信太郎　木村泰治　久米孝藏
進藤眞英　津久井誠一郎　謝汝銓
陳天來　何慶熙　洪以南
橫山虎次　石坂莊作　大竹勝一郎
許梓桑　顏國年　佐藤德治
林元弼　陳純精　林佛國
山本義信　黃純青　黃潤源

▼臺北市

（協議會員）

△大越大藏　矢野猪之八　安田勝次郎
有泉朝太郎　河村徹　谷河梅人
三卷俊夫　谷口巖　△郡松一達
中辻喜次郎　杉坂六三郎　生野數馬
吉鹿善次郎　德丸貞二　土屋理喜次
富田榮太郎　△竹內虎雄　辜皆的
歐陽光輝　郭廷俊　張清港
張福老　魏清德　葉彬淮
楊潤波　許丙　陳智貴
△陳其春　△陳增福

▼七星郡

汐止街　街長　陳定國

（協議會員）

宮崎民次郎　今村信　宋羽燦
李炎海　唐連彩　陳清棋
陳文慶　周再思　周清泉
李昭三　廖新田　島中久米吉
陳彬琳

（各庄長）

士林庄長　〇吳文明　北投庄長　潘光楷
松山庄長　△陳復禮　內湖庄長　△郭國仕
平溪庄長　潘炳燭

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼淡水郡

淡水街　街長　洪以南

（協議會員）

多田榮吉　塚本喜三郎　吳輔卿
笹尾峻介　中野金太郎　施坤山
谷五一郎　濱田理八郎　雷俊臣
國吉俊英　盧秋桂　村上虎雄
張玉呈　林金鐘　陳桃華

（各庄長）

八里庄長　劉秋江　三芝庄長　△曾石岳
石門庄長　潘廻明

▼基隆郡

基隆街　街長　○山內小藤二

（協議會員）

野口有圓　野村勘四郎　佐藤一景
久恒忠治　和泉種次郎　辰己宗太郎
顏國年　山田信太郎　小川直馬
周碧　汪福隆　古山昌雄
柏、原米太郎　小松利三郎　潘榮春
王塗盛　田中庄吉　郭添發

（各庄長）

萬里庄長　△黃棟卿　金山庄長　賴崇璧
七堵庄長　王式金　瑞芳庄長　△牛嶋多利之進
貢寮庄長　△鐵田清熊　雙溪庄長　△曾天和

▼宜蘭郡

宜蘭街　街長　○重藤幹一

（協議會員）

高島虎雄　二宮卯一　砂田隣太郎
行木由太郎　片岡義雄　本三右衛門
中山文男　林吳庚　陳阿呆
陳金波　進碧榕　莊贊勳
林人和　黃再壽　鵜殿藤藏

（各庄長）

礁溪庄長　林元弼　頭圍庄長　△李繼成
壯圍庄長　△張振茂　員山庄長　○朱再枝

▼羅東郡

羅東街　街長　陳純精

（協議會員）

關本近藏　波江野吉太郎　本多剛
清野滿五郎　筧忠吉　藍新
胡慶淼　林捷龍　陳東山
郭箕邦　張新納

（各庄長）

五結庄長　李士添　三星庄長　潘豐灶
冬山庄長　藍廷珪

▼蘇澳郡

（庄長）

蘇澳庄長　△尾上直次

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼文山郡

（各庄長）
新店庄長 ○林永生　深坑庄長 ○劉敎綱
石碇庄長 陳捷陞　坪林庄長 △王火土

▼海山郡

（各庄長）
板橋庄長 △山本義信　中和庄長 △趙登旺
鶯歌庄長 黄純青　三峽庄長 陳佛齊
土城庄長 △林績祥

▼新莊郡

新莊街 街長 ○黄淵源
（協議會員）
阿久根魏　佐分利山三　李國祥
曾天淡　波部莊二郎　連錦淵
陳託　李添讓　陳揮六
林清火　王金生　李景喜
王乾生　張長獸
（各庄長）
鷺洲庄長 蔡雍　五股庄長 ○吳培標
林口庄長 ○林進宮

▼新竹州

（協議會員）
藏田壽吉　小畑勇吉　新原龍太郎
鈴木喜作　鄭肇基　鄭神寶
川田武彦　范姜羅　篠原太一
奧川鐘太郎　奈須義實　黄瑞春
姜振驤　宋燕貽　黄維生
矢住信夫　徐定標　謝長清

▼新竹郡

新竹街 街長 ○藏田壽吉
（協議會員）
△清水源次郎　横熊三郎　垣田林左衛門
松橋逸生　佐々木覺彌　樋村龜作
永石安三郎　烟京平　△西田與三郎
△陳信齋　李濟臣　鄭雅詩
黄戒三　鄭邦泗　許延壽
蔡煌　李艮弼　羅祿
（各庄長）
舊港庄長 ○許三　紅毛庄長 △徐慶旺
湖口庄長 △傅任　新埔庄長 ○蔡緝光
關西庄長 △羅享錦　六家庄長 ○林祺青
香山庄長 張式穀

▼中壢郡

（各庄長）
中壢庄長 宋榮華　平鎭庄長 △湯鼎佑
新屋庄長 范姜羅　楊梅庄長 ○李金益

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

觀音庄長　△鄉田彥次郎

▼桃園郡

桃園街　街長　簡朗山

（協議會員）

川村直吉　若松壽俊　古山常雄
鄭永南　黃金發　陳傳旺
陳文科　楊慶歷　黃玉書
劉梓勝　周貴印　簡江
吳朝旺　鍾番

（各庄長）

蘆竹庄長　廖德恭　大園庄長　○林呈恭
龜山庄長　廖新慶　八塊庄長　△葉連三

▼大溪郡

大溪街　街長　江健臣

（協議會員）

永田勇助　都築元馬　清水巖
桑原太四郎　加藤仁作　趙玉麟
林傳民　江智英　林滾通
秦昂雯　江序標　顏致雨
呂建邦　吳慎文　黃進發
傅維令　簡清石　楊麟祥
曾文溪

（庄長）

龍潭　鍾會宏

▼竹東郡

（各庄長）

竹東庄長　彭錦球　芎林庄長　劉家永
橫山庄長　△張文勳　北埔庄長　姜瑞昌
峨眉庄長　黃煥彩　寶山庄長　何乾榮

▼竹南郡

（各庄長）

竹南庄長　陳英棒　頭份庄長　△黃維生
三灣庄長　廖月華　南庄々長　○張春華
造橋庄長　徐阿亮　後龍庄長　△岡崎豐治

▼苗栗郡

苗栗街　街長　○戶村業平

（協議會員）

石山丹吾　氏家匡介　山把尖
川瀨信平　西澤浩一　彭潤興
郭來秀　劉德欽　劉立德
黃乙榮　黃運和　劉慶榮
六車案太郎　徐炳古

（各庄長）

頭屋庄長　○彭松壽　公館庄長　徐定標
銅鑼庄長　邱雲奧　三叉庄長　△黃學基
苑裡庄長　△陳貴　通霄庄長　○詹安
四湖庄長　△劉阿會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼大湖郡

(各庄長)

大湖庄長 謝長清　獅潭庄長 △黃運森

卓蘭庄長 △詹德明

▼臺中州

(協議會員)

土屋達太郎　二瓶源五　森部[illegible]

榊原繁　宮島眞之　小室興

林原彌太郎　安土直次郎　張壽生

葉清耀　賴克賢　小河愛吉

張德榮　劉泉源　下山豐平

中津德治　李崇禮　甘得中

陳允恭　佐々木定謙　蔡敦仁

吉田碩造　陳章琪　今井錠太郎

李春盛　川畑芳太郎　林其祥

國司道輔

▼臺中市

(協議會員)

山口義章　野津三次郎　安田稲實

藤井一康　岩瀬啓造　前田八十松

林耀亭　吳子瑜　林澄坡

賴敎　△小關三治　△常見秀夫

△長岡寬　△川上富司　△榊原辻太郎

△渡邊三郎　△黃朝清　△林瑞騰

△秦進紡

▼大屯郡

(各庄長)

大里庄長 ○林汝欽　霧峯庄長 ○林階堂

大平庄長 林壽挟　北屯庄長 賴克賢

西屯庄長 廖朝松　南屯庄長 ○黃清江

烏日庄長 鄭以春

▼豐原郡

豐原街 街長 奥清次

(協議會員)

西尾百松　張邱玉章　坂上榛藏

青野三之助　陳振通　名川匡甫

山下金二　田口直正　張文浚

羅安　林祚海　方玉榮

潘日祥　廖番　王興

張朝祥

(各庄長)

內埔庄長 張塔　神岡庄長 林全福

大雅庄長 ○張月桂　潭子庄長 傅錫祺

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼東勢郡

（各庄長）

東勢庄長 岩下實業　石岡庄長 林逢禎

新社庄長 詹日新

▼大甲郡

清水街 街長 楊肇嘉

（協議會員）

三槇丸幸吉　佐々木龜雄　松浦仙松

蔡敏庭　蔡柏和　林亦佑

楊丕若　楊緒洲　李　美

王鄉敏　廖耀雲　周定國

蔡　蔣　盧金火　黃有才

陳　恭　蔡壽鳳　蔡鵬陵

曾　厚

梧棲街 街長 林嘉興

（協議會員）

久留景之助　楊子培　田中三之助

王山君　黃　實　陳明貴

陳錦上　李　協　王水河

紀桂心　楊庭輝

大甲街 街長 李進興

（協議會員）

上野實　井坂虎松　黃清波

王燾翼　陳　煌　陳藻芬

林麒麟　陳　煌　柯清標

鄭火刀　薛寄草　黃直發

梁　成　林天生

（各庄長）

沙鹿庄長 陳添丁　龍井庄長 ○劉泉源

大肚庄長 ○黃朝應　大安庄長 △李晨鐘

外埔庄長 ○許天偏

▼彰化郡

彰化街 街長 楊吉臣

（協議會員）

吳汝祥　吳上花　顏源發

野口牛之輔　吳茂樹　楊炳煌

王　壘　林庚子　王闊柏

中付壽太郎　針原幸次郎　大津宗太郎

塚本初次郎　詹椿柏

鹿港街 街長 陳懷澄

（協議會員）

永井眞木登　吉村小太郎　平田丹藏

古木繁雄　島谷源六　橋田弘亮

施藍田　陳賀芥　蔡敦波

施嬌香　黃　瓜　黃梳玉

施江東　施　興　施　蝶

王　元　片岡精吉　許　嗲

陳百川

（各庄長）
南郭庄長　張晏臣　大竹庄長　楊家兜
和美庄長　陳允恭　線西庄長　○黃呈瓛
福興庄長　潘邦治　秀水庄長　許蓋隆
花壇庄長　甘得中　芬園庄長　○張春波

▼員林郡

員林街　街長　張清洋

（協議會員）
吉田修一　張清標　奧村魁太郎
江秋錫　江俊傑　林天爵
牛山龜吉　曹芋　稻富喜一郎
山岸幸太郎　黃文耀　張芳印
盧澄來　張紹榕　張濤霖
江丁酉

（各庄長）
大村庄長　賴成熙　埔鹽庄長　△陳炎
溪湖庄長　△楊春木　坡心庄長　△黃[illegible]南
永靖庄長　△陳慶雲　社頭庄長　蕭載福
田中庄長　蕭敦仁　二水庄長　張其深

▼北斗郡

北斗街　街長　△大鄉久吾

（協議會員）
伊藤鐘　寺田清三郎　平井幸三郎
堤熊太郎　黃伯勳　傅大華
陳子授　楊萬上　陳甫

（各庄長）
田尾庄長　黃致中　埤頭庄長　吳萬鎰
二林庄長　○林爐　沙山庄長　△謝[illegible]
大城庄長　△林伯殳　竹塘庄長　△莊日
溪州庄長　葉惠濟

▼南投郡

南投街　街長　金子恒[illegible]

（協議會員）
木村正夫　葉在淵　永野種伊
秋元總太郎　金子繁三郎　林嘉[illegible]
吳宗敬　山田檍三郎　林崧雨
廖心高　王金杵　阮仰山
陳清元　牧田彥次郎　沼澤伊藏
蕭如意

（各庄長）
草屯庄長　渥美寬藏　中寮庄長　黃洪炎
名間庄長　○吳沛霖

▼新高郡

（各庄長）
集々庄長　莊潤新　魚池庄長　張承[illegible]

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼能高郡

埔里街 街長 永井英輔

（協議會員）

鄭元軍二　深山要助　湯　軍一
林長平　黄敦仁　蘇進時
西村勝隆　王岐桃　山下藤太郎
石文彬　張振春　潘瓦丹
黄萬得　徐雲騰　何其昌
張錦元

（庄長）

國姓庄長　潘玉山

▼竹山郡

（各庄長）

竹山庄長　林月汀　鹿谷庄長　林邦光

▼臺南州

（協議會員）

島田宗謙　飯沼留吉　佐々木紀綱
西崎順太郎　越智寅一　中山秀之
土居政次　小寺新一　高城萬七
陳鴻鳴　陳冠英　謝群我
楊嵩　梁道　藤野幹
郭春　高逢臣　里谷廣次
劉明哲　佐野熊翁　藤井順一
眞木勝太　伊東義路　帖佐顯
西川利藤太　大賀基作　徐杰夫
江文蔚　鄭沙棠　鈴木重臣
林振聲　曾席珍　黄嫣典

▼臺南市

（協議會員）

里見四郎　小林清藏　橋本源太郎
川上八百藏　宇都宮無垢介　住吉秀松
上前晨之助　黒田泰輔　渡部正綱
白石保二　阿部彌兵衛　小原宮太郎
澤田峽造　村上初太郎　井上吉造
村上玉吉　長島紀一　張作人
辛西淮　石秀芳　陳瑞山
吳徽　曾景星　劉揚名

▼新豐郡

（各庄長）

永寧庄長 △林世鴻　仁德庄長　黄則義
歸仁庄長　楊秋澄　關廟庄長 ○楊鑑
龍崎庄長　林朝陽　永康庄長 △大室勇治
安順庄長　佐々木源助

▼新化郡

新化街 街長　梁道

（協議會員）
橋本眞太　藤江燈　林允
池上與三松　池田省吾　黃祥
黃心開　楊凱風　蔡淳
竝木平吉　鍾天德

（各庄長）
新市庄長 江春榮　安定庄長 王聯貴
善化庄長 蘇添壽　山上庄長 楊清桂
玉井庄長 張阿賽　楠西庄長 張傳
左鎭庄長 簡德恒　南化庄長 張洙泗

▼曾文郡

麻豆街 街長 林欽

（協議會員）
今村藤市　佐伯留雄　古賀房次郎
松本長藏　加賀松治　黃信國
陳國基　林甲　郭明泉
鄭兆　陳春枝　笠岡博章
黃文楷　李耀池　張料
林拔

（各庄長）
下營庄長 郭響　六甲庄長○毛維麟
官田庄長 陳自四　大內庄長 楊雲祥

▼北門郡

（各庄長）
佳里庄長△黃深淵　西港庄長○王克明
七股庄長○陳哮　將軍庄長 高清分
北門庄長 王經綸　學甲庄長△謝春成

▼新營郡

鹽水街 街長 陳宗能

（協議會員）
益田義雄　松川清一　早田萬介
山山寶　木村勝　王模
黃英　翁相　李泉
陳賜　張逸　蔡潤嘴
魏輕

（各庄長）
新營庄長 沈昆山　柳營庄長 劉明哲
後壁庄長 黃水順　白河庄長 林天楓
番社庄長 陳按察

▼嘉義郡

嘉義街 街長 眞木勝太

（協議會員）
小河內六一　早川直義　白井一
河野綱吉　宮崎重吉　中島巳之助
有馬松太郎　加土峰吉　陳際唐
莊啓鏞　蘇育奇　賴雨若

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

郷　作型　羅峻明　莊伯容
郭　丙　張水達　勝田業章

（各庄長）

水上庄長　△藤本銀次郎　民雄庄長　○何　立
新港庄長　○林　鬪芽　溪口庄長　○張進圖
大林庄長　江　文蔚　小梅庄長　吳　春委
竹崎庄長　王　景湧　番路庄長　△林　宗光
中埔庄長　李　清泉　大埔庄長　洪　再恩

▼斗六郡

斗六街　街長　鄭　沙　棠

（協議會員）

中川雅夫　安部岩次郎　前田榮吉
坂口羅松　飯田耕一　清木小三郎
花新發萬德　三浦信明　宮原正道
葉清泉　林訓承　黃紹謨
林[illegible]固　林庚　李實
張[illegible]東　張忠　張才
林民

（各庄長）

斗南庄長　陳　查牛　古坑庄長　○闕　李鵝
大埤庄長　○劉　木　莿桐庄長　○張　杏林

▼虎尾郡

西螺街　街長　廖　重　光

（協議會員）

瀬上寅雄　高橋茂雄　廖承丕
李昭元　廖學枝　林振源
黃文陶　張崇岳　廖學昆
高橋哲夫　廖春　程金松
王阿乳　林姜母

（各庄長）

虎尾庄長　○松山松次郎　二崙庄長　廖　富淵
崙背庄長　廖　金把　海口庄長　林　志仁
土庫庄長　林　溜

▼北港郡

北港街　街長　蘇　顯　鎏

（協議會員）

永井忠　圖弘晋　蔡西安
蔡然標　施玉林　王双
松本友助　蘇石頭　蔡粭群
林興　蔡培波　大関多三郎
李双　陳頭

（各庄長）

元長庄長　蔡　煥階　四湖庄長　吳　晴
口湖庄長　△曾　蚕　水林庄長　林　四川

▼東石郡

朴子街　街長　黃　媽　典

（協議會員）
川瀨吉藏　黃復儀　瀨川一三
西島寬　黃楷侯　陳璧玉
鄭堦　鄭添貴　辜尙賢
張枝生　侯學　秦芳春
沈觀樑　王鬱

（各庄長）
六脚庄長　黃班爵　東石庄長　許龍春
布袋庄長　△莊寬　義竹庄長　翁清江
鹿草庄長　郭金盤　太保庄長　王國材

▼高雄州

（協議會員）
今井周三郎　藤林賢治　高橋傳吉
中村一造　坂本信道　陳啓貞
陳光燦　楊縛　林靜觀
白石喜代治　勝又奘　齋藤透
今村伊那吉　平山寅次郎　蘇雲英
鍾晉郎二　李[illegible]法　三浦光次

▼高雄郡

高雄街　街長　○高橋傳吉

（協議會員）
[illegible]　大坪與一　杉本音吉

清水義治　福井文雄　五百木宗則
陳啓峰　陳冠雄　潘致祥
陳振發　眞砂由次郎　川上太四郎
井上忠之助　佐藤佐一　芝忠一
平田末治　神長武夫
一名未定外ニ助役二名

（各庄長）
仁武庄長　△孫龍水　燕巢庄長　陳坤
楠梓庄長　林土城　左營庄長　陳聰楷

▼岡山郡

（各庄長）
岡山庄長　齋藤喜次郎　阿蓮庄長　高橋善松
路竹庄長　洪宗洋　湖內庄長　蘇文治
彌陀庄長　△高文瓦

▼鳳山郡

鳳山街　街長　○齋藤永治

（協議會員）
橋本安博　藤井正氣　森本健助
彭濟約　陳圭速　鄭興
鄭發　趙掛　李文俊
阿辻廣　李汝福　（別に助役一名）

（各庄長）
小港庄長　○簡先源　林園庄長　劉萬在

大寮庄長　張簡忠　大樹庄長　○阿利顯太郎●
鳥松庄長　趙從良

▼旗山郡

旗山街　街長　陳順和

（協議會員）
木原澄明　竹内藤一郎　吳見草
野村鶴藏　石田嘉平　野村賢雄
蔡黄文　李庚河　周純昆
莊開能　郭振勝　許裕
徐添丁　玉井忍　（外に助役一名）

（各庄長）
美濃庄長　邱義生　杉林庄長　呂保生
甲仙庄長　翁朝　内門庄長　陳清己
田寮庄長　△李國廷

▼屏東郡

屏東街　街長　渡邊發藏

（協議會員）
喜多島二虎　小野田達巳　宮添瑕
筧千城夫　河田利之助　赤岩鹿三郎
縣木彌之進　吳媽西　簡組沛
廖寛　蘇富邦　陳興雲
劉棟　郭榮淵
一名未定外に助役二名

（各庄長）
長興庄長　○邱玉梅　鹽埔庄長　葉瑞菁
高樹庄長　△温基春　六龜庄長　△韓哲爾
里港庄長　藍高全　九塊庄長　戴天降

▼潮州郡

（各庄長）
潮洲庄長　林廉　萬巒庄長　林添壽
內埔庄長　鍾幹郎　竹田庄長　李才祉
新埤庄長　張啓麟　枋寮庄長　李水來
枋山庄長　王啓智

▼東港郡

東港街　街長　黄景謨

（協議會員）
吉池勇　鍵ヶ江善治　猿渡源藤
蔡贊　曾特勳　蘇角
許明和　郭生章　石水
張逸　李對時　外に助役一名

（各庄長）
新園庄長　陳林石　萬丹庄長　李南
林邊庄長　黄添福　佳冬庄長　蕭恩鄉
琉球庄長　△宇田薫

▼恒春郡

（各庄長）
恒春庄長　陳雲士　車城庄長　△董清吉

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

滿州庄長　潘　阿　別

▼澎湖郡

馬公街　街長　三　浦　光　次

(協議會員)

伊　藤　正　成　井　手　英　學　富士田　富　藏

大久保壽三郎　上　瀧　利　雄　原　　平　雄

三ッ井辰一　西　室　直　次　郎　山　口　房　吉

郭　　　逢　林　江　財　林　秀　全

林　　　福　王　　北　蔡　才　敎

陳　桂　郷　外に助役一名

(各庄長)

湖西庄長　陳　　梅　峯　白沙庄長　陳　長　桂

西嶼庄長　楊　　棋　望安庄長　陳　茂　松

▼臺東廳

臺東街　街長　田　中　時　哉

(協議會員)

△大熊安右衛門　増　永　三　吉　△小梲井　忠

△陳　心　宗　林　　治　賴　金　木

△岡　田　義　久　△迫　田　修

▼花蓮港廳

花蓮港街

(協議會員)

佐　藤　恒　之　進　白　石　太　一　郎　中　村　五　九　介

古　賀　朝　一　郎　桑　原　一　雄　稲　井　公

中　村　正　巳　鄭　國　賓　林　玉　瑚

△饒　榮　昌

(庄　長)

玉里庄長　岩　田　仙　吉

州税徴收成績

=大正十三年度前期分=

大正十三年度前期分州税徴收成績は新竹州第一位を占め臺南州、高雄州、臺中州、臺北州の順序を以て之に亞き前年度同期に於けると同一の成績を示せり而して前年度に對し成績の向上せるは臺北州、臺中州、高雄州、臺南州にして新竹州は些少の低下を示せり就中臺北州は從來に於ける成績漸退の傾向を挽回し二割强を躍進せられたるは徴收施設の改善と州郡市街庄當局の努力に依るものと思惟せらるゝも仍他州の成績に比し大なる遜色なきにあらず一層の努力を望まざるを得ず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□大正十三年度前期分州税徴收成績表

州名	税目	調定濟額	收入濟額 納期限迄	調定濟額ニ對スル歩合	前年度同期ニ於ケル歩合	歩合增△減	納期限後	收入未濟額
		円	円	割	割	割	円	円
臺北州	戸税	七三,七一五	五九,一五五	〇・八〇三	〇・六九八	〇・一〇四	五,九八七	八,五九一
	營業税	四四三,八二二	三一八,六九二	〇・七一八	〇・四九八	〇・二二〇	五六,四六三	六八,六六六
	雜種税	一〇一,一〇七	六五,八六五	〇・六五一	〇・四五六	〇・一九五	一〇,五一一	二四,七三一
	計	六一八,六四一	四四三,六九〇	〇・七一七	〇・五一四	〇・二〇三	七二,九六一	一〇一,九九〇
新竹州	戸税	二二六,七七一	二一八,五九四	〇・九六五	〇・九六七	△〇・〇〇四	三,八九七	四,二八〇
	營業税	八七,五五九	八〇,四一五	〇・九二〇	〇・九一六	〇・〇〇四	三,六二九	三,五一七
	雜種税	一五,八五三	一四,八一四	〇・九三五	〇・九三四	〇・〇〇一	四一七	六〇一
	計	三二九,九六三	三一三,八二三	〇・九五一	〇・九五四	△〇・〇〇三	七,九四三	八,三九八
臺中州	戸税	一六五,〇二二	一四九,五三五	〇・九〇六	〇・八〇七	〇・〇九九	三,六八四	一一,八一二
	營業税	一九五,三四二	一五七,六四〇	〇・八一五	〇・七一一	〇・一〇四	九,一七一	二六,五三一
	雜種税	九二,五八四	八〇,一二七	〇・八六五	〇・七九四	〇・〇七一	二,七七二	九,六八五
	計	四五〇,九四七	三八七,三九二	〇・八五九	〇・七六二	〇・〇九七	一五,八二七	四八,〇二八
臺南州	戸税	二〇八,九二五	一九三,二七一	〇・九二五	〇・九一三	〇・〇一二	八,七四五	六,九〇九
	營業税	二三八,六五五	二一一,三一八	〇・八九二	〇・八八五	〇・〇〇七	一五,六九八	九,六五九
	雜種税	一六四,一五七	一五八,五一六	〇・九六五	〇・九五五	〇・〇一〇	二,〇三七	三,五五五
	計	六〇九,七一七	五六三,一一五	〇・九二三	〇・九一三	〇・〇一〇	二六,四八〇	二〇,一二三
高雄州	戸税	一六〇,〇九六	一四九,六五〇	〇・九三四	〇・八八六	〇・〇四八	四,〇三五	六,四九五
	營業税	一五四,九一五	一四〇,六一二	〇・九〇七	〇・八四三	〇・〇六四	四,二一六	一〇,〇八七
	雜種税	一四四,四一一	一三一,六六五	〇・九一一	〇・八五五	〇・〇五六	二,九八四	九,七六二
	計	四五九,四二二	四二一,九〇七	〇・九一八	〇・八六二	〇・〇五六	一一,二三五	二六,三四三
合計	戸税	八三四,四八六	七七〇,一五五	〇・九二三	〇・八八六	〇・〇三七	二六,三四八	五八,〇八五
	營業税	一,一一六,〇九二	九〇八,六七五	〇・八一四	〇・七〇五	〇・一〇九	八八,九七七	一一八,四四〇
	雜種税	五二八,〇七一	四五九,九九五	〇・八七一	〇・八〇六	〇・〇六五	一八,七二一	四八,五五五
	計	二,四六八,六四九	二,一二九,八二五	〇・八六三	〇・七八八	〇・〇七五	一三三,九四四	二〇四,八八〇

備考　一、臺北州戸税には風水害の爲納期を變更せし新店頭圍兩庄分を含ます

　　　二、本表は納期限後十日目の現計を計上したるものなり

詞苑

移竹

費川 高島 愿

窓前堦側幾琅玕、分得瀟湘六月寒。細雨晴時濃綠滴。清風吹處嫩香殘。和棊戛戛鳴金玉。照坐傞傞舞鳳鸞。賴有吾家君子在、從今相對洗塵肝。

讀史書感

乾坤一擲競輸贏。先入關中漢業成。覇道不如王道貴。拔山力盡大風生。

湘南所見

柳綠松青難認眞。明霞十里不揚塵。湘南地暖春回早。到處相逢傾傘人。

修善寺雜詠

偶來豆北樂天鄉、好對江山洗俗腸、浴罷高樓烹茗處。修禪寺畔暮鐘長。

輕寒輕暖適逍遙。山寺鐘聲趣味饒。暮靄蒼蒼江吐月。朦朧桂谷第三橋。

溪聲卽是廣長舌。山色豈非清淨身。一入此鄉知此語。隨時隨處見天眞。

回頭山水似園庭。中有僧堂境自靈。早已綿蹬歸佛道。頻呼法法法華經。

落落乾坤是我家。撫松題石一生涯。肯廬山下溪橋上。停杖只看虹影斜。

悼四三號潛水艦歌

噫四三號潛艦沒。乘員殉難悉殞歿。船舟之亡尙可堪。將卒之死恨徹骨。正是春陽演武時。驅逐襲擊水中馳。豈圖俄然觸巨體。琵琶灣外失雄姿。最憐海底有電話。十八人存頗謹介。齊唱萬歲祝聖皇。語了幽明遂分界。輓近戰技競奇新。幾多犧牲捐厥身。嗚呼如今軍備縮少際。這般災禍眞傷神。

和佐藤六石周甲自述韻

同上

劫後孜孜志業新。隨時泉石寄斯身。羨君華髮神還壯。迎得南山第一春。

雨後偶吟

藤村 蕉雨

沛然秋雨洗炎塵。愛此蕉窓適翠新。聽盡溪聲天未暮。清風冷殺葛衣人。

敬和岳陽詞丈八勝園瑤韻

李學樵

竹嶼花潭隔座聽。流泉聲轉沛蒼冥。佳人拾翠勞相問。綠樹村邊郭外靑。

同和岳陽詞丈戯作韻

多病年々薄少年。於今寥落不言錢。何堪寶劍牀頭冷。無奈金閨夜獨眠。

文天祥正氣歌書後

蔡南樵

文章正氣若嚴霜。一髮千鈞憤慨長。青史到今光燦爛。血書追憶感蒼凉。留存二義君親重。合共三人忠孝昌。帶詔尙傳柴市遠。河山憑弔古丁洋。挺筆題詞星斗光。而今依舊煥文昌。千秋壯烈忠魂在。萬古蒼茫浩氣長。磅礴窮時搖海嶽。死生見道露肝腸。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

廬陵大節留春住。墨跡翻來劍有鋩。

八角蓮　同　上

濟世出君臣。蟠根在里仁。兩儀曾照耀。並蒂見精神。合號重生藥。同歸不染塵。七星增瑞草。聲價列奇珍。

名重似蓂草。身供拜帝宸。生成君子德。夙負美人因。甘受盆中屈。增光海外珍。毒蛇皆退聽。何幸沐知恩。

謹步內田總督閣下賦示瑞韻　同　上

南薰再續好籠紗。墨汁翻新燦錦霞。督憲詩星臨上國。餘閒還念雨前茶。

誰作鑾詩女浣紗。蘭亭擬似續春霞。羣賢畢至無今古。共話西窗試字茶。

倒疊前韻　同　上

韻事前賢七椀茶。雲煙代遠等流霞。己知宦海詩人尙。坐看惟敲月上紗。

春寒却盡喜烹茶。爐火純青炎似霞。始信十分紅到處。飛烟裊裊上輕紗。

紅岡春遊　彭　鏡　泉

春風駘蕩快遊翺。絕巘攀躋逸興豪。俯瞰煙雲生足下。羣山合讓此峯高。

海天西望水悠悠。百里春光眼底收。開上東皐一舒嘯。當年彭澤擅風流。

同　題　李　逵　泉

偸閒携友看山來。絕巘登臨眼界開。十里園林春色遍。流鶯啼破白雲隈。

平岡席地坐談中。一角巖阿夕照紅。明媚春光欣共賞。敲詩愧我句難工。

謹次竹窗總督閣下瑞韻　鄭　作　型

春風吹雨濕窗紗。座有詩人醉紫霞。我羨明公眞愛士。玉堂招飲建谿茶。

次茅原華山先生韻　嘉義　鄭　作　型

仙風吹髮到南樓。願給民岡歲歉秋。未上廬山尋勝迹　先從金谷會名流。詞源波浪千層湧。滄海珊瑚一網收。爲掃南園花下石。相期詩酒共清遊。

前作意有未盡再疊前韻　同　上

未謁高賢上客樓。滿天風雨颯如秋。筆鋒力健千軍掃。墨浪波翻萬頃流。大塊文章容我假。中原棋局仗誰收。君歸旅邸偏相左。恨不攀留十日遊。

次韻答華山先生　同　上

不厭征塵上客衫。却嫌官職署頭銜。爲尋范蠡江湖去。一舸春風送遠帆。

屋梁落月照人顏。雲樹時縈夢寐間。春夜高樓同聽雨。文雄爭霸據江山。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■八月

▼二十一日

□内田總督主催、鈴木大將、小山軍醫正、小野中佐其他を官邸に招待して午餐會を開く

▼二十二日

□内田總督主催、總督府勅任及同待遇文官二十餘名を官邸に招待して晩餐會を開く

▼二十三日

□内田總督は政務打合せの爲め小林祕書官を隨へて上京す

□新竹州大湖の遙拜所及忠魂碑工事落成す

□臺中輕鐵株式會社經營豐原土牛間鐵道營業開始す

▼二十四日

□新竹州水產會成立認可

▼二十五日

□高雄州水產會成立認可

□鈴木大將主催、官民主なるものを鐵道ホテルに招待して留別會を開く

▼二十六日

□臺北官民主催、朝鮮軍司令官に榮轉せる鈴木大將の送別會を開く

▼二十八日

□臺灣電力株式會社第十回通常總會を同社樓上に開く

□臺灣神社月次祭執行

□内田總督の水害見舞金一千圓を臺北州下の被害者に頒つ

▼二十九日

□休職專賣局長池田幸甚氏の追悼會を三橋町の葬儀堂に行ふ

□鈴木朝鮮軍司令官、赴任の爲め内地へ歸還

■九月

▼一日

□内田總督病を以て挂冠し、貴族院議員伊澤多喜男氏臺灣總督に任ぜらる

□内田前總督より總務長官宛にて辭職に就ての挨拶入電あり、吉田長官代理より直ちに謝電を送る

□嘉義公設質舖認可せらる

□關東大震災一週年相當に付本日謹愼の意を表すべき旨總務長官より通達せらる

□同上一週年相當に付各學校は謹愼を表し學校長は國民精神振作の詔書を捧讀し訓話を爲し尙ほ適宜の方法を講すべき樣學務課より通知を發せり

□震災一週年に當り永田東京市長、渡邊橫濱市長より内田總督宛、震災當時臺灣官民の表したる同情に對し謝意を表し來る

▼二日

□内田前總督及伊澤新總督の間に總督府東京出張所にて事務引繼行はる

□宇佐美東京府知事より伊澤總督宛、震災當時に於ける臺灣官民の同情に對し一週年追悼感謝の旨入電あり

▼四日

□臺東廳公共埤圳里壠圳組合組織を認可せらる

□警官司獄官練習所上甲特科講習生卒業式擧行

▼五日

□衆議院議員南洋視察團神田正雄氏外六氏來臺、島内を視察す

□・店庄暴風雨遭難者の爲め追悼法會を新店公學校に執行す

▼六日

□中部學士會、小西辯護士の送別を兼ね臺中富貴亭に開かる

□臺北官民主催、衆議院議員南洋視察團歡迎會を開く

□暴風雨再び臺灣北部を襲ふ、最強風速は中

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

心移動速度一時間十一、二哩、中心旋運速力一時間八十四哩と謂はる

▼七日

□李春生氏逝く、特旨從六位に叙せらる

▼八日

□臺灣汎太平洋倶樂部例會、長官々邸に開かれ久宗董氏南洋金融機關に就て講演す

▼十日

□在京伊澤總督より北部再度の暴風雨に付見舞旁々適宜處分方小林總務長官を以て電報ありたり

□衆議院議員南洋視察團、島内視察を了りて本日麻尼剌に向ふべくパメピア丸にて出發す

□嘉義阿里山吳鳳廟祭典執行

▼十三日

□旗山街に於ける新築旗山橋工事竣成す

▼十六日

□高雄州水產會發會式

□支那研究を目的とする江城會、發會式を江山樓に擧ぐ

▼二十日

□臺南州水產會創立總會

□臺北州第四回製茶大量品評會、海山郡三峽庄に開催

人事消息

自八月二十一日
至九月二十日

▼永田隼之助氏（電力理事、本誌評議員）八月二十三日內地より歸臺、九月十六日上京

▼高田元治郎氏　八月二十三日來臺、九月一日歸京

▼池田幸甚氏（休職專賣局長）病を以て八月二十三日福岡大學に逝く、特旨從四位に叙せらる、噫

▼高橋守雄氏（熊本市長）熊本市主催國產共進會出品勸誘の爲め二十八日來臺、九月一日歸還

▼佐藤勤氏（新竹州知事、本誌評議員）八月二十八日內地より歸臺

▼富島元治郎氏（高雄州知事、本誌評議員）同上

▼草野義一氏（高雄州內務部長、本誌編纂委員）內地警察會議を終へ九月二日歸臺

▼佐々木勝三郎氏（前廈門領事）本官へ赴任の途次三日來臺、在臺北官民主なるもの三十餘氏氏の爲めに送別會を鐵道ホテルに開く

▼三村三平氏（製腦社長、本誌評議員）伊澤總督出迎民間代表として十一日扶桑丸にて出發上京

▼李顯榮氏　同上

▼羽島重郎氏（臺北州衞生課長）中南米へ御用出張の爲め十六日上京

▼富田松彥氏（主計課長、本誌編纂委員）九月十六日御用上京

▼平山泰氏　九月十七日總督府評議官兼參事官に任せらる

▼賀來佐賀太郎氏（前總務長官）外務省の國際關係會議に出席中、九月十九日依願本官を免ぜられ在官中の功勞に依り勳二等に叙し旭日重光章を賜はり次で同二十四日國際阿片會議帝國代表被仰付、十一月ゼネバに開かるべき同會に出席の爲め十月四日橫濱解纜の郵船にて出發、カナダ經由巴里に直行の豫定

▼淺野安吉氏（營林所營業課長、本誌編纂委員）海外留學を終りて九月二十日歸任

任命

自八月十六日
至九月十五日

▼八月十六日

醫學專門學校教授　橫川定

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那蒙疆、滿江及江蘇ノ各省及大連、朝鮮ヘ
出張ヲ命ス

▼八月十八日

中央研究所技師 石田昌人
東京、京都、大阪ノ三府及北海道廳下ヘ出張
ヲ命ス、南支那、安南、交趾支那、英領海峽
植民地、蘭領東印度、比律賓群島ヘ出張ヲ命ス

解兼職
法院檢察官 石橋書吾
遞信書記官兼遞信監察官 石野豐夫
兼任總督府事務官、遞信局庶務課勤務ヲ命ス

▼八月廿一日

遞信局長 吉田平吾
遞信局及遞信官署職員共濟組合審査會議長ニ
指定ス

總督府技師 山本三次郎
總督秘書官 小林音八
（各通）總督府事務官 深川繁治
總督府事務官 戸水昇
遞信事務官 樋口廉
遞信局事務官 上原松次郎
遞信局及遞信官署職員共濟組合審査會委員ニ
指定ス

▼八月廿二日

總督秘書官 小林音八
內田總督上京ニ付隨行ヲ命ス

▼八月廿五日

公立實業學校長兼公立實業學校教諭廣島縣技師 高井利五郎
任公立實業學校長、補臺北工業學校長

臺南州警部 藤田倚作
兼任市理事官臺南市勤務ヲ命ス

公立實業學校教諭 西田辰海
臺北工業學校長事務取扱ヲ免ス

▼八月廿六日

高等學校教諭 寺田重之
高等學校生徒監ヲ免ス

專賣局技師 松田信吉
東京、大阪、兵庫、岡山、山口、福岡及宮城
ノ二府五縣下ヘ出張ヲ命ス

公立實業學校長 高井利五郎
赴任ノ途次上京ヲ命ス

臺南州警部兼市理事官 藤田倚作
依願免兼官

▼八月廿八日

總督秘書官 下村充郎
總督官房秘書課長小林音八不在中代理ヲ命ス

參事官 下村充郎
總督官房調査課長心得小林音八不在中代理ヲ
命ス

▼八月廿九日

醫學專門學校長兼中央研究所技師 堀內次雄
東京、京都、福岡、宮城ノ二府二縣下並ニ北
海道廳下ヘ出張ヲ命ス

▼九月一日

伊澤多喜男
任臺灣總督

臺灣總督 內田嘉吉
依願免本官

總務長官 賀來佐賀太郎
上京ヲ命ス

遞信局長 吉田平吾
總務長官賀來佐賀太郎不在中代理ヲ命ス

專賣局事務官 鎌田正威
歐米各國ヘ出張ヲ命ス

▼九月二日

依願免本官　總督府技師 岩間義夫

▼八月三十一日

總督府事務官 淺野安吉
歸任ノ途次上京ヲ命ス

▼九月二日

林烈堂
願ニ依リ臺中州協議會員ヲ免ス

小西伸助
願ニ依リ臺中州協議會員ヲ免ス

▼九月六日

中央研究所技師 山口謙爾
中央研究所衛生部長堀內次雄不在中代理ヲ命

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ス

州技師 石 波 篤

南滿洲朝鮮及東京府下ヘ出張ヲ命ス

總督府衛生技師 吉 田 泰 三

東京府下ヘ出張ヲ命ス

▼九月九日

中央研究所技師 大 島 金 太 郎

各通 總督府技師 石 田 研

歸任ノ途次上京ヲ命ス

專賣局技師 小 松 重 一

東京、大阪、兵庫、福岡ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府事務官 今 川 淵

福岡縣下ヘノ出張ヲ免ス

▲九月十日

後 藤 文 夫

任參事官、滯京ヲ命ス

▼九月十二日

中央研究所技師 金 平 亮 三

福岡市ヘ出張ヲ命ス

寄贈書目

書名		發行所
臺灣日々新報	每號	其社
臺灣新聞	同	其社
臺南新報	同	其社
臺灣經世新報	同	其社
萬朝報	同	其社
九州日々新聞	同	其社
國報	同	其社
東亞經濟研究	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調查課
臺灣パツク	同	臺灣パツク社
統計學雜誌	同	統計學會
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
產業事報	同	日本產業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
專賣通信	同	專賣局煙草課
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
警務彙報	同	朝鮮其社
滿州之社會	同	滿州社會事業研究會
農業時報		高雄州農會

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣山林會報	同	臺灣山林會
南支南洋經濟	同	同研究會
税	同	國民租税協會
臺灣之產業組合	同	其　社
臺灣遞信協會雜誌		臺灣遞信協會
社會政策時報		財團法人協調會
臺灣詩	同	其　社
朝鮮地方行政	同	帝國地方行政學會朝鮮本部
能率研究	同	中外產業調查會
海外重要記事	同	官房調查課
內外評論	同	其　社
蘭領印度時報	同	南洋協會爪哇支部

編輯室から

▼本號口繪は、新總督長官初登廳記念撮影のものを揭ぐる筈で、旣に製版まで終つたのであつたが、都合に依り夫れを見合せたので、現在の口繪を揭ぐることになつた

▼饒田委員は外遊の命を受けたので、出發は未だ確定せぬが、氏の爲め送別の意味の懇談會を開くべく、同氏が官房各課長として執掌された頃の課員及關係者——文書、外事、調查各課それに臺灣時報の——二十餘名の發起で、十月七日夜江山樓に右の懇談會を催ほし酒間、法水外事課長の挨拶、饒田委員の謝辭があり、盛會を極めた

▼淺野委員は海外留學を終りて九月二十日歸府された、同氏の講演——十月十日府內にての——「獨逸に於ける紙幣整理の顚末」は本誌次號に紹介する筈である

▼東京麻布三聯隊勤務になつた前軍參謀たりし、本誌の小野委員は、病氣の爲め赴任が後れて、九月三十日に臺北を出立された

▼本山委員は、燕賓問題で奔走の效成り、九月二十八日、草野委員は、警察會議を了して同月三日、孰れも歸臺、宮田委員は九月十六日御用上京された

▼常務囑託の鹽谷君は專賣局副事務官に任命されて後、退官し、在汕頭醫院の事務長となり、目下その用務を以て上京中

▼小森德治君は本月初め專賣局を辭するこ共に本誌常務員をも退任することゝなつた

——十の四、屯山生——

佐山融吉著
臺灣小史
定價六十錢（送料共）
發賣所　臺灣時報發行所

臺灣總督府編纂
臺灣事情
（大正十二年版）
定價二圓（送料共）
發賣所　臺北　新高堂

米國對外貿易

Invisible Items in America's Foreign Trade. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 340.)

一九二三/二四會計年度の米國對歐洲貿易

American Trade with Europe during Fiscal 1923/24. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 341.)

米國對外貿易の地理上分布狀況

Geographical Distribution United States' Foreign Trade. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 344.)

一九二三/二四年度合衆國食料品輸出貿易

U. S. Export Trade in Foodstuffs, 1923/24. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '23. P. 347.)

米國對南阿機械類輸出漸增。

U. S. Machinery Exports to South Africa Increase. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 354.)

合衆國輸出鐵・鋼分布情況

Iron And Steel Export Trade Distribution. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 355.)

一九二三/二四會計年度の米國護謨製品輸出狀況

Exports of Rubber Goods for Fiscal Year. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 358.)

合衆國化學藥品輸出減退

Decrease in U. S. Chemical Exports. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 360.)

米國に於ける支那茶貿易の衰勢

The Decline of China's Tea Trade with America. (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 402.)

墨西哥及南亞米利加

墨西哥に於ける自由港

Mexican Free Ports. (Com. R. No. 29, July 21, '24. P. 181.)

ブラジルの騷擾

The Disturbances in Brazil. (E. July 19, '24. P. 92.)

ブラジルの暴動

The Rising in Brazil. (E. Aug. 2, '24. P. 187.)

一九二三年度智利對外貿易

Chilean Trade in 1923. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 320.)

亞爾然丁の主要物產輸出概況

Exports of Principal Products from Argentine. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 320.)

…………… (o) ……………

澳國財政の危機
The Financial Crisis in Austria. (E. July 26, '24. P. 137.)

澳國財政の危機
The Financial Crisis in Austria. (E. Aug. 9, '24. P. 223.)

丁抹及其他

丁抹の經濟情勢
The Economic Situation in Denmark. (E. July 26, '24. P. 144.)

バルト新興國(二)ラトヴイア
The New Baltic States. II. Latvia. (E. July 19, '24. P. 89.)

バルト新興國(三)リツアニア
The New Baltic States. III. Lithuania. (E. July 26, '24. P. 138.)

波蘭の財政復興 (一)
Financial Reconstruction in Poland. I. (E. Aug. 2, '24. P. 184.)

波蘭の財政復興 (二)
Financial Reconstruction in Poland. II. (E. Aug. 9, '24. P. 220.)

■阿弗利加■

一般

一九二三年南阿に於ける護謨製品取引狀況
South African Rubber Goods Trade in 1923. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 243.)

葡領東阿に於ける農業機械市場
Market for Agricultural Machinery in Portuguese East Africa. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 244.)

米國の有力市場たる南阿弗利加
South Africa a Potential Market. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '23. P. 279.)

葡領東阿に需要せらるゝ農具類一般
Types of Implement used in Portuguese Africa. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 306.)

■南米大陸■

加奈陀及合衆國

加奈陀に於ける化學藥品の輸出增
Increase in Canadian Chemical Exports. (Com. R. No. 30. July 28, '24. P. 241.)

合衆國對埃及向機械類輸出增
U. S. Machinery Exports to Egypt Increase. (Com. R. No. 29, July 21. '24. P. 172.)

合衆國に於ける勞働と移民
Labour and Immigration in U. S. A. (E. July 26, '24. P. 136.)

合衆國織物輸出貿易詳況
United States Exports of Textiles. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 239.)

一九一〇/二四年合衆國對外貿易大觀
Foreign Trade of United States during Fiscal Year. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 276.)

合衆國に於ける織物類輸入減
Decline in U. S. Textile Imports. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 294.)

合衆國の特殊品輸出詳況
Survey of U. S. Speciality Exports. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 367.)

本年米國木材輸出激增
Material Increase in the Year's Lumber Exports. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 368.)

諸外國及米國造船界の職工配給及勞銀の比較
Comparison of Manning, and of Wage costs on Foreign and American Ships. (Com. R. No. 23, Aug. 11, '24. P. 376.)

合衆國對極東貿易概況
U. S. Trade with the Far East. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 384.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ralia. (Com. R. No. 3, July 28, '24. P. 220.)

歐羅巴

一般

歐洲各國に於ける煙草市況一般
European Tobacco Markets. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 226.)

倫敦會議に依つて決すべき歐洲の將來
Europe's Future hangs on London Parley. (P. H. Aug. 24, '24. P. 14.)

英吉利

本年上半期英國銀行業情況
The Banking Half Year. (E. July 19, '24. P. 88.)

本年上半期英國對外貿易
The Half Year's Overseas Trade. (E. July 19, '24. P. 91.)

本年六月の英國鐵・鋼及石炭產額
Iron, Steel, and Coal Production in June. (E. July 19, '24. P. 92.)

英帝國絹製品市況
British Empire Silk Goods Markets. (Com. R. No. 29, July 21, '24. P. 159.)

本年六月英國對外鋼貿易
British Foreign Steel Trade in June. (Com. R. No. 29, July 21, '24. P. 169.)

本年上半期の英國石油貿易
The Half Year's Oil Trade. (E. July 26, '24. P. 145.)

一九二三年度英國茶業情勢
The Plantation Companies in 1923. (E. Aug. 2, '24. P. 183.)

大英國港灣諸設備現狀
Status of Great Britain's Port Facilities. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 307.)

本年上半期英國石油製品輸入情況
British Petroleum Imports. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 364.)

佛蘭西及白耳義

佛國製靴工業と其取引狀況
The Boot and Shoe Industry and Trade of France. (Com. R. No. 29, July 21, '24. P. 163.)

佛國商業政策變更
Changes in French Commercial Policy. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 216.)

本年五月佛國鐵・鋼產額並に其の輸出貿易
French Iron and Steel Production and Exports in May. (Com. R. No. 30, July 28, '24 P. 21.

佛國に於ける米國製靴市況
French Market for American Shoes. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 234.)

佛國事業界と爲替現狀
French Industry and Exchange. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 255.)

戰後白耳義に於ける自動車輸入の激增
Belgian Automotive Development Follows the War. (Com. R. No. 30, July 28, '24.)

獨逸及墺地利

獨逸製革工業の經營至難
Serious Conditions in German Leather Industry. (Com. R. No. 30. July 28, '24. P. 236.)

一九二三年度墺地利製紙貿易
The Austrian Trade in 1923. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 243.)

獨逸皮革市場依然險惡
Critical Condition continues in German Hide and Leather Market. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 297.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

比島對外貿易の增進
Commerce of Islands Increasing. (P. H. Aug. 23, '24. P. 1.)

比律賓大學
The University of the Philippines. by A. Novice. (P. H. Aug. 23, '24. P. 6.)

飛行郵便取扱規定
Air Mail Rules out. (P. H. Aug. 24, '24. P. 1.)

後任總督はブラック・ジヤック・パーシング將軍か
Will "Black Jack" be next Governor General Here? (M. T. Aug. 24, '24. P. 1.)

瑞西ベルンのインターパリアメンタル・ユニオン會議に於けるケソン及オスメニヤ
Quezon and Osmena in Conference. (P. H. Aug. 26, '24. P. 1.)

本年上半期の比島自動車輸入貿易
Many Cars enter P. I. (P. H. Aug. 27, '24. P. 1.)

一萬一千を算する在布哇比島人失職勞働者
11,000 Filipino Labors in Hawaii are Jobless. (P. H. Aug. 27. '24. P. 2.)

セネバの國際聯盟に迎へらるゝケソン及オスメニヤ
League of Nations Received P. I. Leaders. (P. H. Aug. 28, '24. P. 1.)

比島は獨立承認の先要條件を成就せり（カラウ氏談）
Kalaw says Islands have fulfilled Prerequisites for Granting of Independence. (P. H. Aug. 28, '24. P. 1.)

比島に於ける定期刊行物の增加
Periodicals Increasing. (P. H. Aug. 29, '24. P. 1.)

近く決定せらるべき比島椰子油の將來
Future of P. I. Oil to be decided soon. (M. T. Aug. 29, '24. P. 2.)

比島に於ける犯罪增加と公學校に於ける宗教教育の必要
Crimes increasing Here because Religion is not taught in Public Schools. (P. H. Aug. 30, '24. P. 1.)

本年上半期の比島砂糖及木材輸出增加
Export is increasing. (P. H. Aug. 30, '24. P. 1.)

一九二三年度比島商況概評
Business Conditions of Islands are reviewed by Commerce Director. (P. H. Aug. 31, '24. P. 1.)

マッキンレー土兵ストライキ首腦者の判決
Scouts Leaders sentenced. (M. T. Aug. 31. '24. P. 1.)

ウッド總督の渡米說＝比島案證言の爲め
Governor Wood expected to leave for U. S. soon to testify on P. I. Bill. (P. H. Sept. 2, '24. P. 1.)

強固なる比島財政現狀（上院に提出せしライト會計檢査官の報告）
Sound Financial Standing of P. I. (P. H. Sept. 3, '24. P. 1.)

長足の進步をしつゝある比島木材貿易
P. I. Lumber and Timber are forgoing ahead at rapid pace. (P. H. Sept. 4, '24. P. 1.)

日本代議士團比島訪問
Envoy of Japan are due in P. I. (P. H. Sept. 4, '24. P. 1.)

一九二三年度比島投資減退
Investment Activity last Year Registered Decrease. (P. H. Sept. 5, '24. P. 1.)

比島諸製糖所の產糖增加豫想
Output of Centrals is increasing. (P. H. Sept. 5, '24. P. 1.)

合衆國對濠洲機械類輸出激增
Gains in U. S. Machinery Exports to Aust-

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

獨立委員會フエーアフイールド案に贊同す
Mission wanted Fairfield Bill. (M. T. Aug. 11, '24. P. 2.)

日本には比島侵略の意圖なし(井上雅二氏談)
Japan has no Intention of Grabbing Philippines, says Japanese Legislator. (P. H. Aug. 13, '24. P. 1.)

支那移民比島入國禁止令解かれん
Will lift Ban placed on Chinese. (P. H. Aug. 13, '24. P. 1.)

本年上半期のイロイロ港輸出狀況
Iloilo Exports for First Half of Year P. 46,737,252. (P. H. Aug. 13, '24. P. 4.)

比島に於ける樟腦生產試驗
Feasibility of Producing Camphor Locally studied by Chemist A. H. Wells. (P. H. Aug. 15, '24. P. 1.)

比島に於ける病院數の不足
4,000,000 People in P. I. have no Hospital Facilities. (P. H. Aug. 15, '24. P. 2.)

血は水よりも濃し(社說)
Blood is thicker than Water. (M. T. Aug. 15, '24. P. 1.)

比島に於ける失職者近狀
60,000 Filipinos are Out of Job says Labor Bureau. (P. H. Aug. 17, '24. P. 1.)

米國諸州の多くよりも良好なる比島の衛生現狀
Islands enjoy better Health than Many States in the Union. (P. H. Aug. 17, '24. P. 4.)

一九二四/二五年度比島セントリフユーガル糖の生產豫想
Estimate of P. I. Centrifugal Sugar Production for 1924-25. (M. T. Aug. 17, '24. P. 1.)

比島郵便の桑港紐育間飛行郵便連絡
P. I. Mail by Air to New York. (M. T. Aug. 19, '24. P. 1.)

比島投資は今日不確實なり
P. I. Investment unwarranted Now. (M. T. Aug. 19, '24. P. 3.)

會計檢査官ライトに對する下院委員會の回答
Wright is answered by Solons. (P. H. Aug. 20, '24. P. 1.)

今日衛生事務局に於て解決せらるべき大問題はマラリヤなり
Malaria is at Present One Big Problem to be solved by Health Service. (P. H. Aug. 20, '24. P. 1.)

一千人の旅客來年比島を來訪せん
One thousand Tourists expected Here Next Year. (P. H. Aug. 20, '24. P. 2.)

歐州行比島郵便の所要日數短縮(飛行便經由)
Mail for Europe via New York. (P. H. Aug. 21, '24. P. 1.)

比島果物輸出額の倍增
Fruits exported from Islalads have doubled in Value, Statistics show. (P. H. Aug. 21, '24. P. 1.)

一九二三年度比島公學校生徒數現在
1,128,997 School Children in Public Schools in 1923. (P. H. Aug. 21, '24. P. 2.)

ローハス氏米比人の和合を說く
Roxas makes Plea for Harmony Here. (M. T. Aug. 21, '24. P. 1.)

比島製肥料に就て
Fertilizers manufactured in Islands. (P. H. Aug. 22, '24. P. 3.)

米國島務局長マッキンタイヤ將軍刺繡業不振の原因を指摘す
McIntyre gives Causes of Decline in Embroidery Industry. (M. T. Aug. 22, '24. P. 1.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上海に於ける武裝されたる支那人の問題
Problem of Armed Chinese in Shanghai. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 427.)

支那に於ける食糧問題を如何に解決すべきか
The Food Problem in China: How to solve it. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 428.)

支那の近世銀行制度
Modern Banking Institution in China. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 431.)

支那對米茶貿易の減退
The Decline of China's Tea Trade with America. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 434.)

饑饉防禦の理論と實際
The Theory and Practice of Famine Prevention. by Lawrence Impey. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 441.)

廣州灣に於ける義勇隊
Volunteer Corps in Kwangchow. by Wang Yu-lun. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 449.)

劉治洲(定五)小傳
Mr. Liu Chih-chou. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 458.)

高魯(字曙青)小傳
Mr. Kao Lu. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 458.)

金永炎(字曉峯)小傳
Gen. Chin Yung-yen. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 459.)

馬小進(字退之)小傳
Mr. Ma Hsiao-chin. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 459.)

翟禮昉小傳
Mr. Chai Lai-Fong. (R. F. E. No. 13. Aug. 30, '24. P. 460.)

劉魯男小傳
Mr L. N. Lau. (R. F. E. No. 13, Aug. 30. '24. P. 469.)

劉姑(字逸博)小傳
Gen. Liu Chao. (R. F. E. No. 13, Aug. 40, '24. P. 460.)

英領印度

南方印度石油製品輸入情況
Petroleum Imports of South India. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 223.)

英領印度製紙業
Paper Industry in India. (T. O. I. Aug. 9, '24. P. 1.)

英印に於ける教育發達狀況
Education in India. (T. O. I. Aug. 9, '24. P. 6.)

本年六月印度輸出入貿易と其市況
Indian Trade and Markets. (Com. R. No. 32, Aug. 11, '24. P. 337.)

"スワラヂ"に熱中せる混亂の印度
Turbulent India zealous for "Swaraj". by Savel Zimand. (P. H. Aug. 17, '24. P. 14.)

■南洋諸島■

比律賓及濠洲

統計に表はるゝ比島產業の增進
Statistics show Islands Industries are Increasing. (P. H. Aug. 10, '24. P. 1.)

馬尼拉に於ける軍艦大井の歡迎準備
Japanese Battleship "Oi" to arrive Here Tuesday to be Royally Received. (P. H. Aug. 10, '24. P. 1.)

本年の比島糖業近情
Bumper Sugar Crop this Year. (P. H. Aug. 10, '24. P. 3.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

團匪事件金の使用に就て
Spending the Boxer Money. by Charles Dailey. (R. F. E. No. 11, A , '24. P. 363.)

支那新憲法の批判
The New Constitution of China: A Criticism. by Dr. Francisco Villanueva Conlu. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 364.)

武漢兩市に於ける支那の外商代理店
Chinese Factories in Wuhan Cities. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 366.)

近く開始さるべき支露會商
Sino-Soviet Conference to open soon. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 380.)

王寵佑(字左臣)小傳
Mr. C. Y. Wang. (Wang Ch'ung-yu) (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 383.)

吳山小傳
Mr. Wu San. (R. F. E. 11, Aug. 16, '24. P. 384.)

余楠秋小傳
Mr. C. C. Yu. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 384.)

王健(字晉生)小傳
John Wong. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 384.)

余晉龢先生小傳
Mr. Yu Lu-ching. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 386.)

楊增新(字鼎臣)小傳
Gen. Yang Tseng-hsin. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 386.)

陳杜衡(字芳齋)小傳
Rear-Admiral Chen Tso-heng. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 387.)

麥佐衡小傳
Mr. T. H. Mai. (R. F. E. No. 11, '24. P. 387.)

膠濟間鐵道歲入の增加
The Increase of Revenue of the Kiaochaw-Tsinan Railway. (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '34. P. 400.)

馬玉山(字玉山)小傳
Mr. M. Y. San (Ma Yu-san). (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 418.)

劉樹墉小傳
Mr. Shu-Yung Liu. (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 418.)

孫祖昌(字笙舞)小傳
Mr. Sun Tso-chang. (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 419.)

劉楚湘(字莎澤)小傳
Mr. Liu Ch'u-hsiang. (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 419.)

孫啓濂(字潔丞)小傳
Mr. C. L. Sun (Sun Chi-lien). (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 419.)

李亢信小傳
Mr. William Yinson Lee. (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 320.)

顧維精小傳
Mr. Ui-tsing Koo. (R. F. E. No. 12, Aug. 23, '24. P. 420.)

遠東に於ける不利の結果
"Unfavorable Consequences" in the Far East. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 425.)

故國の資金による隴海鐵道の建設
Lunghai Railway Construction on Native Capital. (R. F. E. No. 13, Aug. 30, '24. P. 427.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

朱有濟(字作舟)小傳
Mr. Chu Yu-chi. (R. F. E. No. 5, July 5, '24. P. 154.)

潘鍾文(字毓書)小傳
Mr. Chung-wen Pan. (R. F. E. No. 5, July 5, '24. P. 154.)

張鴻烈小傳
Mr. H. L. Chang (Hung-lieh). (R. F. E. No. 5, July 5, '24. P. 156.)

擴大さるゝ商團軍隊運動
Merchants' Volunteer Corps Movement spreading. (R. F. E. No. 6, July 12, '24. P. 179.)

遠東に於ける米國の責任
America's Responsibility in the Far East. by William Haward Gardiner. (R. F. E. No. 6, July 12, '24. P. 182.)

福建の建寧府行政區域
The Kienningfu District of Fukien. by Chuen-lin Chen. (R. F. E. No. 6, July 12, '24. P. 190.)

陳之麟小傳
Chen Tze Lin. (R. F. E. No. 6, July 12. P. 206.)

李頌卿(幹臣)小傳
Dr. Shun-Ching Lee. (R. F. E. No. 6, July 12, '24. P, 206.)

毛以昇小傳
Thomson Eason Mao. (R. F. E. No. 6, July 12, '24. P. 206.)

李範(字敬齋)小傳
Mr. G. H. Lee. (R. F. E. No. 6, July 12, '24. P. 207.)

支那の文明さ洪水の影響
China's Civilization and Flood Control. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 324.)

廖世承小傳
Dr. Sze-Chen Liao. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 347.)

呂志伊(字天民)小傳
Mr. Lu Chih-i. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 347.)

吳金彪小傳
Gen. Wu Chin-piao. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 348.)

黎照寰(曜生)小傳
Mr. Juwan Usang Ly. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 348.)

凌其峻小傳
Mr. Chi-Chun Lin. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 348.)

王閣臣小傳
Mr. Wong Koh Shan. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 349.)

承澤(字君頤, 號恩盛)小傳
En Yee Edward Sheng. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 349.)

聶宗羲(字榕卿)小傳
Mr. Nich Chung-hsi. (R. F. E. No. 70, Aug. 9, '24. P. 349.)

支那より觀たる其の對米貿易
As China views her Trade with America. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 355.)

支那に於ける拳鬪
Boxing in China. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 357.)

米國新移民法の支那留學生移送さの衝突
New U. S. Immigration Law interferes with Chinese Student Transportation. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 358.)

冬期大饑饉防止に對する奮鬪的努力
Strenuous Efforts to prevent serious Famines Next Winter. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 360.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支那及南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雜誌略號一覽表■

Com. R.	Commerce Reports (U. S.)
E.	Economist.
M. T.	Manila Times, daily with Sunday.
P. H.	Philippine Herald, daily with Sunday.
R. F. E.	Review of Far East, weekly.
T. O. I.	Times of India, weekly.

■世　界■

一　般

世界石炭輸出情況
The Coal Export Situation. (Com. R. No. 29, July 21, '24. P. 152.)

護謨現狀と其の前途觀望
The Rubber Position and Outlook. (July 26, '24. P. 140.)

諸外國に於けるマカロニ市況
Foreign Markets for Macaroni. (Com. R. No. 31, Aug. 4, '24. P. 291.)

■亞細亞■

一　般

過去拾年間に於ける亞細亞貿易の發達
A Decade's Growth of Asia's Trade. (Com. R. No 31, Aug. 4, '24. P. 280.)

東洋より見たる米國外國貿易會議
The U. S. Foreign Trade Convention as viewed from the Orient. (R. F. E. No. 10, Aug. 9, '24. P. 326.)

亞細亞ソサエテイとパン・エシア運動
The Asia Society and the Pan-Asian Movement. (R. F. E. No. 11, Aug. 16, '24. P. 356.)

日　本

日本に於ける反米運動
The Anti-American Agitation in Japan. (From the Japan Chronicle) (R. F. E. No. 6, July 12, '24. P. 188.)

日本に於ける鐵道電化計畫
Railway Electrification Program of Japan. (Com. R. No. 29, July 21, '24. P. 156.)

日本に於ける新奢侈關税率
Japan's New Tariff on Luxuries. (Com. R. No. 30, July 28, '24. P. 262.)

日本の現狀
Conditions in Japan. (E. Aug. 9, '24. P. 233.)

日本に於ける基督教の進歩を妨げし米國の排日
"Christianity in Japan set back", stated. (M. T. Aug. 20, '24. P. 1.)

支　那

江西省に於ける自由教育計畫
Plan for Free Education in Kiangsi Province. by Moses P. K. Ko. (R. F. E. No. 5, July 5, '24, P. 148.)

上海會審公堂の實況
What the Shanghai mixed Court is and what it does? by N. F. Allman. (R. F. E. No. 5, July 5, '24. P. 148.)

變化しつゝある支那に關する一獨人の觀察
A German View on Changing China. by Professor Emil Sederer. (R. F. E. No. 5, July 5, '24. P. 150.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

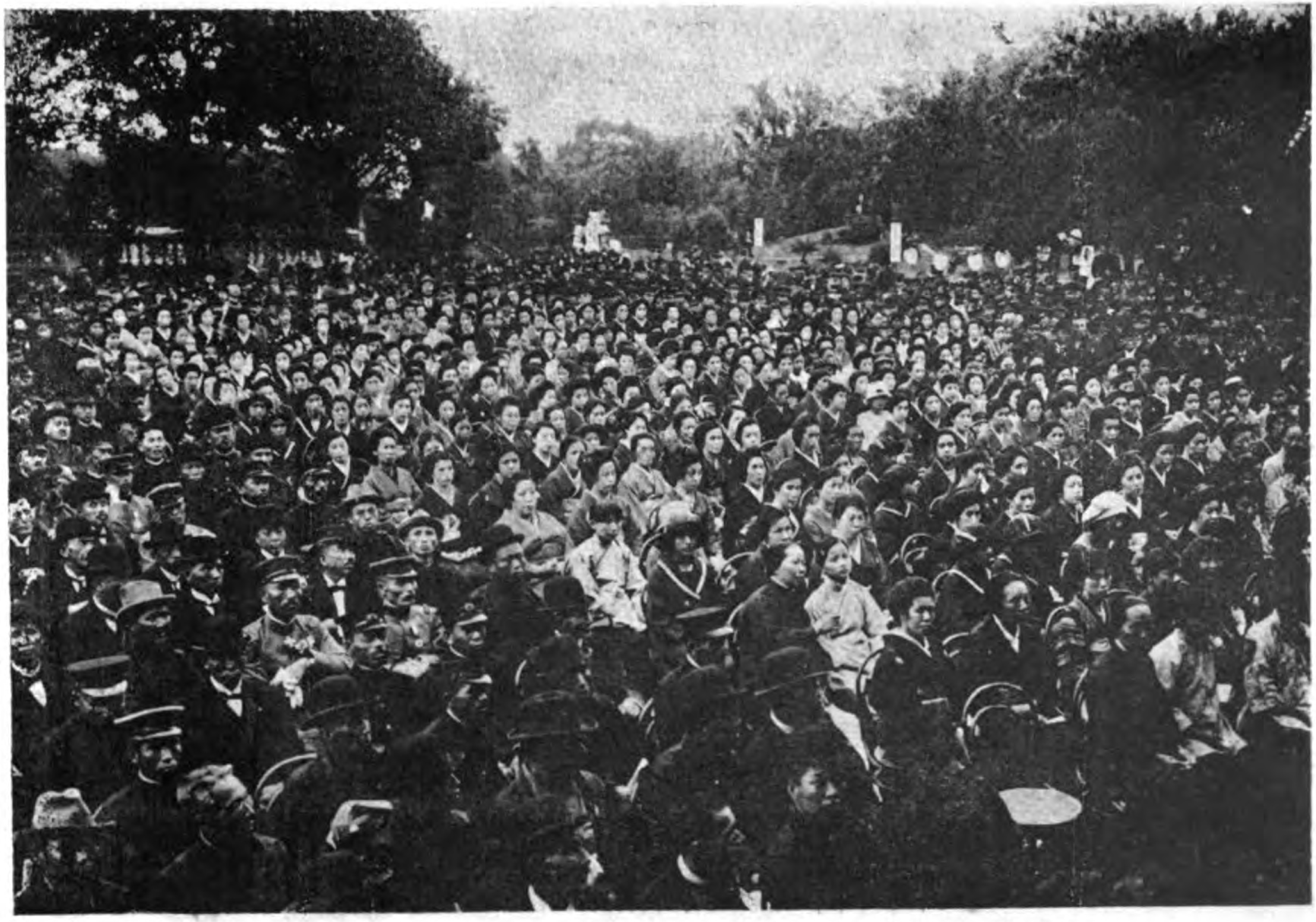

總督官邸に於ける天長節祝日祝賀大園遊會（餘興觀覽席の盛況）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN